

2 通商産業大臣は、不認可の通知をするときは、その理由をあわせて通知しなければならない。
（事務の引渡し）

第二十九条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を役員に引き渡さなければならぬ。

（成立の時期）

第三十条 商工会議所は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

（商法の準用）

第三十一条 商法第四百二十八条（設立無効の訴）の規定は、商工会議所の設立について準用する。

第五節 管理

（役員）

第三十二条 商工会議所に、会頭一人、副会頭四人以内及び専務理事一人を置く。

2 商工会議所に、常議員を置き、その定数は、第四十二条の規定による議員の定数の三分の一以内とする。

3 商工会議所に、監事二人又は三人を置く。

4 商工会議所は、前三項の役員の外、定款の定めるところにより、理事四人以内を置くことができる。
（役員職務）

第三十三条 会頭は、商工会議所を代表し、所務を総理する。

2 副会頭は、会頭を補佐し、あらかじめ会頭の定める順位により、会頭に事故があるときはその職務を代行し、会頭が欠員のときはその職務を行う。

3 専務理事は、会頭及び副会頭を補佐して所務を掌理し、会頭及び副会頭に事故があるときはその職務を代行し、会頭及び副会頭が欠員のときはその職務を行う。

4 常議員は、会頭の委任する特別の事項に関する所務を処理する。

5 監事は、商工会議所の業務及び経理を監査し、その監査の結果を議員総会に報告する。

6 理事は、専務理事を補佐して所務を処理する。

（監事の兼職の禁止）

第三十四条 監事は、会頭、副会頭、専務理事、常議員、理事又は職員職を兼ねてはならない。

（役員任期）

第三十五条 会頭は、定款の定めるところにより、議員総会において、会員（会員がその法人その他の団体である場合は、会員の権利を行使する一人の者。以下本条において同じ。）のうちから選任し、又は解任する。

2 副会頭は、定款の定めるところにより、議員総会の同意を得て、会頭が会員のうちから選任し、又は解任する。

3 専務理事は、定款の定めるところにより、議員総会の同意を得て、会頭が選任し、又は解任す

- 4 常議員は、定款の定めるところにより、議員総会において、議員（議員が法人その他の団体である場合は、第四十一条第五項の議員の職務を行う者）のうちから選任し、又は解任する。
- 5 監事は、定款の定めるところにより、議員総会において、会員のうちから選任し、又は解任する。
- 6 理事は、定款の定めるところにより、常議員会の同意を得て、会頭が選任し、又は解任する。
- 7 設立当時の役員は、前六項の規定にかかわらず、創立総会において、選任する。
- 8 左の各号の一に該当する者は、前七項の役員になることができない。
 - 一 第十五条第二項第一号又は第二号に該当する者
 - 二 未成年者
 - 三 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終つた日又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者

（役員任期）

- 第三十六条 役員任期は、三年以内において定款で定める。但し、設立当時の役員任期は、一年六箇月を超えてはならない。
- 2 役員は、再任されることができる。
 - 3 役員は、任期終了後、後任者の就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

- 4 補欠で選任された役員は、前任者の残任期間在任する。

（規約）

第三十七条 商工会議所の業務の執行について必要な事項は、定款で定めなければならないものを除き、規約で定めることができる。

（定款その他の書類の備付及び閲覧）

第三十八条 会頭は、定款、規約及び議員総会の議事録をその商工会議所の主たる事務所に備えて置かなければならない。

- 2 会員又は会員以外の特定商工業者は、何時でも、会頭に対し前項の書類の閲覧を求めることができる。この場合は、会頭は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

（決算関係書類の提出、備付及び閲覧）

第三十九条 会頭は、通常議員総会の会日の一週間前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を監事に提出し、且つ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

- 2 会頭は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常議員総会に提出し、その承認を求めなければならない。

- 8 会員又は会員以外の特定商工業者は、何時でも、会頭に対し第一項の書類の閲覧を求めることができる。この場合は、会頭は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

（会計帳簿等の閲覧）

第四十条 会員は、総会員の十分の一以上の同意を得て、何時でも、会頭に對し會計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合は、会頭は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

（議員總會及び議員）

第四十一条 商工会議所に、議員總會を置く。

2 議員總會は、左に掲げるものをもつて組織する。

一 会員及び会員以外の特定商工業者が、投票によつて会員のうちから選挙した議員

二 部会が部会員のうちから選任した議員

三 前二号の議員の外、定款の定めるところにより会員のうちから選任した議員

3 前項各号の各議員の数の比率は、政令で定める。

4 設立当時の議員は、第二項各号に規定する選任方法にかかわらず、創立總會において、選任する。

5 法人その他の団体であつて、第二項又は前項の議員となつたものは、定款の定めるところにより、議員の職務を行う者一人を定め、商工会議所に届け出なければならぬ。

6 第三十五条第八項各号の一に該当する者は、第二項若しくは第四項の議員又は前項の議員の職務を行う者となることができない。

7 役員は、議員總會に出席して意見を述べることができる。

8 何人も、同時に、二以上の議員又は第五項の議員の職務を行う者となることはできない。また、議員と第五項の議員の職務を行う者とを兼ねることはできない。

（議員の定数）

第四十二条 議員の定数は、三十人以上百五十人以内において定款で定める。

（議員の任期）

第四十三条 議員の任期は、三年以内において定款で定める。但し、設立当時の議員の任期は、一年六箇月を超えてはならない。

2 第三十六条第二項から第四項までの規定は、議員の任期について準用する。

（議員の解任）

第四十四条 議員總會は、その決議によつて、左の各号の一に該当する議員を解任することができる。

一 職務の遂行にたえないと認める議員

二 会費又は負担金の納入その他商工会議所に対する義務を怠つた議員

三 商工会議所の体面を傷つけ、又は商工会議所の目的遂行に反する行為を行つた議員

四 その他定款で定める事由に該当する議員

2 第二十条第二項及び第二十二条第一項後段の規定は、議員の解任について準用する。

（議員總會の招集）

第四十五条 会頭は、定款の定めるところにより、毎事業年度内において、少くとも一回通常議員総会を招集しなければならない。

2 会頭は、必要があると認めるときは、定款の定めるところにより、何時でも臨時議員総会を招集することができる。

3 議員が総議員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会頭に提出して議員総会の招集を請求したときは、会頭は、その請求のあつた日から三十日以内に、臨時議員総会を招集しなければならない。

4 議員総会を招集するには、少くとも会日の七日前までに、各議員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所につき、その通知を発しなければならない。

（議員総会の決議事項）

第四十六条 左に掲げる事項は、この法律に別段の定のある場合の外、議員総会の議決を経なければならない。但し、第四号から第六号まで及び第九号の事項については、定款の定めるところにより、議員総会の議決を経て、常議員会に委任することができる。

- 一 定款の変更
- 二 解散
- 三 会費及び負担金並びに選挙に関する規約の設定、変更及び廃止
- 四 規約（前号の規約を除く。）の設定、変更及び廃止

五 事業計画及び収支予算の決定及び変更

六 会員の権利の行使の停止

七 会員の除名

八 議員の解任

九 その他定款で定める事項

2 会頭は、議員総会において定款の変更の決議があつたときは、遅滞なく、申請者に、通商産業省令で定める書類を添附して通商産業大臣に提出し、その認可を申請しなければならない。

3 定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 第二十七条第二項及び第二十八条の規定は、前項の認可について準用する。

（議員総会の議長）

第四十七条 議員総会の議長は、定款の定めるところによる。

（議員総会の議事）

第四十八条 議員総会は、この法律に別段の定のある場合の外、総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 議員総会の議事は、この法律に別段の定のある場合の外、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議員総会における議員の表決権又は選挙権は、各々一個とする。

4 議員総会においては、第四十五条第四項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。但し、出席者の三分の二以上の同意があつた場合には、この限りでない。

（議員総会の特別議決方法）

第四十九条 左に掲げる事項は、議員総会において総議員の半数以上が出席し、その出席者の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

- 一 定款の変更
- 二 解散
- 三 会員の除名
- 四 議員の解任

（準用規定）

第五十条 第十七条第二項から第四項まで、商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十三条（延期又は続行の決議）、第二百四十四条（議事録）、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条（決議の取消又は無効）の規定は、議員総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「商工會議所法第四十五条」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「商工會議所法第四十九条」と読み替へるものとする。

（常議員会）

第五十一条 商工會議所に、常議員会を置く。

- 2 常議員会は、常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く。）をもつて組織する。
- 3 会頭は、必要があると認めるとき又は常議員が総常議員の五分の一以上の同意を得て請求したときは、定款の定めるところにより、常議員会を招集しなければならない。
- 4 常議員会における常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く。）の表決権は、各々一個とする。

5 理事及び監事は、常議員会に出席して意見を述べることができる。

（常議員会の決議事項）

第五十二条 左に掲げる事項は、常議員会の議決を経なければならない。

- 一 議員総会に提案すべき事項
- 二 第四十六条第一項第四号から第六号まで及び第九号に掲げる事項であつて議員総会に附議するいとまがない緊急なもの
- 三 その他定款で定める事項
- 2 前項第二号の事項についての決議は、次の議員総会に報告し、その承認を求めなければならない。

（準用規定）

第五十三条 第四十七条、第四十八条第一項及び第二項、商法第二百三十九条第五項、第二百四十条

第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十四条（議事録）、第二百四十七条（第一項後段を除く）、第二百四十八条から第二百五十条まで、第二百五十二条並びに第二百五十三条（決議の取消又は無効）の規定は、常議員会について準用する。

（部会）

第五十四条 商工会議所に、会員が営んでいる主要な事業の種類ごとに、それぞれの事業の適切な改善発達を図るために部会を置く。

2 会員は、会員の営んでいる事業に係る部会に属するものとする。

3 部会の種類、組織及び運営について必要な事項は、定款で定める。

（委員会）

第五十五条 商工会議所は、定款の定めるところにより、その目的の達成に必要な重要事項を調査研究するために委員会を置くことができる。

（事務局）

第五十六条 商工会議所に、事務局を置く。

2 事務局に、庶務を処理するために必要な職員を置く。

3 事務局の組織及び運営について必要な事項は、定款で定める。

第六節 監督

（届出及び報告）

第五十七条 商工会議所は、設立又は主たる事務所の移転の登記をしたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 商工会議所は、毎事業年度終了後、遅滞なく、収支決算、事業の状況その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に報告しなければならない。

（検査等）

第五十八条 通商産業大臣は、この法律の適正且つ円滑な実施を確保するため必要な限度において、商工会議所から報告を徴し、又はその職員をして商工会議所の業務の状況、若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の要求に応じて、これを示さなければならない。

（警告等）

第五十九条 通商産業大臣は、商工会議所の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、その商工会議所に対して警告を発し、それによつてもなお改善されないとときには、左の各号の一に掲げる処分をすることができる。

一 業務の一部の停止

二 設立認可の取消

2 通商産業大臣は、前項各号の処分をする場合には、関係都道府県知事及び日本商工会議所の意見

を聞くものとする。

第七節 解散及び清算

（解散）

第六十条 商工会議所は、左に掲げる事由によつて解散する。

一 議員総会の決議

二 破産

三 設立認可の取消

2 会頭は、議員総会において、解散の決議があつたときは、遅滞なく、申請書に通商産業省令で定める書類を添附して通商産業大臣に提出し、解散の認可を申請しなければならない。

3 解散の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 第二十八条の規定は、前項の認可について準用する。

（清算人）

第六十一条 清算人は、前条第一項第一号の規定による解散の場合には議員総会において選任し、同条同項第三号の規定による解散の場合には通商産業大臣が選任する。

第六十二条 清算人は、財産処分の方法を定め、議員総会の決議を得て、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

2 議員総会が前項の決議をしないとき又はすることができないときは、清算人は、通商産業大臣の

認可を受けて、財産処分の方法を定めなければならない。

3 残余財産は、商工会議所又はその目的と類似の公益目的を有する法人その他の団体に帰属させなければならない。

4 第二十八条の規定は、第一項及び第二項の認可について準用する。

（民法の準用）

第六十三条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第七十条（破産）、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条（解散に係るものを除く。）及び第八十三条（清算）の規定は、商工会議所の解散及び清算について準用する。

第三章 日本商工会議所

（目的）

第六十四条 日本商工会議所は、全国の商工会議所を総合調整し、その意見を代表し、国内及び国外の経済団体と提携すること等によつて、商工会議所の健全な発達を図り、もつてわが国商工業の振興に寄与することを目的とする。

（事業）

第六十五条 日本商工会議所は、その目的を達成するため、左に掲げる事業を行うものとする。

一 全国の商工会議所の意見を総合して、これを公表し、又は国会、行政庁等に具申し、若しくは建議すること。

- 二 行政庁等の諮問に應じて、答申すること。
 - 三 国民経済及び国際経済に関する調査研究を行うこと。
 - 四 国民経済及び国際経済に関する情報又は資料の収集又は刊行を行うこと。
 - 五 国内商事取引及び国際商事取引に関して商工会議所の行う事業に関し、連絡又はあつ旋を行うこと。
 - 六 国内及び国外において、博覧会、見本市等を開催し、又はこれ等の開催のあつ旋を行うこと。
 - 七 国際商事取引の紛争に関するあつ旋、調停又は仲裁を行うこと。
 - 八 商工会議所の行う商工業に関する技術又は技能の普及又は検定に関する指導を行うこと。
 - 九 商工会議所の行う商工相談事業に関する指導を行うこと。
 - 十 国内における経済団体との提携又は連絡を行うこと。
 - 十一 国外における商工会議所その他の経済団体等との提携又は連絡を行うこと。
 - 十二 商工業に関して、観光事業の総合的な改善発達を図ること。
 - 十三 国際親善に関する事業を行うこと。
 - 十四 前各号に掲げるものの外、日本商工会議所の目的を達成するために必要な事業を行うこと。
- （会員）
- 第六十六条 すべての商工会議所は、日本商工会議所の定款の定めるところにより、日本商工会議所の会員となることができる。

2 日本商工会議所は、定款の定めるところにより、商工会議所に準ずる団体を会員とすることができる。

3 第十七条から第二十二条までの規定は、会員について準用する。

第六十七条 日本商工会議所を設立するには、各都道府県内に於ける一以上の商工会議所が協同して発起人となることを要する。

2 発起人は、定款、事業計画及び収支予算を作り、少くとも会日の一箇月前までに、これらを会議の日時、場所及び議題とともに会員たる資格を有する者に示し、会員にならうとするものを募り、創立總會を開かなければならない。

3 第十七条第二項から第四項まで、第二十四条第四項から第七項まで、第二十七条から第三十条まで、商法第二百四十四条（議事録）、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条、第二百五十三条（決議の取消又は無効）及び第四百二十八条（設立無効の訴）の規定は、日本商工会議所の設立について準用する。この場合において、商法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「商工会議所法第二十四条第六項」と読み替えるものとする。

（定款記載事項）

第六十八条 定款には、左の事項を記載しなければならない。

一 目的

- 二 事業
- 三 事務所の所在地
- 四 会員の加入及び脱退に関する事項
- 五 会員の権利及び義務に関する事項
- 六 会費に関する事項
- 七 役員に関する事項
- 八 会員総会に関する事項
- 九 議員に関する事項
- 十 議員総会に関する事項
- 十一 常議員会に関する事項
- 十二 事務局に関する事項
- 十三 経理に関する事項
- 十四 事業年度
- 十五 公告の方法

（役員）

第六十九条 日本商工会議所に、会頭一人、副会頭五人以内、専務理事一人、常務理事一人及び理事四人以内を置く。

- 2 日本商工会議所に、常議員五十人以内を置く。
- 3 日本商工会議所に、監事二人又は三人を置く。
- 4 会頭、副会頭及び監事は、会員総会において、会員の代表者のうちから選任し、又は解任する。
- 5 常議員は、議員総会において、議員の代表者のうちから選任し、又は解任する。
- 6 専務理事、常務理事及び理事は、会頭が議員総会の同意を得て選任し、又は解任する。

（役員の職務）

- 第七十条 会頭は、日本商工会議所を代表し、所務を総理する。
- 2 副会頭は、会頭を補佐し、あらかじめ会頭の定める順位により、会頭に事故があるときはその職務を代行し、会頭が欠員のときはその職務を行う。
- 3 専務理事は、会頭及び副会頭を補佐して所務を掌理し、会頭及び副会頭に事故があるときはその職務を代行し、会頭及び副会頭が欠員のときはその職務を行う。
- 4 常務理事は、会頭、副会頭及び専務理事を補佐して所務を掌理し、会頭、副会頭及び専務理事に事故があるときはその職務を代行し、会頭、副会頭及び専務理事が欠員のときはその職務を行う。
- 5 理事は、専務理事及び常務理事を補佐して所務を処理する。
- 6 常議員は、会頭の委任する特別の事項に関する所務を処理する。
- 7 監事は、日本商工会議所の業務及び経理を監査し、その監査の結果を会員総会に報告する。

（監事の兼職の禁止）

第七十一条 監事は、会頭、副会頭、専務理事、常務理事、理事、常議員又は職員の職を兼ねてはならない。

（準用規定）

第七十二条 第三十五条第七項及び第八項並びに第三十六条の規定は、役員について準用する。

（会員総会）

第七十三条 日本商工會議所に、会員総会を置く。

2 会員総会は、会員をもつて組織する。

3 左に掲げる事項は、この法律に別段の定のある場合の外、会員総会の議決を経なければならぬ。但し、第四号、第五号及び第八号の事項については、定款の定めるところにより、会員総会の議決を経て、議員総会に委任することができる。

一 定款の変更

二 解散

三 会費及び選挙に関する規約の設定、変更及び廃止

四 規約（前号の規約を除く。）の設定、変更及び廃止

五 事業計画及び収支予算の決定及び変更

六 会員の除名

七 議員の解任

八 その他定款で定める事項

4 左に掲げる事項は、会員総会において総会員の半数以上が出席し、その出席者の三分の二以上で決する。

一 定款の変更

二 解散

三 会員の除名

四 議員の解任

5 第十七条第二項から第四項まで、第四十一条第七項、第四十五条、第四十六条第二項から第四項まで、第四十七条、第四十八条、商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十三条（延期又は続行の決議）、第二百四十四条（議事録）、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条（決議の取消又は無効）の規定は、会員総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「商工會議所法第四十五条」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「商工會議所法第七十三条第四項」と読み替えるものとする。

（議員総会）

第七十四条 日本商工會議所に、議員総会を置く。

2 議員総会は、議員及び議員以外の役員（理事及び監事を除く。）をもつて組織する。

- 3 左に掲げる事項は、議員総会の議決を経なければならない。
 - 一 会員総会に提案すべき事項
 - 二 会員の権利の行使の停止
 - 三 第七十三条第三項第四号、第五号及び第八号に掲げる事項であつて会員総会に附議するいとまがない緊急なもの
 - 四 その他定款で定める事項
- 4 議員総会における議員及び議員以外の役員（理事及び監事を除く。）の表決権又は選挙権は、各一個とする。
- 5 第十七条第二項から第四項まで、第四十五条、第四十七条、第四十八条第一項、第二項及び第四項、第五十一条第五項、第五十二条第二項、商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十三条（延期又は続行の決議）、第二百四十四条（議事録）、第二百四十七条（第一項後段を除く。）、第二百四十八条から第二百五十条まで、第二百五十二条並びに第二百五十三条（決議の取消又は無効）の規定は、議員総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「商工會議所法第四十五条」と読み替へるものとする。

（議員）

第七十五条 議員の定数は、百人以内において定款で定める。

- 2 議員は、定款の定めるところにより、会員が会員のうちから選任する。
- 3 第四十一条第四項及び第八項、第四十三条並びに第四十四条の規定は、議員について準用する。

（常議員会）

第七十六条 日本商工會議所に、常議員会を置く。

- 2 常議員会は、常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く。）をもつて組織する。
- 3 左に掲げる事項は、常議員会の議決を経なければならない。
 - 一 議員総会に提案すべき事項
 - 二 第七十三条第三項第四号及び第八号に掲げる事項であつて会員総会及び議員総会に附議するいとまがない緊急なもの
 - 三 その他定款で定める事項
- 4 第四十七条、第四十八条第一項及び第二項、第五十一条第三項から第五項まで、第五十二条第二項、商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十四条（議事録）、第二百四十七条（第一項後段を除く。）、第二百四十八条から第二百五十条まで、第二百五十二条並びに第二百五十三条（決議の取消又は無効）の規定は、常議員会について準用する。

（委員会）

第七十七条 日本商工會議所は、定款の定めるところにより、その目的の達成に必要な重要事項を審議するために、委員会を置くことができる。

（解散及び清算）

第七十八條 日本商工会議所は、左に掲げる事由によつて解散する。

一 会員総会の決議

二 破産

三 設立認可の取消

2 第六十條第二項から第四項まで、第六十一條、第六十二條、民法第七十條（破産）、第七十三條、第七十五條、第七十六條、第七十八條から第八十一條まで、第八十二條（解散に係るものを除く。）及び第八十三條（清算）の規定は、日本商工会議所の解散及び清算について準用する。この場合において、第六十一條及び第六十二條中「議員総会」とあるのは「会員総会」と読み替へるものとする。

（事務局）

第七十九條 日本商工会議所に、事務局を置く。

2 事務局に、庶務を処理するために必要な職員を置く。

3 事務局の組織及び運営について必要な事項は、定款で定める。

（準用規定）

第八十條 第十三條、第十四條、第三十七條から第四十條まで、第五十七條、第五十八條及び第五十九條第一項の規定は、日本商工会議所について準用する。この場合において、第十三條第一項中「その地区内の商工業者」及び同條第二項中「その商工会議所の地区内の商工業者」とあるのは「商工

会議所」と、第三十九條第一項及び第二項中「通常議員総会」とあるのは「通常会員総会」と読み替へるものとする。

第四章 雜則

（不服の申立）

第八十一條 この法律又はこの法律に基く命令の規定による行政庁の処分不服のある者は、通商産業大臣に対して不服の申立をすることができる。

2 不服の申立は、処分のあつたことを知つた日から三十日以内に、理由を記載した申立書を通商産業大臣に提出してしなければならない。但し、処分の日から六十日を経過したときは、不服の申立をすることができない。

3 正当な事由により前項の期間内に不服の申立をすることができなかつたことを疎明したときは、前項の期間経過後でも、不服の申立をすることができる。

第八十二條 通商産業大臣は、不服の申立が不適法であると認めるときは、直ちにこれを却下する。

2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

3 通商産業大臣は、決定書を申立人に送付しなければならない。

第八十三條 通商産業大臣は、不服の申立があつたときは、前条第一項の規定により却下する場合を除き、聴聞を行わなければならない。

2 聴聞に際しては、利害関係者に対して、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与

えなければならぬ。

第八十四条 通商産業大臣は、聴聞の結果を参し、や、くして、事案の決定を行う。

2 第八十二条第二項及び第三項の規定は、前項の決定について準用する。

（通商産業大臣の権限の委任）

第八十五条 通商産業大臣は、政令の定めるところにより、この法律に基く権限の一部を通商産業局長又は都道府県知事に行わせることができる。

（事業者団体の適用除外）

第八十六条 事業者団体の法（昭和二十三年法律第九十一号）は、この法律の規定に基いてする商工会議所等の行為については、適用しない。

第五章 罰則

第八十七条 第二十七条第一項又は附則第九項の規定による申請書又は添附書類に虚偽の記載をして提出した者は、三万円以下の罰金に処する。

第八十八条 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第三条第二項の規定に違反した者

二 第五十八条第一項（第八十条において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第八十九条 左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした商工会議所等の代表

者、代理人、使用人その他の従業者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第三項の規定に違反したとき。

二 第十二条第一項の規定による通商産業大臣の許可を受けずに負担金を賦課したとき。

三 第五十八条第一項（第八十条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第九十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し第八十七条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するの外、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第九十一条 左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その商工会議所等の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 第十六条第一項、第三十八条（第七十二条において準用する場合を含む。）又は第三十九条（第七十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二 第四十六条第二項（第七十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第六十条第二項（第七十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は添附書類に虚偽の記載をして提出したとき。

三 第五十七条（第八十条において準用する場合を含む。）の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をしたとき。

- 四 第六十三条及び第七十八条において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定による破産宣告の請求をしなかつたとき。
- 五 第六十三条及び第七十八条において準用する民法第七十九条又は同法第八十一条第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。
- 六 この法律に定める登記又はこの法律において準用する商法の規定に定める登記をしなかつたとき。
- 七 定款、事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録又は議事録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

附則

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和二十八年十月一日から施行する。
- 2 商工会議所法（昭和二十五年法律第二百十五号。以下「旧法」という。）は、廃止する。（組織変更）
- 3 この法律施行の際、現に存する商工会議所（現に存する日本商工会議所を除く。以下「旧商工会議所」という。）は、昭和三十年三月三十一日までに、その組織を変更して、この法律による商工会議所となることができる。

- 4 旧商工会議所は、その組織を変更して商工会議所となるには、旧商工会議所の定款（以下「旧定款」という。）の定めるところにより、会員総会を招集しなければならない。
- 5 前項の会員総会においては、定款の変更、事業計画及び収支予算の決定その他組織変更に必要な事項を議決し、役員及び議員を選任しなければならない。
- 6 附則第四項の会員総会の議事は、会員の半数以上が出席して、その出席者の三分の二以上で決する。
- 7 附則第四項の会員総会における会員の表決権及び選挙権は、旧定款の例による。
- 8 附則第四項の会員総会においては、その決議により、第三十二条及び第四十二条並びに附則第五項の規定により変更された定款の規定にかかわらず、附則第五項の役員のうち常議員については旧定款に規定する理事の定数以内において、附則第五項の議員については旧定款に規定する議員の定数以内において、その定数を定めることができる。
- 9 旧商工会議所は、附則第四項の会員総会終了後、遅滞なく、申請書に通商産業省令で定める書類を添附して通商産業大臣に提出し、組織変更の認可を申請しなければならない。
- 10 この法律施行の際、現に存する日本商工会議所（以下「旧日本商工会議所」という。）は、昭和三十年三月三十一日までに、その組織を変更して、この法律による日本商工会議所となることのできる。
- 11 附則第四項から附則第七項まで及び附則第九項の規定は、旧日本商工会議所の組織変更について

準用する。

- 12 附則第三項又は附則第十項に規定する組織変更は、当該商工會議所又は日本商工會議所の主たる事務所の所在地において登記することによつて、その効力を生ずる。
- 13 前項の規定による登記に関し必要な事項は、政令で定める。
- 14 第十七条第二項から第四項まで、第二十七条第二項、第二十八条、第二十九条、第三十六条第一項但書、第四十三条第一項但書、商法第二百四十四条（議事録）、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条、第二百五十三条（決議の取消又は無効）及び第四百二十八条（設立無効の訴）の規定は、旧商工會議所又は旧日本商工會議所の組織変更について準用する。この場合において、商法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「商工會議所法附則第六項」と読み替へるものとする。
- 15 商工會議所は、旧日本商工會議所の会員となることができる。
- 16 旧商工會議所は、旧日本商工會議所の組織変更の効力が生じたときは、そのときから昭和三十年三月三十一日まで、日本商工會議所の会員となることができる。
- 17 旧商工會議所及び旧日本商工會議所については、旧法は、昭和三十年三月三十一日まで、なおその効力を有する。
（罰則に関する経過規定）
18 旧法廃止前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（登録税法の一部改正）

- 19 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第十九条第七号中「日本育英会」を「日本育英会、商工會議所、日本商工會議所」に、「日本育英会法」を「日本育英会法、商工會議所法」に改める。

（所得税法の一部改正）

- 20 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第三条第一項第九号中「日本赤十字社、」の下に「商工會議所及び日本商工會議所、」を加える。

（法人税法の一部改正）

- 21 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。
第五条第一項第一号中「日本赤十字社、」の下に「商工會議所及び日本商工會議所、」を加える。

（地方税法の一部改正）

- 22 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
第三百四十八条第二項第十三号の次に次の一号を加える。
十四 商工會議所及び日本商工會議所が直接その本来の事業の用に供する固定資産
第七百四十三条第四号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 商工會議所及び日本商工會議所が行う事業

商工會議所法（一四三）

23

通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十八号の次に次の一号を加える。

二十八の二 商工会議所及び日本商工会議所につき許可又は認可を与え、及びこれを監督すること。

第九条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 商工会議所及び日本商工会議所に関すること。

別表

商 工 会 議 所	税 額	資本金額又は払込 済出資総額
主たる事務所の所在する市町村の人口が十万余の商工会議所	二万四千円以上	十五万円以上
主たる事務所所在する市町村の人口が十万以上二十万未満の商工会議所	三万六千円以上	三十万円以上
主たる事務所所在する市町村の人口が二十万以上三十万未満の商工会議所	四万八千円以上	五十万円以上
主たる事務所所在する市町村の人口が三十万以上五十万未満の商工会議所	六万円以上	七十万円以上
主たる事務所所在する市町村の人口が五十万以上百五十万未満の商工会議所	八万四千円以上	百万円以上
主たる事務所所在する市町村の人口が百五十万以上の商工会議所	十八万円以上	三百万円以上

設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律

（昭和二十八年八月一日
法律第四百四十四号）

設備輸出為替損失補償法（昭和二十七年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

設備等輸出為替損失補償法

「設備輸出」を「設備等輸出」に、「設備輸出者」を「設備等輸出者」に改める。

第一条中「設備」を「設備等」に改め、「本邦経済の維持及び発展に寄与する重要物資の輸入の確保に貢献する」を削る。

第二条第四号中「本邦で生産されるもの」の下に「並びに本邦で生産されるその他の製品のうちその輸出が本邦の輸出市場の開拓若しくは確保又は本邦の輸入市場の国際収支上より有利な地域への転換に著しく寄与すると認められるもので大蔵大臣の指定するもの（以下「設備等」という。）を加える。

第三条第一項中「設備輸出が重要物資の輸入市場を、国際収支上有利な地域に開拓し、又は国際収支上より有利な地域へ転換することに役立つと認められる場合その他政令で定めるこれに準ずる場合においては、」を削り、同条第三項中「五年」を「十年」に、「百億円」を「二百億円」に改める。

第九条第一項及び第二項中「五年」を「十年」に改める。

附 則

設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律（一四四）

この法律は、公布の日から施行する。

武器等製造法

（昭和二十八年八月一日
法律第四百十五号）

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 武器（第三条―第十六条）
- 第三章 猟銃等（第十七条―第二十条）
- 第四章 雑則（第二十一条―第三十条）
- 第五章 罰則（第三十一条―第三十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、武器の製造の事業の事業活動を調整することによつて、国民経済の健全な運行に寄与するとともに、武器及び猟銃等の製造、販売その他の取扱を規制することによつて、公共の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第二条

この法律において「武器」とは、左に掲げる物をいう。

- 一 銃砲（産業、娯楽、スポーツ又は救命の用に供するものを除く。以下同じ。）
- 二 銃砲弾（銃砲用のものをいい、発光又は発煙のために使用されるものを含む。以下同じ。）
- 三 爆発物（破壊、燃焼若しくは殺傷又は発光若しくは発煙のために使用され、且つ、信管により作用する物であつて、産業、娯楽、スポーツ又は救命の用に供するもの以外のものをいい、銃砲弾を除く。以下同じ。）

- 四 爆発物を投下し、又は発射する機械器具であつて、政令で定めるもの
 - 五 前各号に掲げる物に類する機械器具であつて、政令で定めるもの
 - 六 もつばら前各号に掲げる物に使用される部品であつて、政令で定めるもの
- 2 この法律において「猟銃等」とは、左に掲げる物をいう。

- 一 猟銃
 - 二 捕鯨砲
 - 三 もり銃
 - 四 と殺銃
- 第二章 武器

（製造の許可）

第三条 武器の製造（改造及び修理を含む。以下同じ。）の事業を行おうとする者は、工場又は事業場
武器等製造法（一四五）

ことに、その製造をする武器の種類を定めて、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

第四条 武器の製造は、前条の許可を受けた者（以下「武器製造事業者」という。）でなければ、行つてはならない。但し、試験的に製造をする場合その他通商産業省令で定める場合において、通商産業大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

（許可の基準）

第五条 通商産業大臣は、第三条の許可の申請が左の各号に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

- 一 当該武器の製造のための設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。
- 二 当該武器の保管のための設備が通商産業省令で定める要件を備えること。
- 三 その許可をすることによつて当該武器の製造の能力が著しく過大にならないこと。
- 四 事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること。
- 五 申請者が左に掲げる事由に該当しないこと。

イ この法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

ロ 第十五条の規定により製造の事業の許可を取り消され、取消の日から三年を経過しない者

ハ 最近三年以内に、他の法令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その情状が武器製造事業者として不適当な者

ニ 禁治産者

ホ 法人であつて、その業務を行う役員のうちニからニまでの一に該当する者があるもの

2 通商産業大臣は、前項の申請が同項各号に適合していないと認めるときは、その旨を申請者に通知しなければならない。

（許可の取消）

第六条 通商産業大臣は、武器製造事業者が正当な事由がないのに、一年以内にその事業を開始せず、又は一年以上引き続きその事業を休止したときは、その許可を取り消すことができる。

（承継）

第七条 武器製造事業者について、相続又は合併があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、武器製造事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により武器製造事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（武器の種類の変更）

第八条 武器製造事業者は、その製造をする武器の種類を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 第五条第一項第一号から第四号まで及び第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（製造設備及び保管設備）

第九条 武器製造事業者は、当該武器の製造のための設備を第五条第一項第一号の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 武器製造事業者は、当該武器の保管のための設備を第五条第一項第二号の要件を備えるように維持しなければならない。

3 通商産業大臣は、当該武器の製造のための設備が第五条第一項第一号の技術上の基準に適合せず、又は当該武器の保管のための設備が同項第二号の要件を備えていないと認めるときは、期間を定めて、技術上の基準に適合し、又は要件を備えるように当該設備を修理し、又は改造すべきことを命ずることができる。

第十条 武器製造事業者は、当該武器の製造のための設備であつて、通商産業省令で定めるものを新設し、増設し、又は改造しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 第五条第一項第一号、第三号及び第四号並びに第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（保管規程）

第十一条 武器製造事業者は、当該武器の保管について保管規程を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 通商産業大臣は、保管規程が当該武器の亡失又は盗難の防止に適當であると認めるときは、前項の認可をしなければならない。

3 武器製造事業者及びその従業者は、保管規程を守らなければならない。

（工場等の移転）

第十二条 武器製造事業者は、その工場又は事業場を移転しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 第五条第一項第一号及び第二号並びに第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（事業の廃止の届出）

第十三条 武器製造事業者は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（許可の失効）

第十四条 武器製造事業者がその事業を廃止したときは、許可は、その効力を失う。

（許可の取消等）

第十五条 通商産業大臣は、武器製造事業者が左の各号の一に該当するときは、第三条の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第五条第一項第五号イからホまでの一に該当するに至つたとき。

二 第八条第一項、第十条第一項又は第十二条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けなかったとき。

三 第二十一条第一項の条件に違反したとき。

四 不正な手段により武器の製造の事業の許可を受けたとき。

（契約の届出）

第十六条 武器を譲渡し、又は武器の製造を請け負い、若しくはその委託を受ける契約を締結しようとする者は、あらかじめ、譲渡の対価又は請負若しくは委託の報酬、引渡の期日その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならぬ。但し、武器製造事業者に対しその製造をする武器の材料、部品若しくは附属品たる武器を譲渡し、又はその材料、部品若しくは附属品たる武器の製造を請け負い、若しくはその委託を受ける契約及び武器を販売しようとする者に対しその販売する武器を譲渡し、又はその製造を請け負い、若しくはその委託を受ける契約については、この限りでない。

2 通商産業大臣は、前項の規定により届出があつた事項が著しく不当であつて、国民経済の健全な運行に支障を生ずると認めるときは、その届出をした者に対し、戒告することができる。

第三章 猟銃等

（製造の許可）

第十七条 猟銃等の製造の事業を行おうとする者は、工場又は事業場ごとに、その製造をする猟銃等の種類を定めて、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 第五条第一項第二号及び第五号並びに第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第十八条 猟銃等の製造（修理を除く。以下この条において同じ。）は、前条第一項の許可を受けた者

（以下「猟銃等製造事業者」という。）でなければ、行つてはならない。但し、試験的に製造をする場合において、都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

（販売の事業の許可）

第十九条 猟銃等の販売の事業を行おうとする者は、店舗ごとに、その販売する猟銃等の種類を定めて、都道府県知事の許可を受けなければならない。但し、猟銃等製造事業者がその製造に係る猟銃等をその工場又は事業場において販売する場合は、この限りでない。

2 第五条第一項第二号及び第五号並びに第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（準用）

第二十条 第六条から第八条まで、第九条第二項及び第三項並びに第十二条から第十五条までの規定は、猟銃等の製造又は販売の事業に準用する。この場合において、第六条、第七条第二項、第八条第一項、第九条第三項、第十二条第一項、第十三条及び第十五条中「通商産業大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第八条第二項中「第五条第一項第一号から第四号まで」とあり、第十二条第二項中「第五条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第五条第一項第二号」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

（許可の条件）

第二十一条 第三条、第八条第一項（前条において準用する場合を含む。）、第十条第一項、第十二条第一項（前条において準用する場合を含む。）、第十七条第一項又は第十九条第一項の許可には、条

件を附することができる。

- 2 前項の条件は、許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、且つ、許可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならぬ。

（国に対する適用）

- 2 前項の場合において、「許可」又は「認可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

（帳簿）

第二十三条 武器製造事業者、猟銃等製造事業者及び第十九条第一項の許可を受けた者（以下「猟銃等販売事業者」という。）は、帳簿を備え、武器（火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第二条第三号の火工品たるものを除く。第二十六条において同じ。）の製造又は猟銃等の製造若しくは販売について、通商産業省令で定める事項を記載しなければならぬ。

（報告の徴収）

第二十四条 通商産業大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、武器製造事業者、猟銃等製造事業者又は猟銃等販売事業者に対し、その業務に関する報告をさせることができる。

（立入検査等）

第二十五条 通商産業大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、武器製造事業者、猟銃等製造事業者又は猟銃等販売事業者の工場、事業場、店舗、事務所又は倉庫に立ち入り、その者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 警察官、警察吏員又は海上保安官は、人の生命、身体若しくは財産の保護又は公共の安全の保持のため特に必要があるときは、武器製造事業者、猟銃等製造事業者又は猟銃等販売事業者の武器又は猟銃等を保管する場所に立ち入り、関係者に質問することができる。

- 3 前二項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者に呈示しなければならぬ。

- 4 第一項又は第二項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならぬ。

（事故届）

第二十六条 武器製造事業者、猟銃等製造事業者又は猟銃等販売事業者は、その所有し、又は占有する武器又は猟銃等を失い、又は盗まれたときは、遅滞なく、その旨を警察官、警察吏員又は海上保安官に届け出なければならぬ。

（手数料）

第二十七条 左の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める金額の手数料を納めなければならない。

納付しなければならない者	金額
一 第三条の許可を受けようとする者	二万円
二 第八条第一項の許可を受けようとする者	一万円
三 第十条第一項の許可を受けようとする者	五千円
四 第十二条第一項の許可を受けようとする者	一万円
五 第十七条第一項の許可を受けようとする者	六千円
六 第十九条第一項の許可を受けようとする者	四千円
七 第二十条において準用する第八条第一項又は第十二条第一項の許可を受けようとする者	三千円

2 前項の手数料は、第三条、第八条第一項、第十条第一項又は第十二条第一項の許可を受けようとする者の納付するものについては、国庫の、その他の者の納付するものについては、当該都道府県の収入とする。

(通商産業大臣と公安委員会との関係等)

第二十八条 通商産業大臣又は都道府県知事は、第三条、第四条但書、第八条第一項若しくは第十二

条第一項（これらの各規定を第二十条において準用する場合を含む。）、第十七条第一項、第十八条但書若しくは第十九条第一項の許可をし、第七条第二項若しくは第十三条（これらの各規定を第二十条において準用する場合を含む。）、第十四条の規定による届出を受理し、又は第六条若しくは第十五条（これらの各規定を第二十条において準用する場合を含む。）、第十六条の規定により許可の取消をしたときは、政令で定める区分に従い、その旨を国家公安委員会、都道府県公安委員会、市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会又は海上保安庁長官に通報しなければならない。

2 警察官、警察吏員又は海上保安官は、第二十六条の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に通報しなければならない。

(聴聞)

第二十九条 行政庁は、第六条又は第十五条（これらの各規定を第二十条において準用する場合を含む。）、第十四条の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間において予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(不服の申立)

第三十条 この法律の規定による行政庁の処分に対して不服のある者は、その旨を記載した書面をも

つて、当該行政庁に不服の申立をすることができぬ。

2 行政庁は、前項の不服の申立があつたときは、前条の例により公開の聴聞をした後、文書をもつて決定をし、その写を不服の申立をした者に送付しなければならない。

第五章 罰則

第三十一条 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条の規定に違反した者

二 第十五条（第二十条において準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の命令に違反した者

三 第十七条第一項の許可を受けずに猟銃等の修理の事業を行つた者

四 第十八条の規定に違反した者

五 第十九条第一項の許可を受けずに猟銃等の販売の事業を行つた者

第三十二条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八条第一項の許可を受けずにその製造をする武器の種類を変更した者

二 第九条第三項の規定による設備の修理又は改造の命令に違反した者

三 第十条第一項の許可を受けずに設備を新設し、増設し、又は改造した者

四 第十一条第一項の認可を受けずに武器の製造の事業を行つた者

五 第十二条第一項の許可を受けずにその工場又は事業場を移転した者

六 第二十条において準用する第八条第一項の許可を受けずにその製造をし、又は販売する猟銃等の種類を変更した者

七 第二十条において準用する第十二条第一項の許可を受けずにその工場若しくは事業場又は店舗を移転した者

第三十三条 第十六条第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第三十四条 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第七条第二項若しくは第十三条（これらの各規定を第二十条において準用する場合を含む。）又は第二十六条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十三条の規定による事項を帳簿に記載せず、又は虚偽の記載をした者

三 第二十四条の規定に基づく政令の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第二十五条第一項又は第二項の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述をした者

第三十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、各

本条の罰金刑を科する。

附 則

- 1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める。
- 2 この法律の施行の際、現に武器若しくは猟銃等の製造又は猟銃等の販売の事業を行つてゐる者は、第三条、第十七条第一項又は第十九条第一項の許可を受けなくても、この法律の施行の日から起算して六十日を限り、武器製造事業者、猟銃等製造事業者又は猟銃等販売事業者とみなす。これらの者がその期間内に第三条、第十七条第一項又は第十九条第一項の許可を申請した場合において、その期間を経過したときは、その申請に対する処分のある日まで、また同様とする。
- 3 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。
 第四条第一項中第三十六号の次に次の一号を加える。
 三十六の二 武器の製造の事業を許可すること。
 第十条第一号中「航空機」を「航空機、銃砲」に改め、同条第六号を次のように改める。
 六 武器の製造の事業の許可に関する事。（軽工業局の所掌に係ることを除く。）

第二十五条第一項の表中

航空機生産審議会	航空機及びその関連機器の生産に関する重要事項を調査審議すること。
航空機生産審議会	航空機及びその関連機器の生産に関する重要事項を調査審議すること。
武器生産審議会	武器の生産に関する重要事項を調査審議すること。

重要事項を調査審議すること。
すること。

に改める。

- 4 銃砲刀剣類等所持取締令（昭和二十五年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。
 第二条に次の四号を加える。
 五 武器等製造法（昭和二十八年法律第四百十五号）の武器製造事業者、猟銃等製造事業者、同法第四条但書若しくは第十八条但書の許可を受けた者又はこれらの者の使用人（当該武器製造事業者、当該猟銃等製造事業者又は当該許可を受けた者があらかじめ、その住所を管轄する公安委員会（都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会をいう。以下同じ。）に届け出たものに限る。）がその製造に係るもの（猟銃等製造事業者が修理をする場合にあつては、猟銃等販売事業者又は次条の規定による許可を受けて所持する者から修理を委託されたものに限る。）を業務のため所持するとき。
 六 武器等製造法の猟銃等販売事業者又はその使用人（当該猟銃等販売事業者があらかじめ、その住所を管轄する公安委員会に届け出たものに限る。）が猟銃等製造事業者、猟銃等販売事業者若しくは次条の規定による許可を受けて所持する者から譲り受けたもの又は当該猟銃等販売事業者が輸入したものを業務のため所持するとき。
 七 文化財保護委員会の承認を受けて刀剣類の製作をする者がその製作をしたものを研まの完了
 武器等製造法（一四五）

八 その住所地を管轄する都道府県知事に届け出て捕鯨用標識銃、救命索発射銃又は救命用信号銃の製造をする者がその製造に係るものを製造の完了の日から三十日間所持するとき。

第三条中「（都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会をいう。以下同じ。）」を削る。

第六条の次に次の一条を加える。

第六条の二 第三条の規定による許可を受けて銃砲を所持する者が当該許可に係る銃砲を武器等製造法の猟銃等販売事業者に譲り渡す場合においては、当該許可証とともにしなければならぬ。

この場合においては、前条第一項第一号の規定は、適用しない。

2 前項の場合において、猟銃等販売事業者は、すみやかに、当該許可証に、譲渡人の譲渡承認書を添えて、その店舗の所在地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

第二十九条第一号中「第六条第一項、」の下に「第六条の二第二項、」を加える。

漁船損害補償法の一部を改正する法律

（昭和二十八年八月一日
法律第百四十六号）

漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 漁船保険組合の組織

第一節 通則（第四条—第十二条）

第二節 設立（第十三条—第二十一条）

第三節 組合員（第二十二条—第二十九条）

第四節 管理（第三十条—第四十九条）

第五節 解散及び清算（第五十条—第六十二条）

第六節 登記（第六十三条—第八十三条）

第七節 監督（第八十四条—第八十八条）

第三章 漁船保険組合の漁船保険事業

第一節 通則（第八十九条—第一百十一条）

漁船損害補償法の一部を改正する法律（一四六）

第二節 普通損害保険及び特殊保険（第一百二十二条―第一百三十三条の八）

第三節 満期保険（第一百三十三条の九―第一百三十三条の十八）

第四章 政府の再保険事業（第一百四十一条―第一百二十六条）

第五章 漁船保険中央会（第二百二十七条―第三百三十八条）

第六章 保険料の負担及び補助金の交付（第三百三十九条―第四百三十三条）

第七章 罰則（第四百四十一条―第四百四十六条）

附則

第一条を次のように改める。

（この法律の目的）

第一条 この法律は、漁船につき、不慮の事故による損害の復旧及び適期における更新を容易にし、もつて漁業経営の安定に資することを目的とする。

第三条を次のように改める。

（定義）

第三条 この法律において「漁船保険」とは、漁船（漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第二条第一項（漁船の定義）に規定する漁船をいう。以下同じ。）を保険の目的としてこの法律により行う相互

2 漁船保険は、普通保険及び特殊保険とし、普通保険は、普通損害保険及び満期保険とする。

3 この法律において「特殊保険」とは、戦争、変乱その他政令で定めるこれに準ずるものによる滅失、

沈没、損傷その他の事故（以下「特殊保険事故」という。）により損害が生じた場合に保険金額を支払う保険をいい、「普通損害保険」とは、特殊保険事故以外の滅失、沈没、損傷その他の事故（以下「普通損害保険事故」という。）により損害が生じた場合に保険金額を支払う保険をいい、「満期保険」とは、保険期間が満了した場合又は保険期間中の普通損害保険事故により損害が生じた場合に保険金額を支払う保険をいう。

「第二章 漁船保険組合」を「第二章 漁船保険組合の組織」に改める。

第七条第三項中「漁業に従事する特定の漁船」を「漁業に従事し、又はもつばら漁場から漁獲物若しくはその製品を運搬する漁船であつて政令で定める総トン数以上のもの」に改める。

第二十五条第一項中「第三十三条第一項」を「第九十六条第一項」に、「組合が、同条第二項の規定により承継を拒んだとき」を「その者が組合員たる資格を有しないとき」に改め、同条第二項中「第三十三条第三項」を「第九十六条第三項」に改め、第二十六条第三項中「第六十九条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、第二十九条第一項中「第六十二条第三項」を「第三十七条第三項」に改める。

第二章第四節を削る。

「第五節 管理」を「第四節 管理」に改め、第六十五条第四項中「第六十条及び第六十一条」を「第三十五条及び第三十六条」に改め、第六十六条中「第五十九条」を「同法第五十九条」に改め、第六十九条第五項中「第六十七条」を「第四十二条」に改め、第七十条中「第六十二条第三項」を「第三十七条第三項」

に改め、第七十一条第七項中「第六十二条第一項」を「第三十七条第一項」に、「市町村」を「市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五十五条第二項の市にあつては区、特別区のある地にあつては特別区。以下同じ。）」に改め、同条第九項中「第五十六条及び第六十五条」を「第三十一条及び第四十条」に改め、第五十五条を第三十条とし、以下第七十四条までを順次二十五条ずつ繰り上げる。

「第六節 解散及び清算」を「第五節 解散及び清算」に改め、第七十五条第一項第五号中「第一百一十一条」を「第八十六条」に改め、同条第二項中「第六十九条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、第七十六条第二項中「まで経過しない期間に対する保険料」を「普通損害保険及び特殊保険にあつては、まだ経過しない期間に対する保険料を、満期保険にあつては、第百十三条の十一第一項の積立保険料のうち純保険料及びまだ経過しない期間に対する附加保険料並びに同項の損害保険料のうちまだ経過しない期間に対するもの」に改め、第七十七条第一項中「第六十九条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、第八十条第二項中「第五十五条第四項本文」を「第三十条第四項本文」に改め、同条第三項中「第六十九条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、第八十一条中「第九十四条」を「第六十九条」に改め、第八十七条中「漁船損害補償法第八十三条」を「漁船損害補償法第五十八条」に改め、第七十五条を第五十条とし、以下第八十七条までを順次二十五条ずつ繰り上げる。

「第七節 登記」を「第六節 登記」に改め、第九十条第一項、第九十一条及び第九十四条中「第八十八条第二項」を「第六十三条第二項」に改め、第九十五条第二項中「第九十一条」を「第六十六条」に改め、第九十八条第三項中「第七十九条第一項」を「第五十四条第一項」に改め、第九十九条中「第八十八条第

三項」を「第六十三条第三項」に改め、第百条第一項中「第八十八条第二項」を「第六十三条第二項」に改め、同条第三項中「第九十八条第一項」を「第七十三条第一項」に改め、第百一条第一項中「第九十二条」を「第六十七条」に改め、第百二条第一項中「第九十三条」を「第六十八条」に改め、第百三条第一項中「第九十四条」を「第六十九条」に改め、同条第二項中「第九十八条第三項」を「第七十三条第三項」に改め、第百四条第一項中「第九十五条第一項」を「第七十条第一項」に改め、同条第二項中「第九十五条第二項」を「第七十条第二項」に改め、第百五条第二項中「第八十六条」を「第六十一条」に改め、第百八条中「第百四十一条」を「第百四十二条」に改め、第八十八条を第六十三条とし、以下第百八条までを順次二十五条ずつ繰り上げる。

「第八節 監督」を「第七節 監督」に改め、第百十一条第一項中「第百九条」を「第八十四条」に改め、第百九条を第八十四条とし、以下第百十三条までを順次二十五条ずつ繰り上げ、改正後の第八十八条の次に次の一章を加える。

第三章 漁船保険組合の漁船保険事業

第一節 通則

（保険の目的）

第八十九条 地域組合の保険の目的たるべき漁船は、総トン数千トン未満の漁船とする。但し、水産業協同組合以外の法人であつてその常時使用する従業員の数が三百人以上で、且つ、使用漁船の合計総トン数が三百トン以上のものが所有する政令で定める総トン数以上の漁船については、定款で

漁船損害補償法の一部を改正する法律（一四六）

別段の定をした場合の外は、保険の目的とすることができない。

2 業態組合の保険の目的たるべき漁船は、第七条第三項に規定する漁船であつて総トン数千トン未満のものとする。

3 地域組合又は業態組合のいずれか一方の保険の目的となつてゐる漁船は、他の一方の保険の目的とすることができない。

4 漁具は、定款の定めるところにより特約があり、且つ、漁具とその属する漁船とが同一の者の所有に係る場合に限り、その属する漁船とともに保険の目的とすることが出来る。

5 前項の規定により漁具を保険の目的とする場合においては、この法律の規定中「漁船」とあるのは「漁船（漁具を含む。）」と読み替へるものとする。

（保険関係の成立）

第九十条 保険関係は、組合が保険料を受け取つた時に成立する。

（保険引受の拒否の制限）

第九十一条 組合は、組合員又は組合員たる資格を有する者から保険の申込があつたときは、正当な事由がなければ、これに対して保険の引受を拒むことができない。

（保険料の相殺の制限）

第九十二条 組合員又は保険の申込人は、組合に支払うべき保険料につき、相殺をもつて組合に対抗することができない。

（保険証券の交付及び記載事項）

第九十三条 組合は、組合員の請求があつたときは、保険証券を交付しなければならない。

2 保険証券に記載すべき事項は、省令で定める。

（組合のてん補責任の開始期）

第九十四条 組合の損害をてん補する責任は、定款で別段の定をした場合の外は、保険関係が成立した日の翌日から始まる。

（事故の確定による無効）

第九十五条 前条の規定により組合の損害をてん補の責任が始まる前において、既に事故が生じ得ないこととなつたとき、又は生じていたときは、当該漁船保険は、無効とする。

（保険の目的の譲渡）

第九十六条 保険の目的たる漁船の譲受人は、組合に通知して、譲渡人が保険関係について有する権利義務を承継することができる。但し、左の各号の一に該当する場合には、この限りでない。

一 満期保険以外の保険の保険関係についての権利義務を承継しようとする場合において、当該漁船の譲受人が組合員たる資格を有しないとき。

二 組合が、正当な事由により、通知を受けた後直ちに譲受人に通知して、その承継を拒んだとき。

2 前項の規定により満期保険の保険関係に関する権利義務を承継した者が組合員たる資格を有しない

い場合には、その者は、この節及び第三節の規定の適用については、組合員とみなす。

3 前二項の規定は、保険の目的たる漁船につき、相続その他の包括承継又は遺贈があつた場合に準用する。

（損害防止軽減の義務）

第九十七条 組合員は、保険の目的たる漁船につき、損害の防止及び軽減に努めなければならない。

このために必要又は有益であつた費用は、省令の定めるところにより、組合がてん補する。

（無効な保険の保険料の払いもどし）

第九十八条 漁船保険の全部又は一部が無効である場合において、保険の申込人が善意で且つ重大な過失がないときは、当該申込人は、保険料の全部又は一部の払いもどしを請求することができる。

但し、附加保険料については、組合は、定款の定めるところにより、その全部又は一部を払いもどさないことができる。

（組合員の通知義務）

第九十九条 組合員は、保険の目的たる漁船につき組合のてん補すべき損害が発生したときは、定款の定めるところにより、遅滞なく、その旨を組合に通知しなければならない。

第一百条 組合員は、定款の定めるところにより、保険の目的たる漁船の構造、設備、漁業の種類等につき、重大な変更を加えようとするときは、あらかじめ、組合に通知しなければならない。

2 保険の目的たる漁船の危険が、その構造、設備、漁業の種類等の重大な変更により著しく増加す

る場合においては、組合は、組合員に対して、その変更を制限し、その他必要な処置をすべきことを指示することができる。

（組合の保険の目的の調査等）

第一百一条 組合は、保険の目的たる漁船に関して、調査をし、又は組合員に通常の修繕その他必要な処置をすべきことを指示することができる。

（組合の免責事由）

第一百二条 左の場合には、組合は、てん補すべき額の全部又は一部につき、てん補する責を免かれることができる。

一 保険の目的たる漁船につき、事故による損害が、法令に違反して航行又は操業した場合に生じたとき。

二 組合員が、保険の目的たる漁船につき、損害の防止又は軽減を怠つたとき。

三 組合員が第九十九条の規定による通知を著しく遅滞したため、損害の状況の認定が困難となつたとき。

四 組合員が第一百条第一項の規定による通知を怠り、又は同条第二項の規定による組合の指示に従わなかつたとき。

五 組合員が前条の規定による調査を拒み、又は指示に従わなかつたとき。

第一百三條 組合は、組合員の故意又は重大な過失によつて生じた損害及び船長その他漁船を指揮する

漁船損害補償法の一部を改正する法律（一四六）

者の故意によつて生じた損害をてん補する責を負わない。

第百四条 組合は、保険の目的たる漁船が法令に違反して使用されたために法令に基いてなされた処分によつて生じた損害をてん補する責を負わない。

（委付の原因）

第百五条 左の場合には、組合員は、保険の目的たる漁船を組合に委付して保険金額の全部を請求することができる。

- 一 漁船が沈没したとき。
 - 二 漁船の行方が知れなくなつたとき。
 - 三 漁船が修繕することができなくなつたとき。
 - 四 漁船が捕獲、だ捕又は抑留され、三十日間解放されなかつたとき。
- 2 前項第三号の規定に該当する場合については、省令で定める。

（追徴金）

第百六条 組合は、定款の定めるところにより、追徴金を支払わせることができる。

2 前項の追徴金に関する制限は、省令で定める。

3 組合に支払うべき追徴金については、相殺をもつて組合に対抗することができない。

（保険金額の削減）

第百七条 組合は、保険金額の支払に不足を生ずるときは、定款の定めるところにより、保険金額を

削減することができる。

2 組合が前項の規定により保険金額を削減する場合であつても、その支払う保険金額は、政府から支払を受けた再保険金額を下るものであつてはならない。

（責任準備金の積立）

第百八条 組合は、毎事業年度の終において存する漁船保険につき、省令の定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。

（準備金の積立）

第百九条 組合は、不足金の補てんに備えるため、省令の定めるところにより、毎事業年度の剰余金のうちから準備金を積み立てなければならない。

（剰余金の分配）

第百十条 組合は、定款の定めるところにより、組合員に対し、剰余金を分配することができる。

（商法の準用）

第百十一条 組合の漁船保険については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百三十一条から第六百三十六条まで、第六百三十八条、第六百三十九条、第六百四十四条から第六百四十六条まで、第六百五十九条、第六百六十一条、第六百六十二条（損害保険の総則）、第八百三十四条第一項、第八百三十六条第一項及び第二項並びに第八百三十七条から第八百四十一条まで（保険委付）の規定を準用する。この場合において、同法第八百三十四条第一項中「六ヶ月間」及び第八百三十六条第一項中

漁船損害補償法の一部を改正する法律（一四六）

「三ヶ月間」とあるのは「省令ヲ以テ定ムル期間」と、第八百三十六条第二項中「第八百三十三条第一号、第三号及び第四号」とあるのは「漁船損害補償法第五十五条第一項第一号及び第三号」と読み替へるものとする。

第二節 普通損害保険及び特殊保険

（付保義務の発生）

第十二条 漁業協同組合の地区内に住所を有し、且つ、指定漁船（一年を通じて六十日以上漁業に従事する総トン数百トン未満一トン以上の動力漁船であつて、当該地区内に主たる根拠地を有する漁船をいう。以下同じ。）を所有する者の総員の三分の二以上の者が、政令で定める手続により、当該地区内に住所を有する指定漁船の所有者（以下「指定漁船所有者」という。）はすべてその所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことにつき同意をしたときは、指定漁船所有者（同意があつた後に指定漁船所有者となつた者を含む。）は、その所有する指定漁船の全部を、政令で定める金額を下らない額を保険金額として、普通損害保険に付さなければならない。当該漁船についての保険期間が満了したときも、同様とする。

2 前項の規定により普通損害保険の目的とすべき漁船が、同項の規定による同意（以下「義務付保の同意」という。）があつた時において現に普通損害保険、満期保険若しくは保険会社の普通海上保険に付されている場合又はその後において満期保険に付された場合には、同項の規定の適用については、当該保険の保険金額の限度において同項の規定により普通損害保険に付されたものとみなす。

（付保義務発生の公示等）

第十三条 義務付保の同意があつたときは、政令の定めるところによりその同意をした者を代表する者（以下この節において「代表者」という。）は、当該地区の全部又は一部をその区域内に含む市町村及び都道府県の長に対し、その旨を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受けた市町村の長は、義務付保の同意があつた旨及びその同意に係る地区を公示しなければならない。

（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）

第十三条の二 義務付保の同意があつた場合において、代表者が、その同意に係る地区を地区とする漁業協同組合に対し、その同意があつたことを証する書面を添えて、当該漁業協同組合の組合員たる指定漁船所有者が当該指定漁船につき組合に支払うべき保険料（特殊保険の保険料を除く。以下この条において同じ。）を集収してその者に代り組合に払い込む事業を行うべき旨の申出をしたときは、当該漁業協同組合は、正当な事由がある場合の外は、その申出に係る事業を行わなければならない。

2 前項の規定は、同項の規定による事業を行う漁業協同組合に対し、当該漁業協同組合の組合員から、その所有する指定漁船以外の漁船につき組合に支払うべき保険料を集収してその者に代り組合に払い込むべき旨の申出があつた場合に準用する。

- 3 第一項の規定による事業を行う漁業協同組合は、その組合員以外の者であつてその地区内に住所を有する者がその所有する漁船につき組合に支払うべき保険料についても、これを集収してその者に代り組合に払い込む事業を行うことができる。
- 4 組合は、前三項の規定により保険料の集収及び払込をした漁業協同組合に対し、その事務費として、政令で定める金額を交付しなければならない。
- 5 第二項及び第三項の規定は、普通保険の保険金額が政令で定める金額に達しない漁船については、適用しない。

（付保義務の消滅）

第百十三条の三 第百十二条第一項の規定により指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、左の場合には、消滅する。

- 一 政令で定める手続により指定漁船所有者の総員の二分の一以上の者が当該義務を消滅させることにつき同意をしたとき。
- 二 政令で定める場合を除き、義務付保の同意に係る地区を地区とする漁業協同組合の地区に変更があつたとき。
- 三 前号の漁業協同組合が解散したとき。
- 四 指定漁船所有者が二人未満となつたとき。
- 2 第百十三条の規定は、前項の規定により指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅した場合

に準用する。

（委任規定）

第百十三条の四 前四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（保険期間）

第百十三条の五 保険期間は、普通損害保険にあつては一年とし、特殊保険にあつては四箇月とする。但し、組合は、省令の定めるところにより、定款で別段の定をすることができる。

（組合のてん補責任）

第百十三条の六 組合は、保険の目的たる漁船につき、普通損害保険事故又は特殊保険事故によつて生じた損害をてん補する。但し、特殊保険事故が捕獲、だ捕又は抑留によつて生じた場合には、特約がなければ、これによつて生じた損害をてん補する責を負わない。

2 前項の規定によりてん補すべき損害の範囲に関して必要な事項は、省令で定める。

（危険の消滅）

第百十三条の七 組合員は、保険の目的たる漁船につき、保険期間中組合が負担した危険が消滅したときは、政令の定めるところにより、保険料の一部の払いもどしを請求することができる。

（商法の準用）

第百十三条の八 組合の普通損害保険及び特殊保険については、商法第六百三十七条（保険価額の著しい減少）及び第六百六十三条（短期時効）の規定を準用する。この場合において、同法第六百六十

三条中「保険料支払ノ義務」とあるのは、「保険料支払ノ義務及び追徴金支払ノ義務」と読み替えるものとする。

第三節 満期保険

（保険の目的）

第百十三条の九 満期保険の保険の目的たるべき漁船は、保険期間の満了（以下「満期」という。）の時において、進水後省令で定める期間を経過しない漁船とする。

（保険の目的たる漁船の価額）

第百十三条の十 満期保険については、保険関係が成立した日における保険の目的たる漁船の価額をもつて保険期間中における当該漁船の価額とみなす。

（保険料）

第百十三条の十一 満期保険の保険料は、満期により支払うべき保険金額に係る保険料の部分（以下「積立保険料」という。）及び満期前の普通損害保険事故により支払うべき保険金額に係る保険料の部分（以下「損害保険料」という。）から成るものとする。

2 満期保険の保険料は、政令の定めるところにより、毎年支払うものとする。

（組合の保険金額支払義務）

第百十三条の十二 組合は、保険の目的たる漁船につき、満期前における普通損害保険事故によつて生じた損害をてん補し、及び満期により保険金額を支払ふ。

2 前項の規定によりてん補すべき損害の範囲に關して必要な事項は、省令で定める。

（保険期間）

第百十三条の十三 満期保険の保険期間は、政令で定める期間の範囲内において組合の定款で定める期間とする。

（保険関係の存続）

第百十三条の十四 満期保険の保険の目的たる漁船の所有者である組合員が、その住所又は当該漁船の主たる根拠地を組合の区域外に移転したことにより組合員たる資格を喪失したため、組合を脱退した場合には、当該満期保険の保険関係は、第二十七条第一項の規定にかかわらず、なお存続する。

2 前項の規定によりなお保険関係が存続する満期保険に係る漁船の所有者は、第一節及びこの節の規定の適用については、組合員とみなす。

（解除）

第百十三条の十五 組合員は、何時でも、満期保険を解除することができる。

2 前項の解除は、将来に向つてのみその効力を生ずる。

（保険料不払による失効）

第百十三条の十六 組合員が保険料の支払をしないで省令で定める支払猶予期間を経過したときは、満期保険は、その効力を失う。

（払いもどし金の支払）

漁船損害補償法の一部を改正する法律（一四六）

第百十三條の十七 組合員は、解除（第百十一條において準用する商法第六百四十四條（告知義務）の規定による解除を除く。）その他政令で定める事由により満期保険の保険関係が消滅した場合に於ては、組合員に対し、当該保険につき支払つた積立保険料（支払期限の到来した未払積立保険料を含む。）のうち純保険料の額に百分の九十から百分の百までの間で省令で定める割合を乗じて得た額に相当する金額の払いもどし金を請求することができる。

2 第百十三條の七の規定は、満期保険の損害保険料につき準用する。

（時効）

第百十三條の十八 満期保険の保険金額、払いもどすべき保険料及び払いもどし金の支払義務は五年、保険料及び追徴金の支払義務は一年を経過したときは、時効によつて消滅する。

「第三章 政府の再保険事業」を「第四章 政府の再保険事業」に改める。

第百十六條中「再保険金額は」、を「普通損害保険及び特殊保険の再保険金額は、」に改め、同條に次の一項を加える。

2 満期保険の再保険金額は、満期による支払に係るものについては、保険金額と同額とし、満期前の普通損害保険事故による支払に係るものについては、保険金額の百分の九十とする。

第百十八條を次のように改める。

（再保険料の払いもどし等）

第百十八條 組合は、第九十八條、第百十三條の七又は第百十三條の十七の規定により組合員に保険

料の払いもどし又は払いもどし金の支払をすべきときは、政府に対し、政令の定めるところにより、再保険料の払いもどし又は払いもどし金の支払を請求することができる。

第百十九條中「通知した事項に変更を生じたとき」の下に「、又は当該保険関係が消滅したとき」を加える。

第百二十二條第四項中「第五十四條」を「第百十一條」に改め、第百二十四條中「第六百四十三條、」を削る。

「第四章 漁船保険中央会」を「第五章 漁船保険中央会」に改める。

第百三十八條第三項中「追徴金又は」を「追徴金及び」に改め、同條第四項中「第五十六條から第六十六條まで、第六十八條、第六十九條第一項から第三項まで、第七十條及び第七十四條」を「第三十一條から第四十一條まで、第四十三條、第四十四條第一項から第三項まで、第四十五條及び第四十九條に、「第六十四條第一項」を「第三十九條第一項」に改め、同條第五項中「第七十五條第一項第一号」を「第五十條第一項第一号」に、「第八十三條」を「第五十八條」に、「第八十七條」を「第六十二條」に改め、同條第六項中「第八十八條から第九十一條まで、第九十三條、第九十五條から第九十七條まで、第九十八條第一項及び第二項、第九十九條、第百條第一項及び第二項、第百二條並びに第百四條から第百八條まで」を「第六十三條から第六十六條まで、第六十八條、第七十條から第七十二條まで、第七十三條第一項及び第二項、第七十四條、第七十五條第一項及び第二項、第七十七條並びに第七十九條から第八十三條まで」に、「第九十三條中」を「第六十八條中」に、「第九十七條第二項」を「第七十二條第二項」に改める。

に改め、同条第七項中「第百九条から第百十二条まで」を「第八十四条から第八十七条まで」に改める。

「第五章 保険料の負担及び補助金の交付」を「第六章 保険料の負担及び補助金の交付」に改める。

第百三十九条第一項中「第三十二条第一項の規定により保険に付した漁船」を「第百十二条第一項の規定により保険に付した漁船（同条第二項の規定によつて同条第一項の規定により普通損害保険に付されたものとみなされた漁船を含む。）に、「同条第六項の政令で定める金額に相当する保険金額」を「保険金額（政令で定めるものを除く。）」に改め、「純保険料」の下に「（積立保険料に該当するものを除く。）」を加え、第百四十一条第一項中「第三十二条第七項」を「第百十三条の二第四項」に改める。

「第六章 罰則」を「第七章 罰則」に改める。

第百四十四条第一項中「第百九条」を「第八十四条」に、「第百十三条」を「第八十八条」に、「第百十條」を「第八十五条」に改める。

第百四十五条第四号中「第六十五条第五項」を「第四十条第五項」に、「第七十一条第九項」を「第四十六条第九項」に改め、同条第五号及び第六号を削り、同条第七号中「第五十七条」を「第三十二条」に改め、同条第五号とし、同条第八号中「第五十九条第一項、第六十条又は第六十一条」を「第三十四条第一項、第三十五条又は第三十六条」に改め、同条第六号とし、同条第九号中「第六十三条第一項又は第六十四条第一項」を「第三十八条第一項若しくは第三十九条第一項」に、「第六十三條第二項若しくは第六十四条第二項」を「第三十八條第二項若しくは第三十九條第二項」に改め、同条第七号とし、同条第十号中「第七十八條又は第七十九條第一項」を「第五十三條又は第五十四條第一項」に改め、同条を

第八号とし、同条第十一号中「第八十四条又は第八十六条」を「第五十九条又は第六十一条」に改め、同条第九号とし、同条第十二号中「第八十五条」を「第六十条」に改め、同条第十号とし、同条第十三号から第十五号まで中「第八十七条」を「第六十二条」に改め、第十三号を第十一号とし、以下順次二号ずつ繰り上げ、同条に次の二号を加える。

十四 法令又は定款に違反して保険金額を削減し、又は剰余金を処分したとき。

十五 第百八条又は第百九条の規定に違反したとき。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の二項を加える。

2 政府は、当分の間、満期保険に付した漁船の所有者のうち政令で定める者に対し、政令の定めるところにより、満期保険加入奨励金を交付することができる。

3 前項の規定により交付する満期保険加入奨励金に相当する金額は、毎会計年度、予算の定めるところにより、一般会計から漁船再保険特別会計に繰り入れる。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 改正後の第百十二条第一項の規定の適用については、昭和二十九年三月三十一日までの間は、同項中「百トン」とあるのは「二十トン」と読み替えるものとする。

3 漁船再保険特別会計法（昭和十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

漁船損害補償法の一部を改正する法律（一四六）

附則に次の一項を加える。

当分の間業務勘定ニ於テハ第三条ノ三ニ規定スルモノノ外法附則第三項ノ規定ニ依ル一般会計ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トス

4 昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第四章」を「漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第五章」に改める。

5 漁船乗組員給与保険法（昭和二十七年法律第二百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「第三十七条（保険証券の交付及び記載事項）、第四十条（相殺できない場合）及び第四十一条（保険金額の削減）」を「第九十二条（保険料の相殺の制限）、第九十三条（保険証券の交付及び記載事項）及び第七十条（保険金額の削減）」に、「第三十七条及び第四十条中」を「第九十三条中」に、「第四十一条中」を「第七十条中」に改める。

第三十五条中「第百十五条から第百十七条まで、」を「第百十五条、第百十六条第一項、第百十七条、」に改める。

鉄道敷設法等の一部を改正する法律

（昭和二十八年八月一日）
法律第百四十七号

第一条 鉄道敷設法（大正十一年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第三号中「経済安定本部副長官」を「経済審議庁次長」に改める。

第七条第一項但書を削り、同条第二項及び第三項を次のように改める。

前項ノ規定ニカカハラス前条第二項第一号又ハ第二号ニ掲クル者ニ付任命セラレタル委員ハ衆議院議員又ハ参議院議員タルノ地位ヲ失ヒタルトキハ委員タルノ地位ヲ失フ
委員ハ再任サルルコトヲ得

第七条第三項の次に次の一項を加える。

任命委員ハ国会ノ閉会（衆議院ノ解散ノ場合ヲ含ム）中ニ於テ委員タルノ地位ヲ失ヒタルトキハ其ノ後最初ノ国会カ開カルル迄引続キノ職務ヲ行フ但シ第二項ノ規定ニ依リ委員タルノ地位ヲ失ヒタルトキハ此ノ限りニ在ラス

別表第二号の次に次の一号を加える。

二ノ二 青森県三厩附近ヨリ渡島国福島附近ニ至ル鉄道
別表第二十一号の次に次の一号を加える。

二十一ノ二 宮城県槻木附近ヨリ丸森ニ至ル鉄道

鉄道敷設法等の一部を改正する法律（一四七）

鉄道敷設法等の一部を改正する法律（一四七）

六五二

別表第五十四号の次に次の一号を加える。

五十四ノ二 群馬県長野原ヨリ嬬恋附近ニ至ル鉄道

別表第七十九号の次に次の一号を加える。

七十九ノ二 京都府宮津ヨリ河守ニ至ル鉄道

別表第八十六号の次に次の一号を加える。

八十六ノ二 兵庫県須磨附近ヨリ淡路国岩屋附近ニ至ル鉄道及福良ヨリ徳島県鳴門附近ニ至ル鉄

道

別表第九十号の次に次の一号を加える。

九十ノ二 岡山県総社附近ヨリ広島県神辺ニ至ル鉄道

別表第一百五号の次に次の一号を加える。

百五ノ三 高知県窪川附近ヨリ中村ニ至ル鉄道

別表第一百十号の次に次の一号を加える。

百十ノ三 福岡県油須原ヨリ上山田ヲ経テ漆生附近ニ至ル鉄道

別表第一百四号の次に次の一号を加える。

百十四ノ三 長崎県志佐附近ヨリ吉井ニ至ル鉄道

別表第一百三十号の次に次の一号を加える。

百三十ノ二 後志国黒松内ヨリ岩内附近ニ至ル鉄道

別表第三百三十七号の次に次の一号を加える。

百三十七ノ二 石狩国深川附近ヨリ芦別ニ至ル鉄道

別表第四百四十四号の次に次の一号を加える。

百四十四ノ二 天塩国美深ヨリ北見国枝幸ニ至ル鉄道

別表第四百四十七号の次に次の一号を加える。

百四十七ノ二 釧路国白糠ヨリ十勝国足寄ニ至ル鉄道

第二条 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二十六号の次に次の一号を加える。

二十六ノ二 鉄道建設審議会委員

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律

（昭和二十八年八月一日
法律第百四十八号）

日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律（一四八）

六五三

目次中「監理委員会」を「経営委員会」に改める。

第二章の章名を「第二章 経営委員会」に改める。

第九条の見出しを「（経営委員会の設置）」に、同条中「監理委員会」を「経営委員会」に改める。

第十条を次のように改める。

（経営委員会の権限）

第十条 経営委員会は、日本国有鉄道の業務の運営に関する重要事項を決定する機関とする。

2 左の事項は、経営委員会の議決を経なければならない。

一 予算、事業計画及び資金計画
二 決算

三 長期借入金及び短期借入金の借入並びに鉄道債券の発行

四 長期借入金及び鉄道債券の償還計画

五 その他経営委員会が特に必要と認めた事項

第十一条の見出しを「（経営委員会の組織）」に、同条中「監理委員会」を「経営委員会」に改める。

第十二条第一項中「監理委員会」を「経営委員会」に改め、同条第四項第四号中「（任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。）」を削り、同項第五号及び第六号中「（任命の日以前一年間においてこれらの者であつた者を含む。）」を削る。

第十三条第一項中「五年」を「四年」に改め、同条第三項を削る。

第十六条中「監理委員会」を「経営委員会」に、同条第一項中「二人以上の委員」を「二人以上の委員又は特別委員」に改め、同条第二項但書を削る。

第十九条第一項中「総裁は、監理委員会に対し責任を負う。」を削り、「監理委員会の特別委員」を「経営委員会の特別委員」に改める。

第二十条第一項中「監理委員会が推薦した者につき、」を「経営委員会の同意を得て、」に、同条第二項中「推薦」を「同意」に、同条第三項中「監理委員会」を「経営委員会」に改める。

第二十二條中「監理委員会」を「経営委員会」に改める。

第二十四條中「監理委員会」を「経営委員会」に改める。

第三十七條第二項中「七月三十一日」を「六月三十日」に改める。

第三十九條から第四十二條の二までを次のように改める。

（予算の弾力性）

第三十九條 日本国有鉄道の予算には、その事業を企業的に經營することができるときに、需要の増加、經濟事情の変動その他予測することができない事態に應ずることができる弾力性を与えるものとする。

（予算の作成及び提出）

第三十九條の二 日本国有鉄道は、毎事業年度の予算を作成し、これに当該事業年度の事業計画、資金計画その他予算の参考となる事項に関する書類を添え、運輸大臣に提出しなければならない。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律（一四八）

六五六

- 2 運輸大臣は、前項の規定により予算の提出を受けたときは、大蔵大臣と協議して必要な調整を行
- い、閣議の決定を経なければならぬ。
- 3 内閣は、前項の決定をしたときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない
- こと。
- 4 前項の予算には、第一項に規定する添付書類を附するものとする。

（予算の内容）

第三十九条の三 日本国有鉄道の予算は、予算総則、収入支出予算、継続費及び債務負担行為とす

る。

（予算総則）

第三十九条の四 予算総則には、収入支出予算、継続費及び債務負担行為に関する総括的規定（第三

十九条に規定する弾力性に関する規定を含む。）を設ける外、左の事項に関する規定を設けるものと

する。

- 一 第三十九条の八第二項の規定により債務を負担する行為の限度額
- 二 第三十九条の十四第二項に規定する経費の指定
- 三 第三十九条の十五第一項但書に規定する経費の指定
- 四 長期借入金、短期借入金及び鉄道債券の限度額
- 五 第四十四条第一項に規定する役員及び職員に対して支給する給与の総額及び同条第二項の給与

の支給に関する事項

六 その他予算の実施に關し必要な事項

（収入支出予算）

第三十九条の五 収入支出予算は、資本勘定、損益勘定及び工事勘定の別に区分し、更に収入にあつ

てはその性質、支出にあつてはその目的に従つて項に区分する。

（予備費）

第三十九条の六 災害の復旧その他予見することができない事由による支出予算の不足を補うため、

日本国有鉄道の予算に予備費を設けることができる。

2 日本国有鉄道は、予備費を使用したときは、直ちにその旨を運輸大臣に通知しなければならない

こと。

（継続費）

第三十九条の七 日本国有鉄道は、工事又は製造であつて、その完成に数事業年度を要するものにつ

いて、特に必要があるときは、経費の総額及び年割額を定め、あらかじめ継続費として国会の議決

を経て、その議決するところに従い、数事業年度にわたつて支出することができる。

（債務の負担）

第三十九条の八 日本国有鉄道は、法律に基くもの又は支出予算の金額若しくは継続費の総額の範囲

内におけるものの外、債務を負担する行為をするには、あらかじめ予算をもつて国会の議決を経な

日本国有鉄道法の一部を改正する法律（一四八）

六五七

なければならない。

- 2 日本国有鉄道は、前項に規定するものの外、災害復旧その他緊急の必要がある場合においては、毎事業年度、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内において、債務を負担する行為をすることができ。

（予算の議決）

- 第三十九条の九 日本国有鉄道の予算の議決に関しては、国の予算の議決の例による。

（予算の議決の通知）

- 第三十九条の十 内閣は、日本国有鉄道の予算が国会の議決を経たときは、運輸大臣を経由して、直ちにその旨を日本国有鉄道に通知するものとする。

- 2 日本国有鉄道は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を実施することができな

- 3 第一項の規定により日本国有鉄道に対する通知があつたときは、運輸大臣は、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

（追加予算）

- 第三十九条の十一 日本国有鉄道は、予算作成後に生じた避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算を作成し、これに当該予算に係る事業計画、資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、運輸大臣に提出することができる。

- 2 第三十九条の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定による追加予算に準用する。

（予算の修正）

- 第三十九条の十二 日本国有鉄道は、前条第一項の場合を除く外、予算成立後に生じた事由に基いて既に成立した予算に変更を加える必要があるときは、予算を修正し、これに当該予算に係る事業計画、資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、運輸大臣に提出することができる。

- 2 第三十九条の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定による予算の修正に準用する。

（暫定予算）

- 第三十九条の十三 日本国有鉄道は、必要に応じて、一事業年度のうち一定期間に係る暫定予算を作成し、これに当該予算に係る事業計画、資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、運輸大臣に提出することができる。

- 2 第三十九条の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定による暫定予算に準用する。

- 3 暫定予算は、当該事業年度の予算が成立したときは、失効するものとし、この暫定予算に基づく支出又はこれに基く債務の負担があるときは、これを当該事業年度の予算に基いてしたものとする。

（予算の流用等）

- 第三十九条の十四 日本国有鉄道は、支出予算については、当該予算の目的の外に使用してはならな

い。但し、予算の実施上適当且つ必要であるときは、第三十九条の五の規定による区分にかかわらず、彼此流用することができる。

2 日本国有鉄道は、予算で指定する経費の金額については、運輸大臣の承認を受けなければ、流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

（予算の繰越）

第三十九条の十五 日本国有鉄道は、予算の実施上特に必要があるときは、支出予算の経費の金額のうち、当該事業年度内に支出を終らなかつたものを、翌事業年度に繰り越して使用することができる。但し、予算で指定する経費の金額については、あらかじめ運輸大臣の承認を受けなければならぬ。

2 日本国有鉄道は、継続費の毎事業年度の年割額に係る支出予算の経費の金額のうち、当該事業年度内に支出を終らなかつたものを、継続費に係る工事又は製造の完成年度まで、逐次繰り越して使用することができる。

3 日本国有鉄道は、前二項の規定による繰越をしたときは、事項ごとにその金額を明らかにして、運輸大臣及び会計検査院に通知しなければならぬ。

（資金計画）

第三十九条の十六 日本国有鉄道は、国会の議決を経た予算に基づいて、四半期ごとに資金計画を定め、これを運輸大臣、大蔵大臣及び会計検査院に提出しなければならない。これを変更するときも

同様とする。

2 大蔵大臣は、前項の規定により提出された資金計画が国の資金の状況により実施することができないと認めるときは、その実施することができるとする限度を、運輸大臣を経由して、日本国有鉄道に通知するものとする。

3 日本国有鉄道は、前項の通知を受けたときは、その通知に基づいて資金計画を変更しなければならぬ。

（収入支出等の報告）

第三十九条の十七 日本国有鉄道は、毎月、第三十九条の八の規定により負担した債務の金額並びに収入及び支出をした金額を、政令で定めるところにより、運輸大臣及び会計検査院に報告しなければならない。

（決算）

第四十条 日本国有鉄道は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後一月以内に運輸大臣に提出して、その承認を受けなければならない。2 日本国有鉄道は、前項の規定による運輸大臣の承認を受けたときは、その財務諸表を公告しなければならない。

第四十条の二 日本国有鉄道は、毎事業年度、予算の区分に従いその実施の結果を明らかにした報告書を作成し、前条第一項の規定により運輸大臣の承認を受けた当該事業年度の財務諸表とともに、

運輸大臣に提出しなければならない。

2 運輸大臣は、前項に規定する報告書及び財務諸表（以下「決算書類」という。）の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

3 第一項に規定する報告書の形式及び内容は、政令で定める。

第四十条の三 内閣は、前条第二項の規定により日本国有鉄道の決算書類の送付を受けたときは、翌事業年度の十一月三十日までにこれを会計検査院に送付しなければならない。

2 内閣は、会計検査院の検査を経た日本国有鉄道の決算書類を、国の歳入歳出の決算とともに国会に提出しなければならない。

（利益及び損失の処理等）

第四十一条 日本国有鉄道は、毎事業年度の損益計算において利益を生じたときは、これを利益積立金として積み立てなければならない。但し、前事業年度から繰り越した損失があるときは、その利益を損失の補てんにあて、なお利益の残余があるときは、その残余の額を利益積立金として積み立てなければならない。

2 日本国有鉄道は、毎事業年度の損益計算において損失を生じたときは、これを繰越欠損金として整理しなければならない。但し、利益積立金があるときは、これを減額して整理し、なお不足があるときは、その不足の額を繰越欠損金として整理しなければならない。

3 資本取引により生じた額は、第五条第二項の規定による資本金の増加の場合を除き、その都度資

本積立金として整理しなければならない。

（業務に係る現金の取扱）

第四十二条 日本国有鉄道は、業務に係る現金を国庫に預託しなければならない。但し、業務上必要があるときは、政令で定めるところにより、郵便局又は銀行その他大蔵大臣が指定する金融機関に預け入れることができる。

2 政府は、前項の規定により国庫に預託された預託金については、大蔵大臣の定めるところにより相当の利子を附するものとする。

（借入金及び鉄道債券）

第四十二条の二 日本国有鉄道は、運輸大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は鉄道債券を発行することができる。

2 前項の規定による長期借入金、短期借入金及び鉄道債券の限度額については、予算をもつて国会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。但し、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、運輸大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

4 前項但書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

5 鉄道債券の消滅時効は、元金については十年、利子については五年をもつて完成する。

- 6 日本国有鉄道は、運輸大臣の認可を受けて、鉄道債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
 - 7 前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社については、商法第三百九条から第三百十一条までの規定を準用する。
 - 8 日本国有鉄道は、国会の議決を経た長期借入金又は鉄道債券の限度額のうち、当該事業年度において借入又は発行をしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、第三十九条の十五の規定による繰越額及び翌事業年度に持ち越す未払金の金額の範囲内で、翌事業年度において、長期借入金をし、又は鉄道債券を発行することができる。
 - 9 第一項、第二項及び第五項から前項までの規定に定めるものの外、鉄道債券に関し必要な事項は、政令で定める。
- 第四十四条に次の一項を加える。
- 2 前項後段の規定は、能率の向上により、収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減したときは、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を、予算の定めるところにより、運輸大臣の認可を受けて、特別の給与として支給するときは、適用しない。
- 第四十五条を次のように改める。

第四十五条 削除

第四十七条中「第三十九条の十一、第四十条第一項及び」を削り、第四十三条第三項を「同条第六項」

に改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する、但し、改正後の同法第三十九条から第三十九条の十四まで、第三十九条の十五第二項、第三十九条の十七及び第四十五条の規定は、昭和二十九年以降の予算について、改正後の同法第三十七条第二項及び第四十条から第四十条の三までの規定は、昭和二十九年以降の決算について適用する。
- 2 日本国有鉄道の昭和二十八年年度の予算の繰越についての改正後の日本国有鉄道法第三十九条の十五第一項の規定の適用については、同項中「支出予算」とあるのは、「歳出予算」と読み替えるものとする。
- 3 日本国有鉄道の昭和二十八年年度の予算（歳出予算の繰越を除く。）、昭和二十七年及び昭和二十八年年度の決算並びに昭和二十七年年度の損益の処理については、なお従前の例による。
- 4 この法律施行の際、現に日本国有鉄道の監理委員会の委員である者は、改正後の日本国有鉄道法第十二条の規定により最初に経営委員会の委員が任命されるまで経営委員会の委員としての職務を行う。
- 5 改正後の日本国有鉄道法第十二条の規定により最初に任命される経営委員会の委員の任期は、同法第十三条第一項の規定にかかわらず、内閣が定めるところにより、任命の日から、一人は一年、一人は二年、一人は三年、二人は四年とする。

6 この法律の施行の際現に日本国有鉄道の総裁又は副総裁である者は、改正後の日本国有鉄道法第二十條の規定により総裁又は副総裁として任命された者とみなす。この場合において、これらの者の任期は、改正前の総裁又は副総裁としての任期の残任期間とする。

臨時船舶建造調整法

（昭和二十八年八月一日）
法律第四百四十九号

（目的）

第一條 この法律は、臨時に船舶の建造についての調整を行い、もつてわが国の国際海運の健全な発展に資することを目的とする。

（建造の許可）

第二條 造船事業者が、総トン数五百トン以上又は長さ五十メートル以上の鋼製の船舶であつて、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）の規定により遠洋区域又は近海区域の航行区域を定めることのできる構造を有するもののうち政令で定めるものの建造（政令で定める重要な改造を含む。以下同じ。）をしようとするときは、その建造の着手前に運輸大臣の許可を受けなければならない。

（許可の基準）

第三條 運輸大臣は、前條の許可の申請が、左の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同條の許可をしなければならない。

- 一 当該船舶の建造によつてわが国の国際海運の健全な発展に支障を及ぼすおそれのないこと。
- 二 当該船舶を建造する造船事業者が、その船舶の建造に必要な技術及び設備を有していること。
- 2 前項第一号に掲げる基準の適用は、その判断の基礎となる事項につき、運輸大臣が海運造船合理化審議会にはかり、その意見を尊重して決定し、これに従つてしなければならない。
- 3 前項の規定により運輸大臣が決定した事項は、告示しなければならない。

（許可事項の変更）

第四條 第二條の許可を受けた者が、当該許可に係る船舶の設計のうち運輸省令で定める事項につき変更しようとするときは、運輸大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の規定は、前項の承認をする場合に準用する。

（不服の申立）

第五條 この法律の規定による運輸大臣の処分に関して不服のある者は、運輸大臣に対し、不服の申立をすることができる。

（聴聞）

第六條 運輸大臣は、前條の不服の申立を受理したときは、その不服の申立をした者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

- 2 前項の予告においては、聴聞の期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。
- 3 聴聞に際しては、不服の申立をした者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提出し、

及び意見を述べる機会を与えなければならない。

4 運輸大臣は、前項の聴聞を行った後、文書をもつて決定をし、その写を不服の申立をした者に送付しなければならない。

（罰則）

第七条 第二条の規定による許可を受けず、船舶の建造に着手した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 第四条の規定による承認を受けずして変更した設計に基き、当該変更部分の工事に着手した者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

附 則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める。

2 この法律は、昭和三十二年三月三十一日限り効力を失う。

3 第二条の規定は、この法律の施行の際現に建造に着手している船舶については、適用しない。

4 臨時船舶管理法（昭和十二年法律第九十三号）は、廃止する。

5 運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第十六号を次のように改める。

十六 船舶の製造及び改造を許可すること。

6 漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

臨時船質等改善助成利子補給法

（昭和二十八年八月一日
法律第百五十号）

（目的）

第一条 この法律は、低性能船舶の所有者でその船舶を解撤し、又は解撤のために処分する者が外航船舶の建造をする場合において、その建造に要する資金の融通について政府が利子補給金を支給することにより、低性能船舶の減少と外航船舶の建造を促進し、もつてわが国の海運における船質及び船腹の構成の改善を図ることを目的とする。

（利子補給金の支給）

第二条 政府は、日本船舶たる低性能船舶（戦時標準型E型の船舶及びこれに準ずる低性能の船舶で、運輸省令で定めるものをいう。）の所有者でその船舶を運輸省令で定めるところにより解撤し、又は解撤のために処分するものが、外航船舶（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）にいう遠洋区域を航行区域とする船舶で運輸省令で定める規格に適合するものをいう。）の建造を日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人たる造船業者に請け負わせる場合（当該外航船舶が昭和

臨時船質等改善助成利子補給法（一五〇）

二十八年一月一日から昭和二十九年三月三十一日までの間において起工される場合に限る。）において、政令で定める範囲の金融機関が当該外航船舶の建造に要する資金を当該外航船舶の注文者に融通するときは、政令で定めるところにより、当該融資につき利子補給金を支給する旨の契約を当該金融機関と結ぶことができる。

（利子補給金の支給の年限）

第三条 前条の規定による契約により政府が利子補給金を支給することができる年限は、当該契約をした会計年度以降八箇年度以内とする。

（利子補給金の総額）

第四条 政府は、第二条の規定による契約を結ぶ場合には、利子補給金の総額が国会の議決を経た金額をこえることとならないようにしなければならない。

（利子補給金の限度）

第五条 第二条の規定による契約により政府が支給する利子補給金の額は、当該契約に係る融資が最初になされた日から当該船舶が造船事業者から注文者に引き渡された日後二箇月までになされた融資の融資残高について、当該契約に係る融資が最初になされた日から当該船舶が造船事業者から注文者に引き渡された日までの融資残高に対しては年二分、当該船舶が造船事業者から注文者に引き渡された日後の融資残高に対しては年五厘の利率で計算した金額を限度とする。

（利子額の差引）

第六条 政府と金融機関との間に第二条に規定する契約が成立したときは、当該金融機関は、当該契約に係る融資の融資残高についての利子額を、当該金融機関が通常それと同種類の融資を行う場合における利率（当該融資に関し、外航船舶建造融資利子補給法（昭和二十八年法律第一号）（第二条）に規定する契約が締結されている場合は、同法第六条の規定により引き下げた利率）で計算した利子額から第二条に規定する契約により政府から支給される利子補給金に相当する金額だけ差し引いたものとしなければならない。

（利子補給金の支給の停止等）

第七条 政府は、第二条の規定による契約に係る融資契約により融資を受けた者が、その所有する低性能船舶を同条に定めるところに従い、解撤せず、又は解撤のために処分しなかつたときは、当該金融機関に対し、当該融資についての利子補給金の全部若しくは一部を支給せず、又は支給した利子補給金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

第八条 政府は、金融機関が、この法律又は第二条の規定による契約に違反したときは、当該金融機関に対し、支給すべき利子補給金の全部若しくは一部を支給せず、又は支給した利子補給金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、日本船舶たる低性能船舶の所有者でその船舶を解撤し、又は解撤のために処分するものが昭和二十八年一月一日以後に外航船舶の建造を造船業者に請け負わせる場合における同日以後にされる外航船舶の建造のための融資に関して適用する。

海上衝突予防法

（昭和二十八年八月一日
法律第百五十一号）

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 燈火及び形象物等（第二条—第十六条）
- 第三章 航法（前文・第十七条—第二十七条）
- 第四章 雑則（第二十八条—第三十二条）

附則

第一章 総則

（総則）

第一条 航洋船の航行できる海洋及びこれと接続する水域の水上にある船舶及び水上航空機は、この法律の規定を遵守しなければならない。但し、水上航空機にあつては、その構造が特殊なため燈火及び形象物の表示に関する規定を完全に遵守することができない場合は、事情の許す限り、これらの規定の趣旨に沿うような措置をとることをもつて足りる。

2 燈火に関する規定は、いかなる天気においても、日没から日出までの間遵守しなければならない。また、この間は、この法律に規定する燈火と誤認される燈火、この法律に規定する燈火が視認されること若しくはその特性が識別されることを妨げる燈火又は適当な見張の妨げとなる燈火は、

表示してはならない。

3 この法律における用語は、他の意味に解釈されることが明らかな場合を除き、左の各号の意味に用いるものとする。

- 一 「船舶」とは、水上輸送の用に供する船舶類をいう。
- 二 「水上航空機」とは、飛行艇その他水上を移動することができる航空機をいう。
- 三 「動力船」とは、機関を用いて推進する船舶をいう。
- 四 機関を用いて推進する船舶であつても、帆を用いて動力を用いていないときは、帆船とみなし、動力を用いている船舶は、帆を用いているとしないにかかわらず、動力船とする。
- 五 船舶又は水上航空機の「航行中」とは、船舶又は水上航空機が、水上にある場合であつて、停泊し、陸岸にけい留し、又は乗り揚げていないときをいう。
- 六 船体上の「高さ」とは、最上層の全通甲板からの高さをいう。
- 七 船舶の「長さ」及び「幅」とは、当該船舶の登録に係る証書に記載する長さ及び幅をいう。
- 八 水上航空機の「長さ」及び「幅」とは、当該水上航空機の耐空証明に係る証書に記載する最大の長さ及び幅をいい、耐空証明に係る証書を受けていない場合は、現に測定した最大の長さ及び幅をいう。
- 九 「視認される」とは、燈火に関して用いる場合には、大気が清澄な暗夜において見えることをいう。

- 十 「短音」とは、約一秒間継続する吹鳴をいう。
- 十一 「長音」とは、四秒から六秒までの時間継続する吹鳴をいう。
- 十二 「汽笛」とは、サイレンを含むものとする。
- 十三 「トン」とは、総積量を表わすトンをいう。

第二章 燈火、形象物等

（マスト燈、前燈及びびん燈）

第二条 動力船の航行中における燈火の表示については、左の各号による。

- 一 前部マスト又はその前方に、前部マストのないときは船舶の前部に、明りよ、うな白燈一個を掲げなければならない。この燈火は、コンパスの二十点（二百二十五度）にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正船首方向から各びん正横後二点（二十二度三十分）までの各十点（百十二度三十分）の間を照らすように装置され、且つ、少くとも五海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。
- 二 前号の燈火の前方又は後方に、更にこれと同様の構造及び性能を有する白燈一個を掲げなければならない。但し、長さ四十五・七五メートル未満の船舶及び他の船舶又は水上航空機を引いてゐる船舶は、これを掲げることゝ要しない。
- 三 前二号の燈火は、キールの上方に置き、前方の燈火の位置は、後方の燈火の位置から少くとも四・五七メートル下方とし、且つ、両燈間の水平距離は、その垂直距離の三倍以上でなければならない。

- らない。これらの燈火のうち前方のもの（燈火が一個のときは、その燈火）は、船体上六・一〇メートル以上（船舶の幅が六・一〇メートルをこえるときは、その長さ以上）の高さの位置に掲げなければならない。但し、船体上十二・二〇メートルをこえることを要しない。これらの燈火は、いかなる事情においても、他のすべての燈火及び妨害となる上部構造物より高い位置に、且つ、これらによつて妨げられないように掲げなければならない。
 - 四 右びんに緑燈一個を掲げなければならない。この燈火は、コンパスの十点（百十二度三十分）にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正船首方向から右びん正横後二点（二十二度三十分）の間を照らすように装置され、且つ、少くとも二海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。
 - 五 左びんに紅燈一個を掲げなければならない。この燈火は、コンパスの十点（百十二度三十分）にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正船首方向から左びん正横後二点（二十二度三十分）の間を照らすように装置され、且つ、少くとも二海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。
 - 六 前二号のびん燈には、その前に少くとも〇・九メートル突出した内側隔板を装置し、右びん燈は左びん側から、左びん燈は右びん側から見えないようにしなければならない。
- 2 水上航空機の航行中における燈火の表示については、左の各号による。
- 一 水上航空機の前部で機軸線の上方の最も見えやすい場所に、明りよ、うな白燈一個を掲げなければ

ばならない。この燈火は、コンパスの二百二十度にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正機首方向から各げん、正横後二十度までの各百十度の間を照らすように装置され、且つ、少くとも三海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならぬ。

二 右翼端に緑燈一個を掲げなければならぬ。この燈火は、コンパスの百十度にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正機首方向から右げん、正横後二十度の間を照らすように装置され、且つ、少くとも二海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならぬ。

三 左翼端に紅燈一個を掲げなければならぬ。この燈火は、コンパスの百十度にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正機首方向から左げん、正横後二十度の間を照らすように装置され、且つ、少くとも二海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならぬ。

（引き船等の燈火）

第三条 動力船は、航行中、他の船舶又は水上航空機を引き、又は押している場合は、前条第一項第一号の燈火を掲げないで、明り、よな白燈二個を一・八三メートル以上隔てて垂直線上に連掲しなければならぬ。また、引かれています船舶又は水上航空機が二以上であつて、その最後のものの船尾又は機尾と引いている船舶の船尾との距離が百八十三メートルをこえる場合は、これらの白燈の上方又は下方一・八三メートルの位置に、明り、よな白燈一個を増掲しなければならぬ。これらのすべての白燈は、前条第一項第一号の燈火と同一の構造及び性能でなければならず、且つ、増掲した燈火以外の二個の白燈のうち一個は、同号の燈火と同一の位置に、増掲した燈火は、船体上

四・二七メートル以上の高さの位置に掲げなければならぬ。但し、一本マストの船舶は、これらの燈火をそのマストに掲げることができる。

2 他の船舶又は水上航空機を引いている航行中の動力船は、第十条の船尾燈に代えて、引かれていますものの操だの目標として、小形の白燈一個を煙突又は後部マストの後に正横の前方から見えないように掲げることができる。

3 水上航空機は、航行中、他の水上航空機又は船舶を引いている場合は、前条第二項の燈火を掲げる外、同項第一号の白燈と同一の構造及び性能を有する燈火一個をその上方又は下方に少くとも一・八三メートル隔てて垂直線上に掲げなければならぬ。

（運転不自由船等の燈火及び形象物）

第四条 運転が自由でない状態にある航行中の船舶は、最も見えやすい場所に、夜間は、少くとも二海里離れた周囲から視認される性能を有する紅燈二個を、昼間は、直径〇・六一メートル以上の黒球又は黒色の形象物二個をそれぞれ一・八三メートル以上隔てて垂直線上に連掲しなければならぬ。この場合において、当該船舶が動力船であるときは、夜間は、第二条第一項第一号及び第二号の燈火を掲げてはならない。

2 運転が自由でない状態にある航行中の水上航空機は、最も見えやすい場所に、夜間は、少くとも二海里離れた周囲から視認される性能を有する紅燈二個を、昼間は、直径〇・六一メートル以上の黒球又は黒色の形象物二個をそれぞれ〇・九一メートル以上隔てて垂直線上に連掲することができる。

る。

3 水底電線若しくは航路標識の敷設若しくは引揚、測量又は水中作業をしている船舶は、航行中、作業の性質上接近してくる船舶の進路を避けることができない場合は、最も見えやすい場所に、夜間は、少くとも二海里離れた周囲から視認される性能を有し、その中央の一個が白色、上下の二個が紅色である三個の燈火を、昼間は、その直径が〇・六一メートル以上で、その中央の一個が白色のひし形、上下の二個が紅色の球形である三個の形象物をそれぞれ一・八三メートル以上隔てて垂直線上に連掲しなければならぬ。この場合において、当該船舶が動力船であるときは、夜間は、第二条第一項第一号及び第二号の燈火を掲げてはならない。

4 前三項の船舶又は水上航空機は、対水速力を有しない場合は、げん燈を掲げてはならない。

5 船舶又は水上航空機は、他の船舶又は水上航空機が第一項から第三項までに規定する燈火又は形象物を掲げる場合は、その燈火又は形象物は、これを掲げる船舶又は水上航空機が航行中であつて、運転が自由でない状態にあり、且つこれにより他の船舶又は水上航空機の進路を避けることができないことを表わす信号であると認めなければならぬ。

（帆船等の燈火）

第五條 航行中の帆船は、第二条第一項第四号及び第五号のげん燈を掲げなければならぬ。

2 引かれている航行中の動力船又は水上航空機は、第二条第一項第一号及び第二号又は同条第二項第一号の白燈を掲げてはならない。

3 引かれている航行中の船舶が二隻以上ある場合は、その最後部の船舶以外の船舶は、第十条の船尾燈に代えて、第三条第二項の小形の白燈一個を掲げることができる。

4 船首方向に押されている航行中の船舶は、第二条第一項第四号及び第五号のげん燈のみを各げんの前端に掲げ、且つ、これらの燈火には、同条第六号の内側隔板を装置しなければならぬ。但し、二隻以上の船舶が一同となつて船首方向に押されている場合は、これらの船舶は、本文の規定の適用については、一隻の船舶とみなす。

（小形船舶のげん燈の表示）

第六條 小形の船舶は、荒天又はその他のやむを得ない事由によりげん燈を定置することができない場合は、直ちにこれを使用できるように点火して手近かに備えておき、他の船舶と接近するときには、衝突を防ぐために十分な時間、これを当該船舶から最も見えやすく、且つ、緑燈又は紅燈がそれぞれ左げん側又は右げん側から見えないように示さなければならぬ。この場合においては、できる限り、これらの燈火が各げん正横後の二点（二十二度三十分）をこえる後方から見えないようにしなければならぬ。

2 前項の燈火は、これを確實且つ容易に使用することができるよう、緑燈又は紅燈の外表面をそれぞれ緑色又は紅色に塗り、且つ、これに適當な内側隔板を装置しなければならぬ。

（四十トン未満の動力船等の燈火）

第七條 四十トン未満の動力船又は二十トン未満のろかい若しくは帆を用いている船舶（小形ろかい

舟を除く。)は、航行中、第二条第一項の燈火を掲げることが要しない。但し、これらの燈火を掲げない場合は、次項から第四項までの規定によらなければならない。

2 四十トン未満の動力船の燈火の表示については、左の各号による。

一 船舶の前部の最も見えやすい場所では、縁上二・七五メートル以上の高さの位置に、第二条第一項第一号に規定する構造及び装置を有し、且つ、少くとも三海里離れた所から視認される性能を有する明りよるな白燈一個を掲げなければならない。

二 第二条第一項第四号及び第五号に規定する構造及び装置を有し、且つ、少くとも一海里離れた所から視認される性能を有するげん燈を掲げ、又は前号の白燈から〇・九メートル以上下方の位置に、緑紅の両色燈一個を、その綠色若しくは紅色の射光がそれぞれ正船首方向から右げん若しくは左げん正横後二点(二十二度三十分)の間を照らすように掲げなければならない。

3 航洋船に積載されるような小形の動力船は、前項第一号の規定にかかわらず、同号の白燈をげん縁上二・七五メートル未満の高さの位置に掲げることが出来る。但し、この位置は、同項第二号の燈火より高い位置でなければならない。

4 二十トン未満のろかい又は帆を用いている船舶(小形ろかい舟を除く。)は、最も見えやすい場所に、少くとも一海里離れた所から視認される性能を有する緑紅の両色燈一個を、その綠色又は紅色の射光がそれぞれ左げん側又は右げん側から見えないように掲げなければならない。但し、この燈火を掲げることができない場合は、これを直ちに使用できるように備えておき、衝突を防ぐために

十分な時間、その綠色又は紅色の射光がそれぞれ左げん側又は右げん側から見えないように示すことをもつて足りる。

5 小形ろかい舟は、ろかいを用いていると帆を用いているとにかかわらず、白色の携帯電燈又は点火した白燈のみを手近かに備えておき、衝突を防ぐために十分な時間、これを示さなければならない。

6 第一項に規定する船舶は、第四条第一項及び第十一条第五項の燈火又は形象物を掲げることが要しない。

(水先船の燈火)

第八条 水先帆船がパイロット・ステーションにおいて水先業務に従事している場合であつて、停泊してないときは、その燈火の表示については、左の各号による。この場合においては、左の各号以外の燈火を表示してはならない。

一 マストの最上部に少くとも三海里離れた周囲から視認される性能を有する白燈一個を掲げ、且つ、十分間をこえない間隔で炎火一個又は數個を示さなければならない。

二 他の船舶と間近かに接近するときは、点火しておいたげん燈を、その綠色又は紅色の射光がそれぞれ左げん側又は右げん側から見えないように、短い間隔で示さなければならない。

三 他の船舶に水先人を乗船させるためにその船舶に横付けしなければならない水先帆船にあつては、第一号の白燈をマストの最上部に掲げる代りにこれを示し、且つ、前号のげん燈に代えて、

緑紅の両色燈を手近かに備えておき、これを同号に規定するところに準じて使用することができる。

2 水先動力船は、パイロット・ステーションにおいて水先業務に従事している場合であつて、停泊してないときは、前項第一号の白燈及び炎火を同号の規定に準じて表示する外、この白燈の下方二・四〇メートルの位置に、少くとも三海里離れた周囲から視認される性能を有する紅燈一個を掲げ、且つ、航行中の船舶が掲げることが要する燈火のうちげん燈のみを掲げなければならない。但し、炎火の代りに断続的に周囲を照らす明り、ような白燈一個を用いることができる。

3 水先船は、パイロット・ステーションにおいて水先業務に従事している場合であつて、停泊してないときは、第十一号の停泊燈を掲げる外、帆船にあつては第一項、動力船にあつては前項に規定する燈(げん燈を除く)及び炎火をそれぞれ表示しなければならない。

4 水先船は、パイロット・ステーションにおいて水先業務に従事してない場合は、停泊してないといないにかかわらず、その種類又はトン数と同一の種類又はトン数の他の船舶が掲げる燈火と同一の燈火を掲げなければならない。

(漁船の燈火等)

第九号 網又はなわを用いて漁るゝをする漁船は、漁るゝをしてない場合は、その種類又はトン数と同一の種類又はトン数の他の船舶が表示する燈火又は形象物と同一の燈火又は形象物を表示しなければならない。また、漁るゝをしている場合は、本条に規定する燈火又は形象物の表示のみをし

なければならない。且つ、これらの燈火又は形象物は、別に定める場合を除き、少くとも二海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

2 引きなわを用いて漁るゝをしている漁船は、そのトン数と同一のトン数の他の動力船又は帆船が、航行中表示する燈火と同一の燈火を表示しなければならない。

3 網(底びき網を除く)又はなわ(引きなわを除く)を用いて漁るゝをしている漁船で、これと網又はなわの端との水平距離が百五十三メートル以下であるものは、停泊してない場合は、夜間は、最も見えやすい場所に周囲を照らす白燈一個を掲げ、且つ、他の船舶と接近するときは、その白燈の少くとも一・八三メートル下方の位置から網又はなわが結びつけられてる方向に水平線上少くとも三・〇五メートル(小形無甲板舟にあつては、一・八三メートル)を隔てた位置に、更に白燈一個を掲げなければならない。昼間は、最も見えやすい場所に、漁るゝをしていることを表わすために、かご一個を掲げなければならない。

4 網(底びき網を除く)又はなわ(引きなわを除く)を用いて漁るゝをしている漁船で、これと網又はなわの端との水平距離が百五十三メートルをこえるものは、停泊してない場合は、夜間は、最も見えやすい場所に周囲を照らす白燈三個を一辺が〇・九一メートル以上の三角形でその面が垂直なものになるように掲げ、且つ、対水速力を有するときは第二号第一項、第五号第一項又は第七号第二項のげん燈を掲げなければならない。昼間は、船舶の首部においてできる限り船首材に近い場所得手すり上三・〇五メートル以上の高さの位置にかご一個を、最も見えやすい場所にその頂点を

上にして第十四条の黒色の円すい形象物一個をそれぞれ掲げなければならない。

5 底びき網（けた網）その他海底又はその附近を引くために用いる漁具をいう。）を用いて漁らうをしている漁船が停泊していない場合は、その燈火及び形象物の表示については、左の各号による。

一 動力船にあつては、夜間は、第二条第一項第一号の白燈を掲げる位置に、三色燈で、その白色の射光が正船首方向から各げん二点（二十二度三十分）の間、これに続いてその紅色又は緑色の射光がそれぞれ左げん又は右げんの正横後二点（二十二度三十分）の間を照らす構造及び装置を有するもの一個及びその下方一・八三メートルから三・六五メートルまでの位置に、周囲を完全に照らす明り、よな白燈一個を掲げ、且つ、第十条第一項の船尾燈を掲げなければならない。

二 帆船にあつては、夜間は、周囲を完全に照らす明り、よな白燈一個を掲げ、且つ、他の船舶と接近するときは、衝突を防ぐために十分な時間、最も見えやすい場所に白色の炎火を示さなければならない。

三 動力船であると帆船であるとかかわらず、昼間は、最も見えやすい場所にかご一個を掲げなければならない。

6 網又はなわを用いて漁らうをしている漁船は、この条の燈火の外、作業用の燈火を用い、又は接近してくる他の船舶の注意を喚起するために必要がある場合は、炎火を示すことができる。

7 網又はなわを用いて漁らうをしている漁船は、停泊している場合は、夜間は、第十一条第一項又は第二項の停泊燈を掲げ、且つ、他の船舶が接近してくるときは、前部の停泊燈から少くとも一・

八三メートル下方の位置から漁具の方向に水平線上少くとも三・〇五メートルを隔てた位置に、更に白燈一個を掲げなければならない。昼間は、第十一条第三項の黒球を掲げ、且つ、他の船舶が接近してくるときは、かご一個を黒球と網又はなわを結んだ線上に掲げなければならない。

8 網又はなわを用いて漁らうをしている漁船は、漁具が岩その他の障害物にからみついた場合は、昼間は、第三項、第四項、第五項第三号又は前項に規定するかごを掲げないで第十一条第三項の黒球を掲げなければならない。夜間は、同条第一項又は第二項の燈火を掲げなければならない。この場合において、霧、もや、降雪、暴雨その他これらと同様に視界が制限される状態にあるとき、又は他の船舶が間近かに接近してくるときは、昼間であると夜間であるとかかわらず、更に第十五条第三項第五号に規定する音響信号を行わなければならない。

（船尾燈及び機尾燈）

第十条 航行中の船舶は、船尾においてできる限りげん燈と同一の高さの位置に白燈一個を掲げなければならない。この燈火は、コンパスの十二点（百三十五度）にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正船尾方向から各げん六点（六十七度三十分）の間を照らすように装置され、且つ、少くとも二海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

2 小形の船舶は、荒天又はその他のやむを得ない事由により前項の船尾燈を掲げることができない場合は、白色の携帯電燈又は点火した白燈を直ちに使用できるように手近かに備えておき、追い越し船が接近してくるときは、衝突を防ぐために十分な時間、これを示さなければならない。

3 航行中の水上航空機は、機尾に白燈一個を掲げなければならない。この燈火は、コンパスの百四十度にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正機尾方向から各げん七十度の間を照らすように装置され、且つ、少くとも二海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

（停泊燈等）

第十一條 長さ四十五・七五メートル未満の船舶は、停泊している場合は、夜間においては、その前部で最も見えやすい場所に、少くとも二海里離れた周囲から視認される明りよな白燈一個を掲げなければならない。

2 長さ四十五・七五メートル以上の船舶は、停泊している場合は、夜間においては、その前部で船体上六・一〇メートル以上の高さの位置に前項の燈火一個を掲げ、且つ、船尾又はその近くの場所でこの燈火から四・五七メートル以上下方の位置にこれと同様の燈火一個を掲げなければならない。但し、これらの燈火は、少くとも三海里離れた周囲から視認される性能を有するものでなければならない。

3 船舶は、停泊している場合は、昼間においては、その前部で最も見えやすい場所に直径〇・六一メートル以上の黒球一個を掲げなければならない。

4 水底電線若しくは航路標識の敷設若しくは引揚、測量又は水中作業をしている船舶は、停泊している場合は、前三項の燈火又は形象物の外、第四條第三項の燈火又は形象物を掲げなければならない。

5 船舶は、乗り揚げている場合は、夜間は、第一項又は第二項の燈火及び第四條第一項の燈火を掲げなければならない。昼間は、最も見えやすい場所に、直径〇・六一メートル以上の黒球三個を一・八三メートル以上隔てて垂直線上に連掲しなければならない。

6 長さ四十五・七五メートル未満の水上航空機は、停泊している場合は、最も見えやすい場所に、少くとも二海里離れた周囲から視認される性能を有する白燈一個を掲げなければならない。

7 長さ四十五・七五メートル以上の水上航空機は、停泊している場合は、その前部及び後部で最も見えやすい場所に、少くとも三海里離れた周囲から視認される性能を有する白燈各一個を掲げなければならない。この場合において、幅が四十五・七五メートルをこえるものにあつては、これらの燈火の外、最大の幅を表わすために、両側に、できる限り一海里離れた周囲から視認される性能を有する白燈各一個を掲げなければならない。

8 水上航空機は、乗り揚げている場合は、前二項の燈火を掲げなければならない。且つ、周囲を照らす紅燈二個を少くとも〇・九一メートル隔てて垂直線上に連掲することができる。

（注意喚起信号）

第十二條 船舶又は水上航空機は、注意を喚起するために必要がある場合は、この法律に規定する燈火の外、炎火を示し、又はこの法律に規定する信号と誤認されない爆発音その他の有効な音響による信号を發することができる。

（軍艦等の燈火及び形象物の特別規則）

第十三条 この法律の規定は、軍艦、護送されて航行している船舶又は水上航空機が二以上である場合に、これらの船舶又は水上航空機に増掲する位置燈及び信号燈について各国の政府が特に定めた規則の施行を妨げるものではなく、また、船舶所有者が、その船舶の属する国の政府の許可を受け、且つ登録及び公告をされた識別信号を使用することを妨げるものではない。

2 この法律の規定は、海軍その他の軍の船舶又は水上航空機であつて特殊の構造又は目的を有するものについて、燈火又は形象物の数量、位置、視認距離又は視認圈に関するこの法律の規定に従うときは当該船舶又は水上航空機の軍事機能が害されるとその国の政府が認める場合において、当該船舶又は水上航空機の燈火又は形象物の数量、位置、視認距離又は視認圈についてその国の政府がこの法律の規定に準じて定めた特別の規則の施行を妨げるものではない。

（帆及び機関を用いている船舶の形象物）

第十四条 帆を用いて進行中の船舶で同時に機関を用いて推進しているものは、昼間は、その前部で最も見えやすい場所に、底の直径が〇・六一メートル以上の黒色の円すい形象物一個を頂点を上にして掲げなければならない。

（霧中等における信号）

第十五条 動力船は、蒸気又はこれに代るものによつて音響を發し、その音響が他の物によつて妨げられないように装置された有効な汽笛、機械的な方法によつて音響を發する有効なフォグ・ホーン

及び有効な号鐘を備えなければならない。また、二十トン以上の帆船は、動力船に備えられるものと同様のフォグ・ホーン及び号鐘を備えなければならない。

2 航行中の船舶が次項の規定により行ふ信号は、左の各号に掲げる物を用いて行わなければならない。

- 1 動力船にあつては、汽笛
- 2 帆船にあつては、フォグ・ホーン
- 3 引かれてゐる船舶にあつては、汽笛又はフォグ・ホーン

3 霧、もや、降雪、暴雨その他これらと同様に視界が制限される状態にある場合の信号については、昼間であると夜間であるにかかわらず、左の各号による。

1 航行中の動力船は、対水速力を有する場合は、二分間をこえない間隔で長音を一回鳴らさなければならぬ。

2 航行中の動力船は、対水速力を有しない場合は、二分間をこえない間隔で長音を二回鳴らさなければならぬ。この二回の長音の間隔は、約一秒間とする。

3 航行中の帆船は、一分間をこえない間隔で、右げん開きのときは一回の吹鳴、左げん開きのときは連続した二回の吹鳴、正横後から風を受けるときは連続した三回の吹鳴を行わなければならない。

4 停泊している船舶は、一分間をこえない間隔で約五秒間急速に号鐘を鳴らさなければならず、

且つ、長さ百六・七メートルをこえる船舶にあつては、これを前部において行う外、後部において、この号鐘と混同しない音調を有するどら、その他の物を一分間をこえない間隔で約五秒間鳴らさなければならぬ。また、接近してくる他の船舶に対して、自船の位置及び衝突の可能性を警告する必要がある場合は、前段の信号の外、連続した短音、長音及び短音を鳴らすことができる。

五 他の船舶若しくは水上航空機を引いている船舶、水底電線若しくは航路標識の敷設若しくは引揚をしてゐる船舶、運転が自由でない状態にあるため接近してくる他の船舶の進路を避けることができない船舶又はこの法律の規定に従つて移動することができない船舶は、航行中、第一号から第三号までの信号の代りに、一分間をこえない間隔で、連続した長音、短音及び短音を鳴らすなければならぬ。

六 引かれてゐる航行中の船舶（二隻以上あるときは、最後部の船舶）に乗組員がいる場合は、当該船舶は、一分間をこえない間隔で、連続した長音、短音、短音及び短音を鳴らすなければならぬ。この信号は、できる限り引いてゐる船舶の行う信号の直後に行わなければならない。

七 乗り揚げてゐる船舶は、第四号前段に規定する信号を鳴らし、且つ、この信号の直前及び直後に号鐘を明確に三回、点打しなければならぬ。また、接近してくる他の船舶に対して、自船の位置及び衝突の可能性を警告する必要がある場合は、前段の信号の外、連続した短音、長音及び短音を鳴らすことができる。

八 二十トン未満の船舶は、前各号の信号を行うことを要しない。但し、これらの信号を行わない場合は、一分間をこえない間隔で他の有効な音響による信号を行わなければならない。

九 二十トン以上の漁船をしてゐる漁船は、一分間をこえない間隔で、一回吹鳴し、これに続いて号鐘を鳴らさなければならない。但し、これに代えて、高低交互に数回連続する調子の一回の吹鳴を行うことができる。

十 水上航空機は、第一号から第七号までの規定に準じて信号を行い、又は一分間をこえない間隔で他の有効な音響による信号を行わなければならない。

（霧中等における速力等）

第十六条 船舶又は水上において移動（離水のための滑走及び着水直後の滑走を除く。）をしてゐる水上航空機は、霧、もや、降雪、暴雨その他これらと同様に視界が制限される状態にある場合は、その時の状況に十分注意し、適度の速力で進行しなければならない。

2 動力船は、その正横の前方に當つて他の船舶又は水上航空機の前条第三項の信号を聞いた場合で、その位置を確かめることができないときは、状況の許す限り、機関の運転を止め、しかる後衝突の危険がなくなるまで注意して運航しなければならない。

第三章 航法

前文

1 この章の規定を履行するに當つては、すべての動作は、十分余裕のある時期に、適当な船舶の運

- 用方法によりためらわずに行わなければならない。
- 2 衝突のおそれがあるかどうかを接近して他の船舶のコンパス方位を慎重に見守ることによつて確かめる場合において、当該コンパス方位に明確な変更が認められないときは、衝突のおそれがあるものと判断しなければならない。
 - 3 船員は、水上航空機が、離水し若しくは着水する最後の段階に入つた場合又は不利な天気において移動中、危険が切迫した場合は、その予定の動作を変えることができないことがあることに注意しなければならない。

（帆船の航法）

第十七条 二隻の帆船が互に接近し、衝突のおそれがある場合は、その航法については、左の各号による。

- 一 一杯開きでない船舶は、一杯開きの船舶の進路を避けなければならない。
- 二 左げん一杯開きの船舶は、右げん一杯開きの船舶の進路を避けなければならない。
- 三 一杯開きでない二隻の船舶が風を受けるげんが異なるときは、左げんに風を受ける船舶は、右げんに風を受ける船舶の進路を避けなければならない。
- 四 一杯開きでない二隻の船舶が風を受けるげんが同じであるときは、風上の船舶は、風下の船舶の進路を避けなければならない。
- 五 船尾に風を受ける船舶は、他の船舶の進路を避けなければならない。

（行き会い船の航法等）

第十八条 二隻の動力船が真向かい又はほとんど真向かいに行き会う場合であつて、衝突のおそれがあるときは、各船舶は、互に他の船舶の左げん側を通過することができるように、それぞれ針路を右に転じなければならない。この場合において、各船舶が真向かい又はほとんど真向かいに行き会う場合は、昼間においては、自船のマストと他の船舶のマストとを一直線又はほとんど一直線に見る場合、夜間においては、互に他の船舶の両側のげん燈を見る場合とし、昼間において、他の船舶が自船の針路を横切つて自船の船首方向に見える場合、夜間において、自船の紅色のげん燈が他の船舶の紅色のげん燈に対する場合、自船の綠色のげん燈が他の船舶の綠色のげん燈に対する場合、自船の船首方向に他の船舶の綠色のげん燈を見ないでその紅色のげん燈を見る場合、自船の船首方向に他の船舶の紅色のげん燈を見ないでその綠色のげん燈を見る場合又は他の船舶の両側のげん燈を自船の船首方向以外の方向に見る場合は、各船舶が真向かい又はほとんど真向かいに行き会う場合としない。

2 この条から第二十九条までの規定（第二十条第二項の規定を除く。）の適用については、水上航空機は、動力船とみなす。

（横切り船の航法）

第十九条 二隻の動力船が、互に進路を横切る場合であつて、衝突のおそれがあるときは、他の船舶を右げん側に見る船舶は、他の船舶の進路を避けなければならない。

（動力船と帆船とが接近する場合の航法等）

第二十条 動力船と帆船とが互に衝突のおそれがある方向に進行する場合は、動力船は、第二十四条及び第二十六条に規定する場合を除き、帆船の進路を避けなければならない。

2 水上航空機は、できる限り、すべての船舶から十分に遠ざかり、当該船舶の運航を阻害しないようにならなければならない。

（針路及び速力の保持）

第二十一条 この法律の規定により二隻の船舶のうちの一隻が他の船舶の進路を避けなければならない場合は、他の船舶は、その針路及び速力を保たなければならない。但し、その船舶は、何らかの事由により両船舶が間近かに接近したため、進路を避けなければならない船舶の動作のみでは衝突を避けることができないと認めるときは、衝突を避けるために最善の協力動作をしなければならぬ。

（船首方向の横切りの禁止）

第二十二条 この法律の規定により他の船舶の進路を避けなければならない船舶は、やむを得ない場合を除き、他の船舶の船首方向を横切つてはならない。

（速力の減少等）

第二十三条 この法律の規定により他の船舶の進路を避けなければならない動力船は、他の船舶に接近した場合、必要に応じて、速力を減じ、停止し、又は後退しなければならない。

（追い越し船の航法）

第二十四条 追い越し船は、この法律の他の規定にかかわらず、追い越される船舶の進路を避けなければならない。また、追い越し船は、他の船舶を確実に追い越し、十分に遠ざかるまで当該船舶の進路を避けなければならない。

2 他の船舶の正横後二点（二十二度三十分）をこえる後方の位置すなわち夜間は当該船舶のいづれのげん、燈も見ることができない位置から当該船舶を追い越す船舶は、追い越し船とする。

3 前項の規定にかかわらず、他の船舶を追い越す船舶は、他の船舶の正横後二点（二十二度三十分）をこえる後方の位置にあるかどうかを確かめることができない場合は、追い越し船とする。

（狭い水道における航法）

第二十五条 狭い水道をこれに沿つて進行する動力船は、それが安全であり、且つ実行に適する場合は、当該船舶の進行方向に対する航路筋の右側を進行しなければならない。

2 動力船は、反対方向から接近してくる他の動力船を見ることができない水道のわん、曲部に接近する場合は、そのわん、曲部から半海里以内に達したときに、汽笛を用いて長音を一回鳴らさなければならない。この場合において、反対方向から接近してくる動力船は、この信号を水道のわん、曲部附近で聞いたときは、同一の信号で応答しなければならない。動力船は、このようなわん、曲部を航行するに当つては、反対方向から接近してくる他の船舶の信号を聞くと聞かないとにかかわらず、細心の注意を払わなければならない。

（漁船と接近する場合の航法）

第二十六条 漁ろ、うをしていない航行中の船舶は、底びき網その他の網又はなわ（引きなわを除く。）を用いて漁ろ、うをしている漁船の進路を避けなければならない。但し、この規定は、漁ろ、うをしていない漁船が航路筋において他の船舶の航行を妨げることができるとするものではない。

（切迫した危険を避けるための措置等）

第二十七条 この法律の規定を履行するに当つては、運航上の危険及び衝突の危険に十分注意するとともに、切迫した危険のある特殊の状況（船舶又は水上航空機の性能に基くものを含む。）について十分注意しなければならない。この特殊の状況の場合には、切迫した危険を避けるためにこの法律に規定する航法によらないことができる。

第四章 雑則

（針路信号等）

第二十八条 船舶が互に他の船舶の視野の内にある場合において、航行中の動力船がこの法律の規定により針路を転じ、又は機関を後進にかけているときは、当該船舶は、汽笛を用いて左の各号の信号を行わなければならない。

- 一 針路を右に転じているときは、短音一回
- 二 針路を左に転じているときは、短音二回
- 三 機関を後進にかけているときは、短音三回

2 動力船は、この法律の規定によりその針路及び速力を保持しなければならない場合であつて、艀の船舶の視野の内であり、且つ当該船舶が衝突を避けるために十分な動作をとつていのかどうか疑わしいと認めるときは、この疑問を表示するため、汽笛を用いて急速に短音を五回以上鳴らすことができる。但し、この規定は、この信号を行うことによりこの法律に規定する義務を免除するものではない。

3 この法律の規定は、軍艦又は護送されて航行している船舶の相互の間において用いるこの法律に定める汽笛信号以外の汽笛信号について、各国の政府が特に定めた規則の施行を妨げるものではない。

（注意等を怠ることについての責任）

第二十九条 この法律の規定は、燈火を表示し、若しくは信号を行うこと、適当な見張をおくこと又は船員の常務として若しくはその時の特殊な事情により必要とされる注意を払うことを怠ることによつて生じた結果について、船舶、船舶所有者、船長又は海員の責任を免除するものではない。

（港、河川、湖沼等における特例）

第三十条 港及びその境界附近における船舶又は水上航空機が衝突予防に關し遵守すべき燈火又は形象物の表示、信号、航法その他通航に關する事項であつて、港則法（昭和二十三年法律第七十四号）の定めるものについては、同法の定めるところによる。

2 河川、湖沼、内水又は水上航空機の飛行場であつて、政令で定める水域において、船舶又は水上

航空機が衝突予防に關し遵守すべき燈火又は形象物の表示、信号、航法その他運航に關する事項については、前項に定めるものを除く外、政令で特例を定めることができる。

(遭難信号)

第三十一条 船舶又は水上航空機が遭難して他の船舶又は陸岸からの救助を求める場合は、左の各号に掲げる信号の全部又は一部を用いるものとする。

- 一 約一分間の間隔で行う一回の発砲その他の爆発による信号
- 二 霧中信号器による連続音響の信号
- 三 短時間の間隔で発射され、赤色の星火を發するロケット又はりゅう弾による信号
- 四 無線電信その他の信号方法によるモールス符号の「— — — — —」の信号
- 五 無線電話による「メーデー」という語の信号
- 六 国際旗りゅう信号によるNCの遭難信号
- 七 方形旗であつて、その上又は下に球又はこれに類似するもの一個の付いたものの信号
- 八 船舶上の發炎(タール)をけ、油たる等の燃焼)による信号
- 九 落下さんの付いた赤色の炎火ロケットによる信号

2 船舶又は水上航空機は、遭難して救助を求めていることを示す目的以外に、前項の信号又はこれと混同されるおそれのある信号を行つてはならない。

(操だ号令)

第三十二条 操だ号令においては、「おもかじ」又は「スターボード」とはかじを右げんにとれという意味に、「とりかじ」又は「ポート」とはかじを左げんにとれという意味に用いるものとする。

附 則

- 1 この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。
- 2 海上衝突予防法(明治二十五年法律第五号)は、廃止する。
- 3 港則法の一部を次のように改正する。

第二十条 削除

第二十七条を次のように改める。

第二十七条 海上衝突予防法(昭和二十八年法律第五十一号)第七条第四項に規定する船舶(同項但書に規定する場合に限る。)又は同条第五項に規定する船舶は、これらの規定にかかわらず、港内においては、夜間航行中それぞれ同条第四項但書又は同条第五項に規定する燈火を表示しておかなければならない。

第二十八条、第三十条の二第一項及び第三十条の三中「汽笛又は汽角」を「汽笛又はサイレン」に改める。

第三十条の二第一項中「長声五發」を「長音(海上衝突予防法第一条第三項第十一号の長音をいふ。)を五回」に改め、同条第三項を削る。

海上衝突予防法(一五二)

4 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）の一部を次のように改正する。
第二十七条を次のように改める。

第二十七条 削除

第二十八条中、「操練及操舵命令」を「及操練」に、第二十九条中「前二条」を「前条」に改める。
第三十条中、「第二十七条ノ規定」を削る。

5 第三十一条中、「海上衝突予防法」第二十七条ノ規定ノ施行ノ日ヨリ」を削る。
航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第六十四条中「若しくは水上にてい泊し、」を削り、同条に次の但書を加える。

但し、水上にある場合については、海上衝突予防法（昭和二十八年法律第百五十一号）の定めるところによる。

第八十三条に次の但書を加える。

但し、水上にある場合については、海上衝突予防法の定めるところによる。

6

保安庁法（昭和二十七年法律第二百六十五号）の一部を次のように改正する。
第八十七条中「第二十七条の規定並びに」を削る。

水先法の一部を改正する法律

（昭和二十八年八月十二日）
法律第百五十二号

水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 罰則（第三十九条―第四十二条）」を「第六章 罰則（第三十九条―第四十一条）」に改める。

第十三条を次のように改める。

（強制水先）

第十三条 左に掲げる船舶（海上保安庁の船舶、日本国有鉄道の連絡船その他省令で定める船舶を除く。）の船長は、水先区のうち政令で定める港又は水域において、その船舶を運航するときは、水先人（期間より、船を除く。）を乗せなければならない。但し、日本船舶又は日本船舶を所有することが出来る者が借入（期間より、船を除く。）をした日本船舶以外の船舶の船長であつて、当該港又は当該水域において省令で定める一定回数以上航海に従事したと海運局長（運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）第三十九条の海運局長の長をいう。）が認めるもの（海運局長の認定後二年を経過しない者に限る。）が、その船舶を運航する場合は、この限りでない。

- 一 日本船舶でない総トン数三百トン以上の船舶
- 二 日本国の港と外国の港との間における航海に従事する総トン数三百トン以上の日本船舶
- 三 前号に掲げるものの外、総トン数千トン以上の日本船舶

水先法の一部を改正する法律（一五二）

託する者の共通の利益の増進を目的とする団体があるときは、その選定についてこれらの団体のうち運輸省令で定めるものの意見を徴さなければならぬ。

第十七条第一項中「対価を得て、」を削る。

別表第二中「四 船舶職員法（明治二十九年法律第六十八号）」を「四 船舶職員法（昭和二十六年法律第四百十九号）」に改め、第五号の三、第六号及び第十号を削り、第七号を第六号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

日本航空株式会社法

（昭和二十八年八月一日）
法律第五百五十四号

（会社の目的）

第一条 日本航空株式会社（以下「会社」という。）は、国際路線及び国内幹線における定期航空運送事業並びにこれに附帯する事業を経営することを目的とする株式会社とする。

（株式）

第二条 会社の株式は、額面株式とする。

2 会社の株式は、記名株式とする。

3

会社は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四条の規定にかかわらず、定款の定めるところにより、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四条第一項各号に掲げる者が議決権の三分の一以上を占めることとならないようにするため、株式の譲渡を制限することができる。

4 前項の規定により株式の譲渡を制限する定をしたときは、その定を登記しなければならない。

（政府の出資）

第三条 政府は、予算の範囲内において、会社に対して出資することができる。

（代表取締役の決定の決議）

第四条 商法第二百六十一条第一項の会社を代表すべき取締役の決定の決議は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（社債発行限度の特例）

第五条 会社は、商法第二百九十七条の規定による制限をこえて社債を募集することができる。但し、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により会社に現存する純財産額のいずれか少額の二倍をこえてはならぬ。

（一般担保）

第六条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に

次ぐものとする。

（社債の募集等）

第七条 会社は、社債を募集し、又は弁済期限が一年をこえる資金を借り入れようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

（補助金の交付）

第八条 政府は、会社に対し、その行う定期航空運送事業のうち当該路線の性質上経営が困難なものにつき公益上必要な最少限度の運送を確保するため、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

（債務保証）

第九条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）

第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、会社の債務について、保証契約をすることができる。

（政府所有株式の後配）

第十条 会社は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第一条の規定にかかわらず、毎營業年度における配当することができる利益金額が政府以外の者の所有する株式に対し年百分の八の割合に達するまでは、政府の所有する株式に対し利益を配当することを要しない。

2 会社は、政府以外の者の所有する株式に対し年百分の八の割合をこえて利益の配当をする場合

は、その割合をこえて配当することができる利益金額を、政府以外の者の所有する株式に対しては、一、政府の所有する株式に対しては五の割合で配当しなければならない。但し、政府の所有する株式に対する利益の配当が年百分の十の割合をこえることとなる場合は、この限りでない。

（定款の変更等）

第十一条 会社の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、運輸大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

2 前項の合併の決議（会社と定期航空運送事業を営まない法人との合併であつて会社が存続するもの）についての決議を除く。についての運輸大臣の認可は、航空法第一百五十一条の規定の適用については、同項の認可とみなす。

（重要な施設の譲渡等）

第十二条 会社は、航空機その他運輸省令で定める重要な施設を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

（協議）

第十三条 運輸大臣は、第七条、第十一条第一項（会社の定款の変更の決議に係るもの）については、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。及び前条の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

（財産目録等の提出）

第十四条 会社は、毎營業年度終了後三箇月以内に、その營業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書を運輸大臣に提出しなければならない。

（商号の使用制限）

第十五条 会社以外の者は、その商号中に日本航空株式会社という文字を使用してはならない。

（經理の監査）

第十六条 運輸大臣は、必要があると認めるときは、会社の經理の監査をすることができる。

（報告及び検査）

第十七条 運輸大臣は、前条の規定による監査をするため必要があると認めるときは、会社からその經理に関する報告を徴し、又はその職員に、会社の營業所、事務所その他の事業場に立ち入り、經理の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

（罰則）

第十八条 左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした会社の取締役は、十萬圓以下の罰金に処する。

- 一 第七条の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。
- 二 第十二条の規定に違反して、施設を譲渡し、又は担保に供したとき。

三 第十四条の規定に違反して、財産目録、貸借対照表若しくは損益計算書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

第十九条 第十五条の規定に違反した者は、五萬圓以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第二十条 第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五萬圓以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（会社の設立）

- 2 運輸大臣は、設立委員を命じて、会社の設立に関して発起人の職務を行わせる。
- 3 設立委員は、定款を作成したときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。
- 4 政府は、会社の設立に際し、十億圓に相当する株式を額面価額で引き受けるものとする。
- 5 昭和二十七年十月二十日航空法第百条第一項の免許を受けた日本航空株式会社（以下「免許会社」という。）は、会社の設立委員の任命後二箇月以内に商法第三百四十三条に規定する株主総会の決議

- を得て、会社に対してその營業の全部を出資することができる。
- 6 免許会社が前項の出資をする場合においては、免許会社の株主は、その所有する株式の數に比例して、会社の株式引受人となる。
- 7 前項の規定により引き受けることとなる会社の株式に一株に満たないものがある者の所有する免許会社の株式については、設立委員は、商法第三百七十九條第一項に規定する処分をすることができる。
- 8 免許会社は、附則第五項の決議があつた後は、その財産を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならぬ。
- 9 附則第五項の規定により免許会社が出資する營業の価格は、臨時に運輸省に置く評価審査会が決定する。
- 10 前項の評価審査会は、委員七人をもつて組織する。
- 11 免許会社は、附則第五項の出資をする場合においては、会社の成立の時において、解散するものとし、その権利及び義務は、会社に承継されるものとする。この場合においては、商法第七十七條第三項の規定は、適用しない。
- 12 前項の場合において、免許会社の株式を目的とする質権は、附則第六項の規定により免許会社の株主が受けるべき株式又は附則第七項の処分により免許会社の株主に交付すべき金銭の上に存在する。

- 13 商法第二百九條第四項の規定は、前項の質権に準用する。
- 14 会社の株式申込証には、商法第七十五條第二項第一号に掲げる事項に代えて、附則第三項の規定による定款の認可の年月日を記載しなければならない。
- 15 附則第四項及び附則第六項の規定により政府及び免許会社の株主が会社の設立に際して発行する株式の總數を引き受けた場合においても、会社の設立は、募集設立に関する商法の規定によるものとする。
- 16 商法第六十七條及び第八十一條の規定は、会社の設立については適用しない。
- 17 附則第二項から前項までに規定するものの外、第九項の評価審査会の運営の手續その他会社の設立及び免許会社の解散に關して必要な事項は、政令で定める。
- （定期航空運送事業者等の地位の承継）
- 18 免許会社が附則第五項の出資をする場合においては、会社は、その成立の時において、免許会社の航空法の規定による定期航空運送事業者、不定期航空運送事業者及び航空機使用事業者としての地位を承継する。
- （商号についての経過規定）
- 19 第十五條の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に日本航空株式会社という文字を使用している者については、会社の成立後六箇月間は、適用しない。
- （債務保証の限度額）

20 政府が第九条の規定に基き債務を保証することのできる限度額は、昭和二十八年度においては、会社がその事業を經營するために必要とする借入金金額三十四億四千六百万円及びその利子額五億一千七百万円とする。

（他の法令の改正）

21 経済関係罰則の整備に関する法律（昭和十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。
別表乙号第六号を次のように改める。

六 日本航空株式会社

22 租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第十条の二の次に次の一条を加える。

第十条の三 日本航空株式会社が左の各号に掲げる事項について登記を受ける場合における登録税は、これを免除する。但し、資本の金額又は増加資本の金額のうち、政府の出資及び日本航空株式会社法（昭和二十八年法律第百五十四号）附則第五項の出資に係る部分に限る。

一 会社の設立

二 会社の資本増加

23 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第一項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 日本航空株式会社に関する認可及び補助金の交付に関すること。
第二十八条の二第二項中「第十三号、第十四号」を「第十三号から第十四号の二まで」に改める。

恩給法の一部を改正する法律

（昭和二十八年八月一日）
法律第百五十五号

恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「傷病年金」を「傷病賜金」に改め、同条第二項中「傷病年金」を削り、「一時恩給」を「傷病賜金、一時恩給」に改める。

第六条中「普通恩給、増加恩給又ハ傷病年金」を「普通恩給又ハ増加恩給」に改める。

第八条第二項中「第六十五条ノ二第三項」を削る。

第十一条第一項に次の但書を加える。

但シ国民金融公庫及別ニ法律ヲ以テ定ムル金融機関ニ担保ニ供スルハ此ノ限ニ在ラズ

第三十一条から第四十条までを次のように改める。

第三十一条乃至第四十条 削除

第四十六条ノ二を次のように改める。

第四十六条ノ二 公務員公務ノ為傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具癈疾ノ程度ニ至ラザルモ第四十九条ノ三ニ規定スル程度ニ達シ失格原因ナクシテ退職シタルトキハ之ニ傷病賜金ヲ給ス

公務員公務ノ為傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ失格原因ナクシテ退職シタル後五年内ニ之ガ為不具癈疾ノ程度ニ至ラザルモ第四十九条ノ三ニ規定スル程度ニ達シタル場合ニ於テ其ノ期間内ニ請求シタルトキハ之ニ傷病賜金ヲ給ス

恩給法の一部を改正する法律（一五五）

前項ノ期間ヲ経過シタルトキト雖裁定庁ニ於テ恩給審査会ノ議ニ付スルヲ相当ト認メ且恩給審査会ニ於テ其ノ傷病ノ程度ガ公務ニ起因シタルコト顯著ナリト議決シタルトキハ之ニ傷病賜金ヲ給ス前条第四項ノ規定ハ前三項ノ規定ニ依リ給スベキ傷病賜金ニ付之ヲ準用ス

傷病賜金ハ国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第十三条若ハ労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十七条ノ規定ニ依ル障害補償又ハ之ニ相当スル給付ニシテ同法第八十四条第一項ノ規定ニ該当スルモノヲ受ケタル者ニハ之ヲ給セズ但シ当該補償又ハ給付ノ金額ガ傷病賜金ノ金額ヨリ少キトキハ此ノ限ニ在ラズ

傷病賜金ハ之ヲ普通恩給又ハ一時恩給ト併給スルヲ妨ゲズ

第四十八条第二号中「別表第一号表ノ二」を「別表第一号表」に改める。

第四十九条を次のように改める。

第四十九条 削除

第四十九条ノ二中「別表第一号表ノ四ニ掲グル八項」を「別表第一号表ノ二ニ掲グル七項」に改める。
第四十九条ノ三を次のように改める。

第四十九条ノ三 傷病賜金ヲ給スベキ傷病ノ程度ハ別表第一号表ノ三ニ掲グル五款トス

第五十条第三項を削る。

第五十五条第二項を削る。

第五十五条ノ二を削る。

第五十六条中「前三条」を「前二条」に改める。

第五十八条ノ二中「増加恩給及傷病年金」を「及増加恩給」に改める。

第五十八条ノ三第一項中「四十歳」を「四十五歳」に、「四十五歳」を「五十歳」に、「五十歳」を「五十五歳」に改め、同条第二項中「傷病年金」を「第四十六条ノ二ニ規定スル傷病賜金」に改める。

第五十八条ノ四第一項中「六万五千円」を「八万円」に、「三十三万円」を「四十六万円」に、「三十九万五千円」を「五十四万円」に、「四十六万円」を「六十二万円」に、「五十九万円」を「七十八万円」に、「七十八万円」を「百万円」に改める。

第五十八条ノ五中「及傷病年金(第六十五条ノ二第三項ノ規定ニ依ル加給ヲ含ム)」を削り、「国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)」を「国家公務員災害補償法」に、「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)」を「労働基準法」に改める。

第六十条第三項を削り、同条第六項中「第五十五条ノ二」を削る。

第六十三条第三項を削り、同条第四項中「第五十四条第一項第二号若ハ第三号又ハ第五十五条ノ二」を「又ハ第五十四条第一項第二号若ハ第三号」に改め、同条第五項中「及第四項」を削る。

第六十五条第一項本文を次のように改める。

増加恩給ノ年額ハ退職当時ノ俸給年額及不具癡疾ノ程度ニ依リ定メタル別表第二号表ノ金額トス
第六十五条第三項中「扶養家族トハ」の下に「増加恩給ヲ受クル者ノ妻並」を加え、「妻」を削る。
第六十五条ノ二を次のように改める。

第六十五条ノ二 傷病賜金ノ金額ハ退職当時ノ俸給年額及傷病ノ程度ニ依リ定メタル別表第三号表ノ金額トス

前条第一項但書ノ規定ハ傷病賜金ヲ給スベキ者ノ退職当時ノ俸給年額ニ付之ヲ準用ス
第四十六条ノ二第五項但書ノ規定ニ依リ給スベキ傷病賜金ノ金額ハ第一項ノ規定ニ依ル金額ト其ノ者ノ受ケタル国家公務員災害補償法第十三条若ハ労働基準法第七十七条ノ規定ニ依ル障害補償又ハ之ニ相当スル給付ニシテ同法第八十四条第一項ノ規定ニ該当スルモノノ金額トノ差額トス

第六十五条ノ三 傷病賜金ヲ受ケタル後四年内ニ第四十六条第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ増加恩給ヲ受クルニ至リタルトキハ傷病賜金ノ金額ノ六十四分ノ一ニ相当スル金額ニ傷病賜金ヲ受ケタル月ヨリ起算シ増加恩給ヲ受クルニ至リタル月迄ノ月数ト四十八月トノ差月数ヲ乗ジタル金額ノ傷病賜金ヲ之ヲ負担シタル国庫又ハ都道府県ニ返還セシム

前項ニ規定スル場合ニ於テハ増加恩給ノ支給ニ際シ其ノ返還額ニ達スル迄支給額ノ三分ノ一ニ相当スル金額ヲ控除シテ返還セシム

第一項ノ場合ニ於テ都道府県傷病賜金ヲ負担シ国庫増加恩給ヲ負担シタルトキ若ハ国庫傷病賜金ヲ負担シ都道府県増加恩給ヲ負担シタルトキ又ハ一ノ都道府県傷病賜金ヲ負担シ他ノ都道府県増加恩給ヲ負担シタルトキハ前項ノ規定ニ依リ傷病賜金ノ返還ヲ受ケタル国庫又ハ都道府県ハ其ノ返還額ヲ傷病賜金ヲ負担シタル都道府県又ハ国庫ニ還付スベシ
第七十五条第一項第一号中「乃至第四号」を「及第三号」に改め、同項第二号から第四号までを次のよ

うに改める。

二 公務員公務ニ因ル傷病疾病ノ為死亡シタルトキハ前号ノ規定ニ依ル金額ニ退職当時ノ俸給年額ニ依リ定メタル別表第四号表ノ率ヲ乗ジタル金額

三 増加恩給ヲ併給セラルル者公務ニ起因スル傷病疾病ニ因ラズシテ死亡シタルトキハ第一号ノ規定ニ依ル金額ニ退職当時ノ俸給年額ニ依リ定メタル別表第五号表ノ率ヲ乗ジタル金額

第七十五条第二項中「乃至第四号」を「及第三号」に改める。

第七十六条第三号中「婚姻シタルトキ」を「婚姻ニ因リ其ノ氏ヲ改メタルトキ」に改める。

第七十九条ノ三を次のように改める。

第七十九条ノ三 第七十五条第一項第二号又ハ第三号ノ規定ニ依ル扶助料ヲ受クル者国家公務員災害補償法第十五条若ハ労働基準法第七十九条ノ規定ニ依ル遺族補償又ハ之ニ相当スル給付ニシテ同法第八十四条第一項ノ規定ニ該当スルモノヲ受ケタル者ナルトキハ当該補償又ハ給付ヲ受クル事由ノ生ジタル月ノ翌月ヨリ六年間其ノ扶助料ノ年額ト第七十五条第一項第一号ノ規定ニ依ル金額トノ差額ニ同条第二項ノ規定ニ依ル加給年額ヲ加ヘタル金額ヲ停止ス但シ停止年額ハ当該補償又ハ給付ノ金額ノ六分ノ一ニ相当スル金額ヲ超ユルコトナシ

第八十条第一項第三号中「婚姻シタルトキ」を「婚姻ニ因リ其ノ氏ヲ改メタルトキ」に改める。
第四章中第八十二条ノ二の次に次の一条を加える。

第八十二条ノ三 内閣総理大臣ハ国庫ノ支弁ニ係ル恩給ノ支給ニ必要ナル資金ヲ郵政大臣ノ指定スル

出納官吏ニ交付スベシ

別表第一号表を削り、別表第一号表ノ二を別表第一号表とし、別表第一号表ノ三を削り、別表第一号表ノ四中第七項症の項を削り、同表を別表第一号表ノ二とし、別表第一号表ノ五中

傷病ノ程度 傷病ノ状態

傷病ノ程度	傷病ノ状態
第一款症	一 一眼ノ視力ガ視標〇・一ヲ二メートル以上ニテハ弁別シ得ザルモノ 二 一耳全ク聾シ他耳尋常ノ話声ヲ一・五メートル以上ニテハ解シ得ザルモノ 三 一側腎臓ヲ失ヒタルモノ 四 一側拇指ヲ全ク失ヒタルモノ 五 一側示指乃至小指ヲ全ク失ヒタルモノ 六 一側足関節ガ直角位ニ於テ強剛シタルモノ 七 一側総趾ヲ全ク失ヒタルモノ

「第一款症」を「第二款症」に、「第二款症」を「第三款症」に、「第三款症」を「第四款症」に、「第四款症」を「第五款症」に改め、同表を別表第一号表ノ三とする。別表第二号表を次のように改める。

第二号表

特別項症	第一項症	第二項症	第三項症	第四項症	第五項症	第六項症	特別項症ハ第一項症ノ金額ニ其ノ十分ノ五以内ノ金額ヲ加ヘタルモノトス
不具療疾ノ程度	三九、二〇〇	一三、八〇〇	九〇、〇〇〇	四九、二〇〇	二七、六〇〇	二〇、四〇〇	
退職当時ノ俸給年額	三三、四〇〇	一〇、一〇〇	八六、三〇〇	四七、二〇〇	二六、五〇〇	一九、六〇〇	
	二七、六〇〇	一〇、一〇〇	八二、五〇〇	四三、一〇〇	二五、三〇〇	一八、七〇〇	
	二二、八〇〇	一〇、一〇〇	八二、五〇〇	四三、一〇〇	二五、三〇〇	一八、七〇〇	
	一七、〇〇〇	一〇、一〇〇	八二、五〇〇	四三、一〇〇	二五、三〇〇	一八、七〇〇	
	一三、八〇〇	一〇、一〇〇	八二、五〇〇	四三、一〇〇	二五、三〇〇	一八、七〇〇	
	一〇、一〇〇	一〇、一〇〇	八二、五〇〇	四三、一〇〇	二五、三〇〇	一八、七〇〇	
	七、二〇〇	一〇、一〇〇	八二、五〇〇	四三、一〇〇	二五、三〇〇	一八、七〇〇	
	四、三〇〇	一〇、一〇〇	八二、五〇〇	四三、一〇〇	二五、三〇〇	一八、七〇〇	
	一、四〇〇	一〇、一〇〇	八二、五〇〇	四三、一〇〇	二五、三〇〇	一八、七〇〇	

第三号表

退職当時ノ俸給年額	傷病ノ程度
一八、二〇〇	九七、八〇〇
一七、〇〇〇	九七、八〇〇
一六、〇〇〇	九七、八〇〇
一五、〇〇〇	九七、八〇〇
一四、〇〇〇	九七、八〇〇
一三、〇〇〇	九七、八〇〇
一二、〇〇〇	九七、八〇〇
一一、〇〇〇	九七、八〇〇
一〇、〇〇〇	九七、八〇〇
九、〇〇〇	九七、八〇〇
八、〇〇〇	九七、八〇〇
七、〇〇〇	九七、八〇〇
六、〇〇〇	九七、八〇〇
五、〇〇〇	九七、八〇〇
四、〇〇〇	九七、八〇〇
三、〇〇〇	九七、八〇〇
二、〇〇〇	九七、八〇〇
一、〇〇〇	九七、八〇〇
以下ノモノ	九七、八〇〇

恩給法の一部を改正する法律(一五五)

第一 款 症	九三、五〇〇円	九一、八〇〇円	八九、三〇〇円	八五、〇〇〇円
第二 款 症	七四、八〇〇円	七三、四〇〇円	七一、四〇〇円	六八、〇〇〇円
第三 款 症	六五、五〇〇円	六四、三〇〇円	六二、五〇〇円	五九、五〇〇円
第四 款 症	五六、一〇〇円	五五、一〇〇円	五三、六〇〇円	五一、〇〇〇円
第五 款 症	四六、八〇〇円	四五、九〇〇円	四四、六〇〇円	四二、五〇〇円

別表に次の二表を加える。

第四号表

退職当時ノ俸給年額	率
四六五、六〇〇円以上ノモノ	一七・〇割
三九八、四〇〇円ヲ超ニ四六五、六〇〇円未滿ノモノ	一七・〇割ニ差額一五、六〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ割合
二五九、二〇〇円ヲ超ニ三九八、四〇〇円以下ノモノ	一九・〇割
二四九、六〇〇円ヲ超ニ二五九、二〇〇円以下ノモノ	一九・〇割ニ差額九、六〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ割合
一八〇、二〇〇円ヲ超ニ二四九、六〇〇円以下ノモノ	二〇・〇割

第五号表

退職当時ノ俸給年額	率
一四、六〇〇円ヲ超ニ一八、二〇〇円以下ノモノ	二〇・五割
九七、八〇〇円ヲ超ニ一四、六〇〇円以下ノモノ	二〇・五割ニ差額三、〇〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ割合
九四、八〇〇円ヲ超ニ九七、八〇〇円以下ノモノ	二三・五割
九一、八〇〇円ヲ超ニ九四、八〇〇円以下ノモノ	二四・〇割
八八、八〇〇円ヲ超ニ九一、八〇〇円以下ノモノ	二四・五割
七九、八〇〇円ヲ超ニ八八、八〇〇円以下ノモノ	二四・五割ニ差額三、〇〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ割合
七六、八〇〇円ヲ超ニ七九、八〇〇円以下ノモノ	二六・五割
七六、八〇〇円以下ノモノ	二七・〇割

恩給法の一部を改正する法律（一五五）

三九八、四〇〇円ヲ超エ四六五、六〇〇円未滿ノモノ	一・二・八割ニ四六五、六〇〇円ト退職当時ノ俸加ヘタル割合
二五九、二〇〇円ヲ超エ三九八、四〇〇円以下ノモノ	一四・三割
二四九、六〇〇円ヲ超エ二五九、二〇〇円以下ノモノ	一四・三割ニ二六八、八〇〇円ト退職当時ノ俸加ヘタル割合
一一八、二〇〇円ヲ超エ二四九、六〇〇円以下ノモノ	一五・〇割
一一四、六〇〇円ヲ超エ一一八、二〇〇円以下ノモノ	一五・四割
九七、八〇〇円ヲ超エ一一四、六〇〇円以下ノモノ	一五・四割ニ一一八、二〇〇円ト退職当時ノ俸加ヘタル割合
九四、八〇〇円ヲ超エ九七、八〇〇円以下ノモノ	一七・六割
九一、八〇〇円ヲ超エ九四、八〇〇円以下ノモノ	一八・〇割
八八、八〇〇円ヲ超エ九一、八〇〇円以下ノモノ	一八・四割
七九、八〇〇円ヲ超エ八八、八〇〇円以下ノモノ	一八・四割ニ九一、八〇〇円ト退職当時ノ俸加ヘタル割合
七六、八〇〇円ヲ超エ七九、八〇〇円以下ノモノ	一九・九割

七六、八〇〇円以下ノモノ	二〇・三割
--------------	-------

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。但し、附則第二十二條の規定は、昭和二十九年四月一日から施行し、恩給法第五十八條、四の改正規定は昭和二十八年七月分の恩給から、附則第三十七條の規定は昭和二十七年六月十日から、附則第四十條の規定は昭和二十八年四月一日から適用する。

（法令の廃止）

第二条 左に掲げる法令は、廃止する。

- 一 恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）
- 二 恩給法の特例に関する件の措置に関する法律（昭和二十七年法律第二百五号）

（この法律施行前に給与事由の生じた恩給の取扱）

第三条 この法律施行前に給与事由の生じた恩給については、この法律の附則に定める場合を除く外、なお、従前の例による。

（現に在職する者の在職年に附すべき加算年の取扱）

第四条 この法律施行の際現に在職する者のこの法律施行後八月を経過する日の属する月までの在職

恩給法の一部を改正する法律（一五五）

年の計算については、この法律の附則に定める場合を除く外、恩給法第三十八条から第四十条までの改正規定にかかわらず、なお、従前の例による。

（現に第七項症の増加恩給又は傷病年金を受ける者の恩給の取扱）

第五条 この法律施行の際現に第七項症に係る増加恩給又は傷病年金を受ける者に対しては、改正前の恩給法第五十八条ノ五の規定の適用を受けている者にあつてはその者が同条の規定の適用を受けなくなつた後、同条の規定の適用を受けていない者にあつてはこの法律施行後、当該恩給を受ける者の請求により、改正後の恩給法第六十五条ノ二（第三項を除く。）の規定により計算して得た金額の傷病賜金を給することができるものとする。

2 前項の規定により傷病賜金を給する場合においては、改正前の恩給法第五十八条ノ五の規定の適用を受けている者にあつてはその者が同条の規定の適用を受けなくなつた日の前日、同条の規定の適用を受けていない者にあつてはこの法律施行の日の前日において、それぞれその者は、当該増加恩給（恩給法第六十五条第二項の規定による加給を含む。）及び普通恩給（普通恩給についての最短期間による加給を含む。）を受け得る権利を失つたものとみなす。

（普通恩給の停止に関する改正規定の適用）

第六条 改正後の恩給法第五十八条ノ三及び第五十八条ノ四の規定は、この法律施行前に給与事由の生じた普通恩給についても適用する。但し、この法律施行の際現に普通恩給を受ける者に改正後の

恩給法第五十八条ノ三の規定を適用する場合においては、この法律施行の際現に受ける年額の普通恩給について改正前の同条の規定を適用した場合に支給することができる額は、支給するものとする。

2 この法律施行の際現に在職する者でこの法律施行後八月以内に退職するものに改正後の恩給法第五十八条ノ三の規定を適用する場合には、その退職の際受ける年額の普通恩給について改正前の同条の規定を適用した場合に支給することができる額は、支給するものとする。

3 旧恩給法の特例に関する件（以下「旧勅令第六十八号」という。）第六条第一項の規定による傷病賜金を受けた者で普通恩給を受けるものに改正後の恩給法第五十八条ノ三の規定を適用する場合には、その者は、普通恩給に改正後の恩給法第四十六条ノ二に規定する傷病賜金を併給されるものとみなす。

（勤続在職年についての加給に関する改正規定の適用）

第七条 この法律施行の際現に在職する公務員でこの法律施行後退職するものに普通恩給を給する場合において、その在職年のうちに、この法律施行後八月を経過する日の属する月までの実勤続在職年で改正前の恩給法第六十条第三項（改正前の同法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）以下本項において同じ。）の規定に該当するものを含むときは、当該実勤続在職年の年数から十七年を控除した残りの実勤続在職年について、同項の規定による割合をもつて加給するものとする。

2 この法律施行の際現に在職する警察監獄職員でこの法律施行後退職するものに普通恩給を給する場合において、その在職年のうちに、この法律施行後八月を経過する日の属する月までの勤続在職年で改正前の恩給法第六十三条第三項の規定に該当するものを含むときは、当該勤続在職年の年数から普通恩給についての所要最短在職年の年数を控除した残りの勤続在職年について、同項の規定による割合をもつて加給するものとする。

（文官等の増加恩給、傷病年金及び扶助料の年額の改正）

第八条 この法律施行の際現に増加恩給を受ける者（旧勅令第六十八号第五条に規定する増加恩給を受ける者及び附則第五条第一項に規定する者を除く。）及び改正前の恩給法第七十五条第一項第二号から第四号までに規定する扶助料を受ける者については、この法律施行の日の属する月分以降、その年額（恩給法第六十五条第二項及び第七十五条第二項の規定による加給年額を除く。）を、改正後の恩給法第六十五条第一項又は第七十五条第一項の規定により計算して得た年額に改定する。但し、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行わない。

2 この法律施行の際現に第七項症に係る増加恩給を受ける者（附則第五条第二項に規定する者を除く。）については、この法律施行の日の属する月分以降、その年額（恩給法第六十五条第二項の規定による加給年額を除く。）を、附則別表第四の年額に改定する。但し、附則別表第四の年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行わない。

3 この法律施行の際現に傷病年金を受ける者（附則第五条第二項に規定する者を除く。）については、

この法律施行の日の属する月分以降、その年額を、附則別表第五の年額に改定する。但し、附則別表第五の年額が従前の年額（改正前の恩給法第六十五条ノ二第三項の規定による加給年額を含む。）に達しない者については、この改定を行わない。

4 前三項の恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

5 この法律施行の際現に増加恩給を受ける者（旧勅令第六十八号第五条に規定する増加恩給を受ける者を除く。）に、改正後の恩給法第六十五条第三項の規定に該当する妻で当該増加恩給の加給の原因となつていないものがあるときは、この法律施行の日の属する月分以降、改正後の恩給法第六十五条（第一項を除く。）の規定により、当該増加恩給の年額に加給するものとする。

6 この法律施行の際現に改正前の恩給法第七十五条第一項第二号から第四号までに規定する扶助料を受ける者に、その者により生計を維持し、又はその者と生計を共にする者で、附則第九条の規定により扶助料を受ける資格を取得したものがあるときは、この法律施行の日の属する月分以降、改正後の恩給法第七十五条第二項の規定により、当該扶助料を受ける者の扶助料の年額に加給するものとする。

（文官等の父母又は祖父母の扶助料を受ける権利又は資格の取得）

第九条 公務員又は公務員に準ずる者の父母又は祖父母で昭和二十三年一月一日以後婚姻に因り扶助料を受ける権利又は資格を失つたものうち、その婚姻に因り氏を改めなかつた者は、この法律施行の時から、当該扶助料を受ける権利又は資格を取得するものとする。但し、父母の後順位者たる

遺族がこの法律施行の際現に扶助料を受ける場合においては、その父母は、当該後順位者たる遺族が扶助料を受ける権利を失つた時から扶助料を受ける権利を取得するものとする。

(旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族の恩給を受ける権利又は資格の取得)

第十条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十一年法律第三十一号。以下「法律第三十一号」という。)による改正前の恩給法第二十一条に規定する軍人(以下「旧軍人」という。)若しくは準軍人(以下「旧準軍人」という。)

又はこれらの者の遺族のうち、左の各号に掲げる者は、この法律施行の時から、それぞれ当該各号に掲げる恩給を受ける権利又は資格を取得するものとする。

一 左に掲げる者の一に該当する旧軍人又は旧準軍人で、失格原因がなくて退職し、且つ、退職後恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたものについては、旧軍人又は旧準軍人の普通恩給を受ける権利

イ 旧軍人又は旧準軍人としての在職年(附則第二十四条の規定により恩給の基礎在職年に算入されない実在職年及び加算年を除く。以下本号において同じ。)が旧軍人又は旧準軍人の普通恩給についての最短恩給年限に達する者

ロ 旧軍人又は旧準軍人としての在職年に旧軍人以外の公務員としての在職年(附則第二十四条の規定により恩給の基礎在職年に算入されない実在職年及び加算年を除く。)を通算するとき旧軍人又は旧準軍人の普通恩給についての最短恩給年限に達する者

ハ 本号イ及びロに掲げる者以外の者で、この法律施行の際現に増加恩給を受けるもの

二 左に掲げる者の一に該当する旧軍人又は旧準軍人の遺族で、当該旧軍人又は旧準軍人の死亡後恩給法に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失うべき事由(旧軍人又は旧準軍人の父母及び祖父母については、昭和二十三年一月一日以後の婚姻(氏を改めなかつた場合に限る。)を除く。以下附則第二十九条までにおいて同じ。)に該当しなかつたもの(旧軍人又は旧準軍人の子については、この法律施行の際未成年である者又は不具療疾で生活資料を得るみちのない者に限る。)については、旧軍人又は旧準軍人の遺族の扶助料を受ける権利又は資格

イ 旧勅令第六十八号施行前に扶助料を受ける権利の裁定を受けた者及びその後順位者たる遺族

ロ 本号イに掲げる者以外の者で、この法律施行前に公務に起因する傷病のため死亡した旧軍人又は旧準軍人の遺族であるもの

ハ この法律施行前に公務に起因する傷病に因らないうで死亡した旧軍人又は旧準軍人で、この法律施行の日まで生存していたならば前号に掲げる者に該当すべきであつたものの遺族(本号イに掲げる者を除く。)

三 下士官以上の旧軍人で、旧軍人若しくは旧準軍人としての引き続き実在職年(旧勅令第六十八号施行前に恩給を受ける権利の裁定を受けた者の当該恩給の基礎在職年に算入されていた実在職年を除く。)

その旧軍属及び旧軍人としての引き続き實在職年（旧勅令第六十八号施行前に恩給を受ける権利の裁定を受けた者の当該恩給の基礎在職年に算入されていた實在職年を除く。）が、七年以上であり、且つ、旧軍人の普通恩給についての最短恩給年限に達しないもの（以下本条において「實在職年七年以上の旧軍人」という。）のうち、失格原因がなくて退職し、且つ、退職後恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつた者については、旧軍人の一時恩給を受ける権利

四 在職中公務に起因する傷病に因らないで死亡した實在職年七年以上の旧軍人の遺族（第二号ハに掲げる者を除く。）で、当該旧軍人の死亡後恩給法に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当しなかつたもの（實在職年七年以上の旧軍人の子については、この法律施行の際未成年である者又は不具廢疾で生活資料を得るみちのない者に限る。）については、旧軍人の遺族の一時扶助料を受ける権利

2 退職後この法律施行前に公務に起因する傷病に因らないで死亡した實在職年七年以上の旧軍人の遺族については、当該旧軍人がその退職の日において死亡したものとみなして前項（第一号から第三号までを除く。）の規定を適用する。

（兵たる旧軍人に対する一時恩給）

第十一条 兵たる旧軍人で、兵たる旧軍人としての引き続き實在職年が七年以上であり、且つ、普通恩給を給されないもののうち、失格原因がなくて退職し、且つ、退職後恩給法に規定する普通恩給

を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつた者に対しては、一時恩給を給するものとする。
（兵たる旧軍人の遺族に対する一時扶助料）

第十二条 在職中公務に起因する傷病に因らないで死亡した兵たる旧軍人で、その死亡を退職とみなすときは前条の規定により一時恩給を給されるべきものの遺族のうち、当該兵たる旧軍人の死亡後恩給法に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当しなかつた者（兵たる旧軍人の子については、この法律施行の際未成年である者又は不具廢疾で生活資料を得るみちのない者に限る。）に対しては、一時扶助料を給するものとする。

2 前条に規定する兵たる旧軍人で、退職後この法律施行前に公務に起因する傷病に因らないで死亡したものの遺族については、当該兵たる旧軍人が退職の日において死亡したものとみなして前項の規定を適用する。

（旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する恩給の金額を計算する場合における俸給年額）

第十三条 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する恩給の金額を計算する場合においては、附則別表第一に定める旧軍人又は旧準軍人の各階級に対応する仮定俸給年額をもつて、それぞれその階級に対応する俸給年額とする。

2 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する恩給の金額を計算する場合におけるその計算の基礎となるべき俸給年額の計算については、前項の俸給年額をもつて恩給の金額の計算の基

礎となるべき俸給年額の計算に関する恩給法の規定の号俸又は級俸とする。

（旧軍人又は旧準軍人に給する普通恩給の年額）

第十四条 旧軍人又は旧準軍人に給する普通恩給の年額は、实在職年の年数に応じ、左の各号に定める率を前条の規定により計算した恩給の金額の基礎となるべき俸給年額（昭和八年九月三十日以前に退職し、又は死亡した旧軍人又は旧準軍人にあつては、退職又は死亡当時の階級に对应する同条第一項の俸給年額）に乗じたものとする。

一 实在職年の年数が旧軍人又は旧準軍人の普通恩給についての所要最短在職年数である場合及び増加恩給を併給される者の实在職年の年数が旧軍人又は旧準軍人の普通恩給についての所要最短在職年数未満の場合にあつては、百五十分の五十

二 实在職年の年数が旧軍人又は旧準軍人の普通恩給についての所要最短在職年数をこえる場合にあつては、百五十分の五十に所要最短在職年数をこえる一年ごとに百五十分の一を加えたもの

三 实在職年の年数が旧軍人又は旧準軍人の普通恩給についての所要最短在職年数未満である場合（増加恩給を併給される者の場合を除く。）にあつては、百五十分の五十から所要最短在職年数に不足する一年ごとに百五十分の三・五を減じたもの。但し、百五十分の二十五を下らないものとする。

（旧軍人又はその遺族に給する一時恩給又は一時扶助料の金額）

第十五条 附則第十条から第十二条までの規定により旧軍人又はその遺族に給する一時恩給又は一時

扶助料の金額は、附則第十三条の規定により計算した恩給の金額の基礎となるべき俸給年額の十二分の一に相当する金額に实在職年の年数を乗じたものとする。

（下士官以下の旧軍人に給する傷病賜金）

第十六条 第一目症から第四目症までに係る傷病賜金については、この法律施行後給与事由の生ずるものについても、第二項に規定する場合を除く外、なお、従前の例による。

2 第一目症又は第二目症に係る傷病賜金（昭和二十八年三月三十一日以前に給与事由の生じたものを除く。）の金額は、退職当時の俸給年額及び傷病の程度により定めた附則別表第二の金額とする。（旧軍属及びその遺族の恩給を受ける権利又は資格の取得）

第十七条 附則第十条の規定は、旧軍属及びその遺族の恩給を受ける権利又は資格の取得について準用する。この場合において、左の表の上欄に掲げる条項の中欄に掲げる字句は、下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

条 項	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第十条第一項第一号イ	旧軍人又は旧準軍人の普通恩給についての最短恩給年限	旧勅令第六十八号第一条に規定する軍人軍属のうち旧軍人及び旧準軍人以外の者（以下「旧軍属」という。）で警察監獄職員以外の公務員たるもの

<p>附則第十条第一 項第一号ロ</p>	<p>旧軍人以外の公務員としての在職年 旧軍人又は旧準軍人の普通恩給につ いての最短恩給年限</p>	<p>にあつては警察監獄職員以外の公務 員(旧軍人を除く)の普通恩給、警 察監獄職員たる旧軍属にあつては警 察監獄職員の普通恩給についてのそ れぞれの最短恩給年限</p>
<p>附則第十条第一 項第三号</p>	<p>下士官以上の旧軍人で、旧軍人若し くは旧準軍人としての引き続き実在 職年(旧勅令第六十八号施行前に恩 給を受ける権利の裁定を受けた者の</p>	<p>旧軍属で、旧軍属としての引き続き 実在職年(旧勅令第六十八号施行前 に恩給を受ける権利の裁定を受けた 者の当該恩給の基礎在職年に算入さ</p>

<p>当該恩給の基礎在職年に算入されて いた実在職年を除く。又は、旧勅令 第六十八号第一条に規定する軍人軍 属のうち旧軍人及び旧準軍人以外の 者(以下「旧軍属」という。)から旧軍 人に転じた者並びに旧軍属から引き 続いて旧軍人になつた者で旧軍属か ら旧軍人になつた場合が恩給法第五 十二条第一項の規定に該当するもの にあつては、その旧軍属及び旧軍人 としての引き続き実在職年(旧勅令 第六十八号施行前に恩給を受ける権 利の裁定を受けた者の当該恩給の基 礎在職年に算入されていた実在職年 を除く。)が、七年以上であり、且つ、 旧軍人の普通恩給についての最短恩 給年限に達しないもの(以下本条に おいて「実在職年七年以上の旧軍人」</p>	<p>れていた実在職年を除く。)又は、下 士官以上の旧軍人から旧軍属に転じ た者並びに下士官以上の旧軍人から 引き続き旧軍属になつた者で下士 官以上の旧軍人から旧軍属になつた 場合が恩給法第五十二条第一項の規 定に該当するものにあつては、その 旧軍人及び旧軍属としての引き続き 実在職年(旧勅令第六十八号施行前 に恩給を受ける権利の裁定を受けた 者の当該恩給の基礎在職年に算入さ れていた実在職年を除く。)が、七年 以上であり、且つ、警察監獄職員以 外の公務員たる旧軍属にあつては警 察監獄職員以外の公務員(旧軍人を 除く。)の普通恩給、警察監獄職員た る旧軍属にあつては警察監獄職員の 普通恩給についてのそれぞれの最短</p>
---	--

附則第十条第一項第四号及び第二項	実在職年七年以上の旧軍人	実在職年七年以上の旧軍属
	とらう。	恩給年限に達しないもの（以下本条において「実在職年七年以上の旧軍属」とらう。）

（旧軍属又はその遺族に給する年金たる恩給の年額）

第十八条 旧軍属又はその遺族に給する年金たる恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額は、これらの者が、当該旧軍属の退職又は死亡の時からこの法律施行の日まで年金たる恩給を給されてい
たものとしたならばこの法律施行の際受けるべきであつた恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給
年額とする。

2 附則第十四条の規定は、旧軍属に給する普通恩給の年額について準用する。この場合において、
同条中「前条の規定により計算した恩給の金額の計算の基礎となるべき俸給年額（昭和八年九月三
十日以前に退職し、又は死亡した旧軍人又は旧準軍人にあつては、退職又は死亡当時の階級に対応
する同条第一項の俸給年額）」とあるのは「附則第十八条第一項の規定による恩給の年額の計算の基
礎となるべき俸給年額」と、「百五十分の三・五」とあるのは「百五十分の二・五（警察監獄職員たる

旧軍属にあつては、百五十分の三・五」と読み替えるものとする。

（旧軍属又はその遺族に給する一時恩給又は一時扶助料の金額）

第十九条 旧軍属又はその遺族に給する一時恩給又は一時扶助料の金額は、当該旧軍属に普通恩給を
給するものとしたならば前条第一項の規定により普通恩給の年額の計算の基礎となるべきであつた
俸給年額の十二分の一に相当する金額に実在職年の年数を乗じたものとする。

（旧軍人、旧準軍人及び旧軍属の増加恩給の年額の改定）

第二十条 この法律施行の際現に旧勅令第六十八号第五条に規定する増加恩給を受ける者について
は、この法律施行の日の属する月分以降、その年額を、改正後の恩給法第六十五条の規定により計
算して得た年額に改定する。

2 前項の恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。但し、増加恩給の加給年額に
ついては、この限りでない。

（旧軍人、旧準軍人及び旧軍属の公務傷病恩給の特例）

第二十一条 この法律施行の日から昭和二十九年三月三十一日まで、旧勅令第六十八号第六條第一
項に規定する傷病賜金を受けるべき事由に該当した者のその恩給については、附則第二十二條に規
定する場合を除く外、なお、この法律施行の際の従前の例による。

第二十二条 この法律施行前に公務のため負傷し、又は疾病にかかり、且つ、恩給法第四十六條又は
改正前の恩給法第四十六條ノ二の規定に該当し、又は該当すべきであつた旧軍人、旧準軍人又は旧
軍属で、その傷病の程度が改正後の恩給法別表第一号表ノ三に掲げる第一款症から第五款症までに

該当するものうち、退職後恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつた者に対しては、改正後の恩給法第四十六条ノ二の規定にかかわらず、これに相当する退職当時の俸給年額及び傷病の程度により定めた附則別表第四の年額第七項症の増加恩給及び普通恩給（附則第十条第一項（附則第十七条において準用する場合を含む。）の規定により普通恩給を受ける権利を取得した者にあつては、その普通恩給）又は退職当時の俸給年額及び傷病の程度により定めた附則別表第五の年額の第一項症から第四項症までの傷病年金を給するものとする。但し、その者の請求により、改正後の恩給法第六十五条ノ二の規定により計算して得た金額の傷病賜金を給することができるものとする。

2 前項但書の規定により傷病賜金を給する場合においては、これを受ける者に対しては、同項本文に規定する増加恩給（第三項の規定による加給を含む。）及び普通恩給（附則第十条第一項（附則第十七条において準用する場合を含む。）の規定により普通恩給を受ける権利を取得した者の普通恩給を除く。）又は傷病年金は、給しないものとする。

3 第一項本文の規定により給する増加恩給及び傷病年金については、前二項に規定する場合を除く外、なお、改正前の恩給法（第六十五条ノ二第三項を除く。）の規定の例による。但し、増加恩給については、附則第八条第五項の規定を準用する。

（旧勅令第六十八号第二条の規定の適用を受けた公務員及びその遺族の恩給）

第二十三条 旧軍人以外の公務員（旧軍属を除く。以下第五項までにおいて「一般公務員」という。）で旧勅令第六十八号施行前に普通恩給を受ける権利の裁定を受けたもの又は一般公務員の遺族で旧勅

令第六十八号施行前に扶助料を受ける権利の裁定を受けたものうち、旧勅令第六十八号第二条の規定の適用を受けた者については、同条の規定により恩給の基礎在職年から除算された在職年を通算して、この法律施行の時から普通恩給若しくは扶助料を給し、又はこの法律施行の日の属する月分以降現に受ける普通恩給若しくは扶助料を改定する。

2 この法律施行前に死亡した一般公務員でこの法律施行の日まで生存していたならば前項に規定する一般公務員に該当すべきであつたものの遺族又はこの法律施行前に恩給法に規定する扶助料を受ける権利を失うべき事由に該当した一般公務員の遺族でその事由に該当しなかつたならば同項に規定する一般公務員の遺族に該当すべきであつたものの後順位者たる遺族については、この法律施行の時から、当該死亡した一般公務員が同項の規定により給されるべきであつた普通恩給に基づく扶助料若しくは当該先順位者たる一般公務員の遺族が同項の規定により給されるべきであつた扶助料を給し、又はこの法律施行の日の属する月分以降、現に受ける扶助料を当該死亡した一般公務員が同項の規定により給されるべきであつた普通恩給に基づく扶助料若しくは当該先順位者たる一般公務員の遺族が同項の規定により給されるべきであつた扶助料に改定する。

3 前二項の規定は、旧勅令第六十八号施行後この法律施行前に退職した一般公務員及び旧勅令第六十八号施行前に退職した一般公務員で旧勅令第六十八号施行前に普通恩給を受ける権利の裁定を受けなかつたものうち、旧勅令第六十八号第二条の規定の適用を受けた者若しくはその遺族又は旧勅令第六十八号施行後この法律施行前に死亡した一般公務員の遺族及び旧勅令第六十八号施行前に死亡した一般公務員の遺族で旧勅令第六十八号施行前に扶助料を受ける権利の裁定を受けなかつた

もの(前項に規定する遺族を除く。)のうち、旧勅令第六十八号第二条の規定の適用を受けた者若しくはその後順位者たる遺族について準用する。この場合において、第一項中「同条の規定により恩給の基礎在職年から除算された在職年を通過して、」とあるのは、「旧勅令第六十八号第二条の規定により恩給の基礎在職年から除算された在職年(附則第二十四条の規定により恩給の基礎在職年に算入されない在職年を除く。)を通過して、」と読み替えるものとする。

4 第一項(前項において準用する場合を含む。)及び第二項(前項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律施行の際現に普通恩給又は扶助料を受けない者で、左の各号に掲げるものについては、適用しないものとする。

一 旧勅令第六十八号施行後恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由に該当した一般公務員

二 旧勅令第六十八号施行後恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由(死亡を除く。)に該当した一般公務員の遺族

三 前号に掲げる者以外の一般公務員の遺族で、当該一般公務員の死亡後恩給法に規定する扶助料を受け権利又は資格を失うべき事由に該当したものの

四 前二号に掲げる者以外の一般公務員の子で、この法律施行前に成年に達したものの(不具發疾で生活資料を得るみちのない子を除く。)

5 この法律施行の際現に普通恩給又は扶助料を受けない一般公務員又はその遺族に第一項(第三項

において準用する場合を含む。)又は第二項(第三項において準用する場合を含む。)の規定により給すべき恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額は、これらの者が、当該一般公務員の退職又は死亡の時からこの法律施行の日まで年金たる恩給を給されていたものとしたならばこの法律施行の際受けるべきであった恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額とする。

6 附則第十四条の規定は、第一項(第三項において準用する場合を含む。)及び第二項(第三項において準用する場合を含む。)の規定により給する恩給の年額について準用する。この場合において、同条中「実在職年」とあるのは「在職年(旧軍人、旧準軍人又は旧軍属としての在職年にあつては実在職年とし、旧軍人以外の公務員(旧軍属を除く。)の在職年にあつては旧勅令第六十八号第二条第二項に規定する加算年を除いた在職年とする。)」と、「前条の規定により計算した恩給の金額の計算の基礎となるべき俸給年額(昭和八年九月三十日以前に退職し、又は死亡した旧軍人又は旧準軍人にあつては、退職又は死亡当時の階級に対応する同条第一項の俸給年額)」とあるのは「この法律施行の際現に普通恩給又は扶助料を受けない一般公務員又はその遺族にあつては附則第二十三条第五項の規定による恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額、この法律施行の際現に普通恩給又は扶助料を受ける一般公務員又はその遺族にあつては当該恩給の年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額」と、「百五十分の三・五」とあるのは「百五十分の二・五(警察監獄職員にあつては、百五十分の三・五)」と読み替えるものとする。

(在職年の計算)

恩給法の一部を改正する法律(一五五)

第二十四条 旧軍人、旧準軍人又は旧軍属としての实在職年は、左の各号に掲げるものを除く外、恩給の基礎在職年に算入しないものとする。

- 一 旧勅令第六十八号施行前に普通恩給を受ける権利の裁定を受けた者の当該普通恩給の基礎在職年に算入されていた实在職年
- 二 前号に掲げる实在職年以外の引き続き七年以上の实在職年
- 三 前二号に掲げる实在職年を除く外、旧陸軍又は海軍部内の旧軍人以外の公務員（旧軍属を除く。）としての引き続き实在職年にこれに引き続き旧軍人、旧準軍人又は旧軍属を加えたものが七年以上である者のその旧軍人、旧準軍人又は旧軍属としての引き続き实在職年
- 四 前三号に掲げる实在職年を除く外、旧軍人以外の公務員（旧軍属を除く。）としての引き続き实在職年にこれに引き続き旧軍人、旧準軍人又は旧軍属としての引き続き实在職年及び更にこれに引き続き旧軍人以外の公務員（旧軍属を除く。）としての引き続き实在職年を加えたものが七年以上である者のその旧軍人、旧準軍人又は旧軍属としての引き続き实在職年
- 2 旧軍人、旧準軍人又は旧軍属としての实在職年に附すべき加算年は、旧勅令第六十八号施行前に普通恩給を受ける権利の裁定を受けた者の当該普通恩給の基礎在職年に算入されていたものを除く外、恩給の基礎在職年に算入されなかったものとする。
- 3 旧軍人以外の公務員（旧軍属を除く。）としての实在職年に附すべき加算年のうち、旧勅令第六十八号第二條第二項に規定する加算年は、旧勅令第六十八号施行前に普通恩給を受ける権利の裁定を受けた者の当該普通恩給の基礎在職年に算入されていたものを除く外、恩給の基礎在職年に算入しないものとする。

八号第二條第二項に規定する加算年は、旧勅令第六十八号施行前に普通恩給を受ける権利の裁定を受けた者の当該普通恩給の基礎在職年に算入されていたものを除く外、恩給の基礎在職年に算入しないものとする。

（再就職した者等の取扱）

第二十五条 附則第十条、第十六条又は第二十三条の規定により普通恩給を給されるべき者（この法律施行前に死亡した者で、この法律施行の日まで生存していたならば普通恩給を給されるべきであつたものを含む。）が、この法律施行前に公務員に再就職していた場合には、当該普通恩給を受ける者が再就職したものとみなし、これに恩給法第五十四条から第五十六条までの規定を適用する。

2 附則第十条、第十七条又は第二十三条の規定により普通恩給を給されるべき者が、この法律施行の際現に公務員として在職する場合にはその公務員を退職する日の属する月まで、この法律施行の際現に恩給法第五十八条ノ二に規定する普通恩給を停止すべき事由に該当している場合においてはその事由の止む日の属する月まで、それぞれ当該普通恩給を停止する。

3 附則第十条又は第十一条の規定により旧軍人の一時恩給を給されるべき者で、この法律施行の際現に公務員として在職しているものに恩給法第六十四条ノ二及び第六十四条ノ三の規定を適用する場合においては、その者は、旧軍人を退職した月において公務員に再就職したものとみなす。

（恩給の選択）

恩給法の一部を改正する法律（一五五）

第二十六条 附則第十条、第十七条、第二十三条又は第二十九条の規定により二以上の年金たる恩給を給すべき場合及び年金たる恩給を受ける者にこれらの規定により年金たる恩給を給すべき場合において、改正後の恩給法第八条の規定を適用する。

（改正後の恩給法別表第二号表から別表第五号表までの規定の読替）

第二十七条 旧軍人、旧準軍人及び昭和二十七年十月三十一日以前に退職し、又は死亡した公務員（旧軍人を除き、旧準軍人以外の公務員に準ずる者を含む。以下本条において「退職公務員」という。）並びにこれらの者の遺族に給する恩給の年額の計算について改正後の恩給法別表第二号表から第五号表までの規定を適用する場合には、これらの表中、附則別表第三上欄に掲げるものは、退職公務員及びその遺族の恩給については同表中欄に掲げるものに、旧軍人及び旧準軍人並びにこれらの者の遺族については同表下欄に掲げるものに、それぞれ読み替えるものとする。

（旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する恩給についての恩給法の規定の適用）

第二十八条 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する恩給については、この法律の附則に定める場合を除く外、恩給法の規定を適用する。

（旧勅令第六十八号第八条第一項の規定により恩給を受ける権利又は資格を失った者の当該権利又は資格の取得）

第二十九条 旧恩給法の特例に関する件の措置に関する法律による改正前の旧勅令第六十八号第八条第一項（以下本条において「改正前の旧勅令第六十八号第八条第一項」という。）の規定により恩給を

受ける権利若しくは資格を失った公務員（公務員に準ずる者を含む。以下本条において同じ。）若しくはその遺族又は改正前の旧勅令第六十八号第八条第一項の規定により恩給を受ける権利若しくは資格を失った公務員の遺族は、附則第十条又は第十七条の規定により恩給を受ける権利又は資格を取得する場合を除く外、この法律施行の時から、これらの者が失った恩給を受ける権利又は資格に相当するこの法律の附則の規定及び改正後の恩給法の規定による恩給を受ける権利又は資格を取得するものとする。

2 前項の規定は、左の各号に掲げる公務員又はその遺族については、適用しないものとする。

一 旧勅令第六十八号施行後恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由に該当した公務員

二 旧勅令第六十八号施行後恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由（死亡を除く。）に該当した公務員の遺族

三 前号に掲げる者以外の公務員の遺族で、当該公務員の死亡後恩給法に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当したもの

四 前二号に掲げる者以外の公務員の子で、この法律施行前に成年に達したもの（不具痲疾で生活資料を得るみちのない子を除く。）

3 第一項の規定により公務員又はその遺族に給する一時恩給又は一時扶助料の金額は、これらの者が当該公務員の退職又は死亡の時から年金たる恩給を給されていたものとしたならばこの法律施行

の際受けるべきであつた恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額の十二分の一に相当する金額に在職年(旧勅令第六十八号第二条第二項に規定する加算年を除く)の年数を乗じたものとする。

4 改正前の旧勅令第六十八号第八条第一項の規定に該当して拘禁されている者については、その拘禁中は、年金たる恩給を停止し、又は一時金たる恩給の支給を差し止めるものとする。

(未帰還公務員)

第三十条 昭和二十年九月二日から引き続き公務員(公務員に準ずる者を含む)として海外にあつて

まだ帰国していない者(以下「未帰還公務員」という)に対しては、その者が左の各号の一に該当する場合においては、それぞれ当該各号に掲げる日に退職したものとみなして恩給を給する。

一 未帰還公務員が昭和二十八年七月三十一日において普通恩給についての最短恩給年限に達している場合にあつては、同日

二 未帰還公務員が昭和二十八年七月三十一日において普通恩給についての最短恩給年限に達していない場合にあつては、当該最短恩給年限に達する日

三 未帰還公務員が普通恩給についての最短恩給年限に達しないで帰国した場合にあつては、その帰国した日

2 前項第一号又は第二号に該当する未帰還公務員に給する普通恩給の給与は、当該未帰還公務員が帰国した日の属する月から始めるものとする。但し、未帰還公務員の祖父母、父母、妻又は未成年の子で内地に居住しているものがある場合において、これらの者から請求があつたときは、同項第

一号に該当する者に給する普通恩給の給与は昭和二十八年八月から、同項第二号に該当する者に給する普通恩給の給与は同号に規定する日の属する月の翌月から始めるものとする。

3 前項但書の規定による普通恩給の給与は、未帰還公務員が帰国した日(海外にある間に死亡した場合にあつては、死亡の判明した日)の属する月まで、妻、未成年の子、父母(養父母を先にして実父母を後にする)、祖父母(養父母の父母を先にして実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にして実父母を後にする)の順位により、請求者に対し行うものとする。

4 未帰還公務員が帰国するまでの間に自己の責に帰することができない事由により負傷し、又は疾病にかかつた場合において、裁定庁がこれを在職中に公務のため負傷し、又は疾病にかかつた場合と同視することを相当と認めるときは、その者を在職中に公務のため負傷し、又は疾病にかかつたものとみなし、その者又はその遺族に対し相当の恩給を給するものとする。但し、未帰還公務員に給する恩給で当該未帰還公務員が帰国するまでの間に給与事由の生じたものは当該未帰還公務員が帰国した日の属する月の翌月から(一時金たる恩給にあつては、当該未帰還公務員が帰国した時において)、遺族に給する恩給は未帰還公務員の死亡が判明した日の属する月の翌月から給するものとする。

5 第一項の規定は、未帰還公務員が帰国後においても引き続き公務員として在職する場合又は帰国後引き続き公務員若しくは公務員とみなされる職員となつた場合においては、同項第一号及び第二号に掲げる者については適用がなかつたものとみなし、同項第三号に掲げる者については適用

しないものとする。但し、第二項及び第三項の規定により給された普通恩給は、返還することを要しないものとする。

(この法律施行後給する文官等の普通恩給の年額)

第三十一条 附則第十四条の規定は、この法律施行後給与事由の生ずる旧軍人以外の公務員(旧軍属を除く。)の普通恩給で、その基礎在職年のうちに旧軍人、旧準軍人若しくは旧軍属としての在職年又は旧勅令第六十八号第二条第二項に規定する加算年を含むものの年額について準用する。この場合において、同条中「実在職年」とあるのは「在職年(旧軍人、旧準軍人又は旧軍属としての在職年にあつては実在職年とし、旧軍人以外の公務員(旧軍属を除く。)としての在職年にあつては旧勅令第六十八号第二条第二項に規定する加算年を除いた在職年とする。)」と、「前条の規定により計算した恩給の金額の計算の基礎となるべき俸給年額(昭和八年九月三十日以前に退職し、又は死亡した旧軍人又は旧準軍人にあつては、退職又は死亡当時の階級に対応する同条第一項の俸給年額)」とあるのは「退職当時の俸給年額」と、「百五十分の三・五」とあるのは「百五十分の二・五(警察監獄職員にあつては、百五十分の三・五)」と読み替へるものとする。

(旧軍人、旧準軍人及び旧軍属の傷病賜金の返還)

第三十二条 附則第十六条第二項に規定する金額の傷病賜金を受けた後四年内に増加恩給又は傷病年金を受けるとなつた者については、当該傷病賜金の金額の六十四分の一に相当する金額に傷病賜金を受けた月から増加恩給又は傷病年金を受けるとなつた月までの月数と四十八月との差月

数に乗じた傷病賜金を、国庫に返還させるものとする。

2 前項の場合においては、増加恩給又は傷病年金の支給に際し、その返還額に達するまで支給額の三分の一に相当する金額を控除して返還させるものとする。

3 前二項の規定は、旧勅令第六十八号第六条第一項に規定する金額の傷病賜金を受けた後一年内に附則第二十二条第一項本文の規定により増加恩給又は傷病年金を受けるとなつた者について準用する。この場合において、第一項中「六十四分の一」とあるのは「十六分の一」と、「四十八月」とあるのは「十二月」と読み替へるものとする。

(この法律の附則の規定による年金たる恩給等の給与の特例)

第三十三条 附則第八条、第十条、第十七条、第二十条、第二十三条又は第二十九条の規定によりこの法律施行の日の属する月分から年金たる恩給を受ける者に対しては、この法律が昭和二十八年四月一日から施行されていたものとしたならば給されるべきであつた恩給(その者が昭和二十八年四月一日以後死亡した公務員(公務員に準ずる者を含む。以下本条において同じ。)の遺族又は同日以後恩給法に規定する扶助料を受ける権利若しくは資格を失うべき事由に該当した遺族の後順位者である場合にあつては、その者及び当該公務員又は当該先順位者たる遺族に給されるべきであつた恩給)を給するものとする。

(旧軍人又はその遺族に給する一時恩給又は一時扶助料の支給)

第三十四条 この法律施行前に退職し、若しくは死亡した旧軍人又はその遺族に附則第十条から第十

恩給法の一部を改正する法律(一五五)

二条までの規定により給する一時恩給又は一時扶助料は、昭和二十九年一月、昭和三十年一月及び昭和三十一年一月の三期に分割して支給するものとする。但し、前支給期月に支給すべきであつた恩給は、支給期月でない月においても支給する。

2 前項の規定により各支給期月において支給すべき金額は、当該一時恩給又は一時扶助料の金額の三分の一に相当する金額に、昭和二十八年四月一日（同日以後退職し、若しくは死亡した旧軍人又はその遺族については、その退職又は死亡の日の翌日）から各支給期月の前月末日までの当該金額に対する利子（利率は、年六分とする。）を加えた金額とする。

（戦傷病者戦没者遺族援護法により障害年金又は遺族年金を受ける者に対する恩給の支給）

第三十五条 この法律施行の際現に戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）による障害年金又は遺族年金を受ける権利を有する者にこの法律の附則の規定により給する増加恩給又は扶助料を支給する場合においては、その増加恩給を受ける者又は扶助料を受ける者（その扶助料が扶養遺族について加給される場合にあつては、その扶助料を受ける者及びその扶養遺族とし、その扶助料を受ける者が昭和二十八年四月一日以後死亡した公務員（公務員に準ずる者を含む。）以下本項において同じ。）の遺族又は同日以後恩給法に規定する扶助料を受ける権利若しくは資格を失うべき事由に該当した遺族の後順位者である場合にあつては、その扶助料を受ける者及び当該公務員又は当該先順位者たる遺族とする。）に対する昭和二十八年四月分以降の障害年金又は遺族年金（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第八十一号）附則

第十四項の規定により遺族年金とみなされるものを含む。）の額は、これらの者に支給する恩給（増加恩給を受ける者にあつては、普通恩給を含む。）の額から控除する。

2 この法律施行の際現に戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金を受ける権利を有する者で、この法律の附則の規定により旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の遺族の扶助料を受ける権利又は資格を取得すべきものが、遺族年金を受ける権利を失わなかつた場合においては、その者は、この法律の附則の規定の適用については、当該扶助料を受ける権利又は資格を取得しなかつたものとみなす。

（総理府設置法の一部改正）

第三十六条 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中恩給法特例審議会の項を削る。

（恩給法の一部を改正する法律の一部改正）

第三十七条 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第二項第七号中「第四項」を「第五項」に改める。

第三十八条 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十項中「従前のこれらの規定」の下に「（同法第六十二条については、同条の規定中第三項及び第四項の規定並びに同条第六項の規定中第六十条第三項の規定を準用する部分を除いた部分と

恩給法の一部を改正する法律（一五五）

し、同法第六十四条については、同条第三項の規定中第六十条第三項の規定を準用する部分を除いた部分とする。」を加える。

（恩給法を準用される者の勤続在職年についての加給に関する改正規定の適用）

第三十九条 附則第七条の規定は、恩給法以外の法律によつて恩給法の規定が準用される者に対して、前条の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）附則第十項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、附則第七条第一項中「改正前の同法第六十三条第五項」とあるのは「恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）による改正前の恩給法第六十二条第六項又は第六十四条第三項（同法第六十条第三項を準用する部分に限る。）」と、同条第二項中「改正前の恩給法第六十三条第三項」とあるのは「恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）による改正前の恩給法第六十二条第三項又は第四項」と、「同項の規定」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

（北海道開発関係職員に対する恩給法の準用）

第四十条 昭和二十八年三月三十一日において地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）附則第八条の規定に基づく国の公共事業又は産業経費の支弁に係る北海道開発に関する事務に従事する地方事務官又は地方技官であつた者が、引き続き都道府県たる普通地方公共団体又は特別区たる特別地方公共団体の職員となつた場合（その地方事務官又は地方技官が引き続き地方事務官又は地方技官として在職し、更に引き続き都道府県たる普通地方公共団体又は特別区たる特別地方公共団

体の職員となつた場合を含む。）においては、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）附則第十条の規定の適用がある場合を除く外、これを文官として勤続するものとみなし、当分の間、これに恩給法の規定を準用する。

2 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）附則第十条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により恩給法の規定を準用する場合に準用する。

附則別表第一

階	級	仮定俸給年額
大將		四九四、四〇〇円
中將		三九〇、〇〇〇
少將		二九二、八〇〇
大佐		二四四、八〇〇
中佐		二二八、〇〇〇
少佐		一八六、〇〇〇
大尉		一四六、四〇〇
中尉		一一五、二〇〇
少尉		九九、六〇〇
准士官		八七、六〇〇

恩給法の一部を改正する法律（一五五）

恩給法の一部を改正する法律（一五五）

曹長又は上等兵曹
軍曹又は一等兵曹
伍長又は二等兵曹
兵

七三、二〇〇
七〇、八〇〇
六八、四〇〇
六〇、六〇〇

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第二

傷病の程度	退職当時の 俸給年額	
	六〇、 七三、 二〇〇〇円をこえ もの	六〇、 六〇〇円以下 のもの
第一目症	二六、 八〇〇円	二五、 五〇〇円
第二目症	一七、 九〇〇	一七、 〇〇〇

附則別表第三

(イ) 改正後の恩給法別表第二号表の規定を適用する場合

上	中	下
三八二、 八〇〇円ヲ超ユルモ	二八三、 二〇〇円ヲ超ユルモ	二四四、 八〇〇円ヲ超ユルモ

(ロ) 改正後の恩給法別表第三号表の規定を適用する場合

二一三、 六〇〇円ヲ超ユルモ	一六八、 〇〇〇円ヲ超ユルモ	一四六、 四〇〇円ヲ超ユルモ
二〇〇円以下ノモノ	三、 二〇〇円以下ノモノ	四、 八〇〇円以下ノモノ
一一八、 二〇〇円ヲ超ユルモ	九九、 六〇〇円ヲ超ユルモ	八七、 六〇〇円ヲ超ユルモ
九七、 八〇〇円ヲ超ユルモ	八二、 八〇〇円ヲ超ユルモ	七三、 二〇〇円ヲ超ユルモ
二〇〇円以下ノモノ	六〇〇円以下ノモノ	六〇〇円以下ノモノ
七九、 八〇〇円ヲ超ユルモ	六八、 四〇〇円ヲ超ユルモ	六〇、 六〇〇円ヲ超ユルモ
八〇〇円以下ノモノ	八〇〇円以下ノモノ	二〇〇円以下ノモノ
七九、 八〇〇円ヲ超ユルモ	六八、 四〇〇円ヲ超ユルモ	六〇、 六〇〇円ヲ超ユルモ
八〇〇円以下ノモノ	八〇〇円以下ノモノ	二〇〇円以下ノモノ
七九、 八〇〇円ヲ超ユルモ	六八、 四〇〇円ヲ超ユルモ	六〇、 六〇〇円ヲ超ユルモ
八〇〇円以下ノモノ	八〇〇円以下ノモノ	二〇〇円以下ノモノ
七九、 八〇〇円ヲ超ユルモ	六八、 四〇〇円ヲ超ユルモ	六〇、 六〇〇円ヲ超ユルモ
八〇〇円以下ノモノ	八〇〇円以下ノモノ	二〇〇円以下ノモノ
七九、 八〇〇円ヲ超ユルモ	六八、 四〇〇円ヲ超ユルモ	六〇、 六〇〇円ヲ超ユルモ
八〇〇円以下ノモノ	八〇〇円以下ノモノ	二〇〇円以下ノモノ

(ハ) 改正後の恩給法別表第四号表又は第五号表の規定を適用する場合

恩給法の一部を改正する法律（一五五）

上	中	下
四六五、六〇〇円以上ノモノ	三三八、四〇〇円以上ノモノ	二九二、八〇〇円以上ノモノ
三九八、四〇〇円ヲ超エ四六五、六〇〇円未滿ノモノ	二九二、八〇〇円ヲ超エ三三八、四〇〇円未滿ノモノ	二五四、四〇〇円ヲ超エ二九二、八〇〇円未滿ノモノ
四六五、六〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額一五、六〇〇円	三三八、四〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額一二、〇〇〇円	二九二、八〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額九、六〇〇円
二五九、二〇〇円ヲ超エ三九八、四〇〇円以下ノモノ	一九九、二〇〇円ヲ超エ二九二、八〇〇円以下ノモノ	一七四、〇〇〇円ヲ超エ二五四、四〇〇円以下ノモノ
二四九、六〇〇円ヲ超エ二五九、二〇〇円以下ノモノ	一九二、〇〇〇円ヲ超エ一九九、二〇〇円以下ノモノ	一六八、〇〇〇円ヲ超エ一七四、〇〇〇円以下ノモノ
二六八、八〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額九、六〇〇円	二〇六、四〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額七、二〇〇円	一八〇、〇〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額六、〇〇〇円
一一八、二〇〇円ヲ超エ二四九、六〇〇円以下ノモノ	九六、六〇〇円ヲ超エ一九九、二〇〇円以下ノモノ	八七、六〇〇円ヲ超エ一六八、〇〇〇円以下ノモノ
一一四、六〇〇円ヲ超エ一一八、二〇〇円以下ノモノ	九六、六〇〇円ヲ超エ九六、六〇〇円以下ノモノ	八五、二〇〇円ヲ超エ八七、六〇〇円以下ノモノ
九七、八〇〇円ヲ超エ一一四、六〇〇円以下ノモノ	八二、八〇〇円ヲ超エ九六、六〇〇円以下ノモノ	七三、二〇〇円ヲ超エ八五、二〇〇円以下ノモノ
一一八、二〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額三、〇〇〇円	九六、六〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額二、七〇〇円	八七、六〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額二、四〇〇円

九四、八〇〇円ヲ超エ九七、八〇〇円以下ノモノ	八〇〇、四〇〇円ヲ超エ八二、八〇〇円以下ノモノ	七〇〇、八〇〇円ヲ超エ七三、二〇〇円以下ノモノ
九一、八〇〇円ヲ超エ九四、八〇〇円以下ノモノ	七八、〇〇〇円ヲ超エ八〇、四〇〇円以下ノモノ	六八、四〇〇円ヲ超エ七〇、八〇〇円以下ノモノ
八八、八〇〇円ヲ超エ九一、八〇〇円以下ノモノ	七五、六〇〇円ヲ超エ七八、〇〇〇円以下ノモノ	六六、〇〇〇円ヲ超エ六八、四〇〇円以下ノモノ
七九、八〇〇円ヲ超エ八八、八〇〇円以下ノモノ	六八、四〇〇円ヲ超エ七五、六〇〇円以下ノモノ	六〇、六〇〇円ヲ超エ六六、〇〇〇円以下ノモノ
九一、八〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額三、〇〇〇円	七八、〇〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額二、四〇〇円	六八、四〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額一、八〇〇円
七六、八〇〇円ヲ超エ七九、八〇〇円以下ノモノ	六六、〇〇〇円ヲ超エ六八、四〇〇円以下ノモノ	六〇、六〇〇円ヲ超エ六六、〇〇〇円以下ノモノ
七六、八〇〇円以下ノモノ	六六、〇〇〇円以下ノモノ	六〇、六〇〇円以下ノモノ

恩給法の一部を改正する法律（一五五）

七五九

第一 款 症	第二 款 症	第三 款 症	第四 款 症	傷病の程度				
				退職当時 の俸給 年額	退職当時 の俸給 年額	退職当時 の俸給 年額		
				旧軍人及び旧準軍人	職月で公又旧 した三、務は軍 た十昭員旧 も一和に準人 日二準軍外 以十七ずの 前年者 に退者	一 月 一 日 以 後 に 退 職 し た も の	一 月 一 日 以 後 に 退 職 し た も の	一 月 一 日 以 後 に 退 職 し た も の
一五、四〇〇〇円	一三、二〇〇〇円	一一、〇〇〇〇円	九、〇〇〇〇円	る〇八七、 の〇を、 こ六 え〇	る〇九九、 の〇を、 こ六 え〇	え〇一 る〇一 の〇八、 の〇を、 こ二	の〇一〇九 の〇一四七、 の〇八を、 こ八 下二え〇	の〇一〇九 の〇一四七、 の〇八を、 こ八 下二え〇
一五、一〇〇〇円	一三、〇〇〇〇円	一一、〇〇〇〇円	九、〇〇〇〇円	も〇八〇七、 の〇四七、 を、 下六こ二 の〇え〇	も〇九〇八、 の〇四二、 を、 下六こ八 の〇え〇	の〇一〇九 の〇一四七、 の〇八を、 こ八 下二え〇	の〇一〇九 の〇一四七、 の〇八を、 こ八 下二え〇	の〇一〇九 の〇一四七、 の〇八を、 こ八 下二え〇
一四、七〇〇〇円	一二、六〇〇〇円	一〇、五〇〇〇円	九、〇〇〇〇円	も〇七〇六、 の〇四三、 を、 下二こ六 の〇え〇	も〇八〇六、 の〇四二、 を、 下八こ四 の〇え〇	の〇一〇九 の〇一四七、 の〇八を、 こ八 下二え〇	の〇一〇九 の〇一四七、 の〇八を、 こ八 下二え〇	の〇一〇九 の〇一四七、 の〇八を、 こ八 下二え〇
一四、〇〇〇〇円	一二、〇〇〇〇円	一〇、〇〇〇〇円	九、〇〇〇〇円	〇六〇、 の〇を、 こ六 の〇	も〇六八、 の〇四、 以下 の〇	の〇一〇九 の〇一四七、 の〇八を、 こ八 下二え〇	の〇一〇九 の〇一四七、 の〇八を、 こ八 下二え〇	の〇一〇九 の〇一四七、 の〇八を、 こ八 下二え〇

普通恩給を併給される者の傷病年金の年額は、この表の年額の十分の八に相当する金額とする。

附則別表第五

第七 項 症	傷病の程度		
	退職当時 の俸給 年額	退職当時 の俸給 年額	退職当時 の俸給 年額
	旧軍人及び旧準軍人	外員又は旧軍人以外 の公務員	後七 に年 退職 した も の
一五、〇〇〇円	もを八二 の〇四 え〇四、 の〇	もを二二 の〇八 え〇三、 の〇	もを八三 の〇八 え〇二、 の〇
一三、〇〇〇円	下〇四を四一 の〇四と〇四 も四、え〇六 の〇以八二四、	下〇八を〇一 の〇三と〇六 も四、え〇八 の〇以二二四、	下〇八を六二 の〇二と〇一 も四、え〇三 の〇以八三四、
一三、〇〇〇円	の〇六と〇八 も四、え〇七 の〇以四一四、 下〇四を六	の〇八と〇九 も四、え〇九 の〇以〇一四、 下〇六を六	下〇一を二一 の〇三と〇一 も四、え〇八 の〇以六二四、
一三、〇〇〇円	の〇七と〇七 も四、え〇三、 の〇以六、 下〇八を二	の〇九と〇八 も四、え〇二、 の〇以六、 下〇九を八	の〇八と〇九 も四、え〇七、 の〇以二一四、 下〇一を八
一三、〇〇〇円	の〇三と〇六 も四、え〇〇、 の〇以二、 下〇七を六	の〇二と〇六 も四、え〇八、 の〇以八、 下〇八を四	の〇七と〇七 も四、え〇九、 の〇以八、 下〇九を八
一三、〇〇〇円	も〇六 の〇〇、 の〇六	下〇六 の〇八、 の〇以四	下〇七 の〇九、 の〇以八

恩給法の一部を改正する法律（一五五）

七五八

元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律

(昭和二十八年八月一日)
法律第百五十六号

(目的)

第一条 この法律は、元南西諸島官公署職員等の身分、恩給、退職手当、死亡賜金等に関して、特別の措置を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 南西諸島 北緯二十九度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東諸島を含む)をいう。
- 二 元南西諸島官公署職員 昭和二十一年一月二十八日において南西諸島にあつた国又は地方公共団体の機関(元陸軍又は海軍の機関を除く)に所属していた職員をいう。但し、市町村に所属していた職員(市町村立の学校、幼稚園又は図書館に勤務し判任官以上の待遇を受けていた者及び準教育職員であつた者を除く)、気象官署に所属していた職員その他政令で定める職員を除く。
- 三 琉球諸島民政府職員 昭和二十一年一月二十九日以後において南西諸島にあつた琉球政府(これにその事務を引き継がれた機関及び将来その事務を引き継ぐ機関で政令で定めるものを含む)に所属する職員をいう。但し、その就任について選挙によることを必要とする職員、常時勤務す

ることを要しない職員その他政令で定める職員を除く。

四 本邦官公署職員 国又は地方公共団体の機関に所属する職員(公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第一項第一号に掲げる公共企業体又は政令で定める公団若しくは公庫の役員及び職員を含む)をいう。

(元南西諸島官公署職員等の退職)

第三条 元南西諸島官公署職員は、この法律に別段の定がある場合を除く外、昭和二十一年一月二十八日において退職したもとする。

(恩給に関する法令の適用)

第四条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十一年法律第三十一号)による改正前の恩給法(大正十二年法律第四十八号。以下本項において「改正前の恩給法」という)第十九条に規定する公務員又は公務員に準ずべき者として在職していた元南西諸島官公署職員が、引き続き政令で定める琉球諸島民政府職員となつた場合においては、政令で定めるところにより、その琉球諸島民政府職員を改正前の恩給法第二十条に規定する文官又は準文官として勤続する者とみなし(改正前の恩給法第二十三条に規定する警察監獄職員であつた元南西諸島官公署職員が、引き続き政令で定めるこれに相当する琉球諸島民政府職員となつた場合にあつては、これを同条に規定する警察監獄職員として勤続する者とみなし)、その者について恩給に関する法令の規定(实在職年に附すべき加算年、勤続在職年についての加給及び納金に関する部分の規定を除く)を適用する。

元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律
(一五六)

2 前項の規定により琉球諸島民政府職員に普通恩給を給する場合において、その在職年のうちに昭和二十一年一月二十八日以前の在職年で恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）による改正前の恩給法第六十二条第三項若しくは第四項に規定する教育職員としての勤続在職年十七年以上のもの又は同法第六十三条に規定する警察監獄職員としての勤続在職年十二年以上のものを含むときは、それぞれ、当該勤続在職年から勤続在職年十七年又は十二年を控除した残りの勤続在職年一年について、これらの規定により加給するものとする。

3 第一項の規定により恩給に関する法令の規定の適用を受ける琉球諸島民政府職員は、その在職の間、昭和二十一年一月二十八日において受けていた俸給（昭和二十三年七月一日以後においては、当該俸給の額は、国家公務員の給与水準の改訂に伴う恩給の額の改定に関し定めた法令の規定による仮定俸給の額とする。）を受けていたものとみなす。

4 第一項の規定により恩給に関する法令の規定の適用を受ける琉球諸島民政府職員が、引き続き本邦官公署職員となつた場合における恩給に関する法令の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

（国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の適用）

第五条 国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（昭和二十五年法律第四百四十二号）の規定は、同法が昭和二十一年一月二十八日において南西諸島に適用されていたとした場合において同法第二条に規定する職員として在職した者となるべき元南西諸島官公署職員が、引き続き琉球

諸島民政府職員となつたときは、昭和二十一年六月三十日以前に退職し、又は死亡した場合を除く外、その琉球諸島民政府職員としての在職の間、その者を同条に規定する職員として在職した者とみなし、又、昭和二十一年七月一日以後その者が退職し、又は死亡した場合において、その退職又は死亡の日において退職し、又は死亡した本邦の官署に勤務する職員について適用されていた国家公務員に対する退職手当の支給に関する法令の規定がその者に適用されていたとしたときに、当該法令の規定による退職手当を受けるときは、その受けるべきこととなる退職手当を当該法令の規定による給付とみなして、その者について昭和二十一年七月一日以後給付事由の生ずる退職手当から適用する。但し、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律第四条から第六条まで（第四条中傷い、疾病又は死亡に因る退職に係る退職手当に関する部分を除く）、第九条及び第十条の規定は、この限りでない。

2 前項の場合において、その者の退職又は死亡に因り支給すべき退職手当の額の計算の基礎となる俸給月額、その者が昭和二十一年一月二十八日において受けていた俸給月額を基礎とし、政令で定めるところにより、国家公務員の給与水準の改訂に伴う給与の措置に関し定めた法令の規定を準用して改定した後の俸給月額とする。

8 元南西諸島官公署職員のうち政令で定める元沖縄県及び鹿児島県の職員については、前二項に規定する場合の例に準じ政令で定めるところにより、退職手当を支給することができる。

（在職年の通算の辞退）

第六条 第四条第一項の規定により恩給に関する法令の規定の適用を受ける琉球諸島民政府職員が、普通恩給についての最短恩給年限（以下本条において「最短恩給年限」という。）に達した場合において、その者がその後第四条第一項の規定による在職年の通算を辞退すべき旨を申し出たときは、恩給に関する法令の規定の適用については、左の各号に掲げる區別に従い、それぞれ、当該各号に掲げる日において退職したものとみなす。

- 一 昭和二十一年一月二十八日においてすでに最短恩給年限に達している場合にあつては、同日
- 二 昭和二十一年一月二十九日以後において最短恩給年限に達した場合にあつては、その最短恩給年限に達した日

2 前項の規定による申出は、この法律の施行の日においてすでに最短恩給年限に達している場合にあつてはこの法律の施行の日から六月以内に、その他の場合にあつては最短恩給年限に達した日から六月以内に、内閣総理大臣に対してしなければならぬ。但し、元沖繩県以外の都道府県の知事の裁定すべき恩給に係る場合にあつては、当該都道府県の知事に対してしなければならぬ。

3 第一項の規定により退職したものとみなされる者は、前条の規定の適用についても、それぞれ、第一項各号に掲げる日に退職したものとみなす。
(死亡賜金に関する法令の適用)

第七条 官吏又は待遇官吏として在職していた元南西諸島官公署職員が、引き続き政令で定める琉球諸島民政府職員として在職中、昭和二十八年七月三十一日以前において死亡したときは、その死亡

の日まで引き続き官吏又は待遇官吏として在職していたものとみなして、その者について従前の死亡賜金に関する法令の規定を適用する。但し、その死亡前に、前条第一項の規定により退職したものとみなされる場合は、この限りでない。

2 第五条第二項の規定は、前項の場合における死亡賜金の額の計算の基礎となる俸給月額について準用する。

(引き続き他の職員として勤続するものとみなす場合)

第八条 元南西諸島官公署職員が昭和二十一年一月二十九日から九十日以内に琉球諸島民政府職員となつた場合においては、第四条、第五条又は前条の規定の適用については、引き続き琉球諸島民政府職員として勤続するものとみなす。

2 元南西諸島官公署職員が昭和二十一年一月二十九日から九十日以内に本邦官公署職員となつた場合においては、恩給又は退職手当に関する法令の規定の適用については、引き続き本邦官公署職員として勤続するものとみなす。

3 第四条第一項又は第五条第一項の規定により恩給に関する法令又は国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の規定の適用を受ける琉球諸島民政府職員が、その退職後（第六条の規定により退職とみなされる場合を除く。）三十日（この法律の施行前に退職した場合にあつては、九十日）以内に本邦官公署職員となつた場合においては、恩給又は退職手当に関する法令の規定の適用については、その退職の日の翌日から引き続き本邦官公署職員として勤続するものとみなす。

(未帰還職員)

第九条 昭和二十年九月二日から引き続き海外にあつて昭和二十一年一月二十八日まで帰国しなかつた元南西諸島官公署職員(以下「未帰還職員」という。)については、第三条の規定は、適用しない。

2 昭和二十八年七月三十一日までに帰国した未帰還職員は、その帰国の日から九十日以内に琉球諸島民政府職員又は本邦官公署職員となつた場合にあつては、その琉球諸島民政府職員又は本邦官公署職員となつた日の前日まで元南西諸島官公署職員として有していた身分を失わなかつたものとすし、その他の場合にあつては、その帰国の日から三十日を経過した日において退職したものとす

3 昭和二十八年七月三十一日までに帰国しなかつた未帰還職員は、恩給法の規定の適用を受ける者にあつては、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)附則第三十条の規定により退職したものとみなされる日又は死亡した日において、その他の者にあつては、恩給法の規定の適用を受ける者の例に準じ政令で定める日において退職したものとす。

4 元沖繩県がその俸給その他の給与を支給していた未帰還職員に対しては、本邦官公署職員の例に準じ政令で定めるところにより、俸給その他の給与及び退職手当を支給する。

(疎開学童担当教育関係職員)

第十条 元沖繩県の疎開学童の教育を担当するため他県の教育関係職員に転じ昭和二十一年一月二十

九日から同年十二月三十一日までの間において南西諸島に復歸した元沖繩県の教育関係職員が、その復歸の日から九十日以内に政令で定める琉球諸島民政府職員となつた場合において、まだ当該他県の教育関係職員の職を退いていないときは、その琉球諸島民政府職員となつた日の前日においてその職を退いたものとみなし、すでにその職を退いているときは、その退職の日の翌日から引き続き琉球諸島民政府職員として勤続するものとみなす。

2 前項の琉球諸島民政府職員については、第四条から第七条までに規定する場合の例に準じ政令で定めるところにより、恩給、退職手当及び死亡賜金を給する。

(執達吏の恩給)

第十一条 昭和二十一年一月二十八日において南西諸島の地域内にあつた旧裁判所構成法(明治二十三年法律第六号)による区裁判所に置かれていた執達吏が、引き続きこれに相当する琉球諸島民政府職員となつた場合においては、その者を執達吏又は執行吏として勤続する者とみなし、その者について執達吏又は執行吏の恩給に関する法令の規定を適用する。

2 第八条の規定は、前項の執達吏について準用する。

(時効の特例)

第十二条 南西諸島の官公署の職員であつた者について、その職員たる身分に基きこの法律の施行前に生じた恩給を受ける権利その他国又は地方公共団体に対する権利で金銭の給付を目的とするものの消滅時効は、他の法令の規定にかかわらず、昭和二十年三月一日からこの法律の施行の前日

元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律
(一五六)

までは進行しないものとする。

(給与等の負担)

第十三条 元沖繩県がその俸給を負担していた職員について、昭和二十一年一月二十八日まで給与事由の生じた俸給その他の政令で定める給与及び死亡賜金でこの法律の施行の日までに支払われなかつたもの並びに昭和二十一年一月二十九日以後給与事由の生じた俸給その他の政令で定める給与、退職手当及び死亡賜金は、国庫が負担する。

2 琉球諸島民政府職員について第五条、第七条又は第十条の規定により支給すべき退職手当及び死亡賜金は、国庫が負担する。但し、第十条に規定する場合を除き、昭和二十一年一月二十八日において元沖繩県以外の都道府県がその俸給を支弁していた職員に係るものは、当該都道府県が支弁するものとし、その経費は、国庫又は当該都道府県が、政令で定めるところにより、それぞれその全部又は一部を負担するものとする。

(恩給の裁定及び負担)

第十四条 琉球諸島民政府職員について第四条、第十条又は第十一条の規定により給すべき恩給は、総理府恩給局長が裁定し、国庫が負担する。但し、昭和二十一年一月二十八日に元南西諸島官公署職員として恩給の給与事由が生じたとした場合において、元沖繩県以外の都道府県の知事はその恩給を裁定し、当該都道府県がこれを負担すべきであつた職員に係るものは、当該都道府県の知事が裁定し、当該都道府県が負担するものとし、その経費(政令で定める日以後に支給すべき恩給に係るものを除く)は、政令で定めるところにより、国庫が交付するものとする。

(実施規定)

第十五条 この法律に特別の定があるものの外、この法律の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行し、第三条から第十一条までの規定は、昭和二十一年一月二十八日から適用する。

(恩給支払事務の委託)

2 郵政大臣は、当分の間、南西諸島に居住する者に対し給する恩給で国庫の負担に係るものの支払に關する事務を処理する場合において、特に必要があるときは、他の法令の規定にかかわらず、その事務の一部を政令で定める者に委託して取り扱わせることができる。

3 郵政大臣は、前項の場合において、同項の政令で定める者に対し、その支払に必要な資金を交付することができる。

4 附則第二項の規定による支払事務の委託事項及び前項の規定による資金交付の手續は、郵政大臣が大蔵大臣と協議して定める。

(所得税法の適用についての特例)

元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律
(一五六)

昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の
改定に関する法律(一五七)

七七二

律第七十六号)の規定による俸給を受けた者若しくはその遺族に係るものについては、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして法律第百五十五号による改正前の恩給法の規定によつて算出して得た年額

2 前項の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

3 昭和二十七年十月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した恩給法上の公務員若しくは公務員に準ずる者又はその遺族で、法律第百五十五号附則第十七条、第二十三条又は第二十九条の規定により恩給法に基く普通恩給又は扶助料を受けるものの当該普通恩給又は扶助料については、これらをその退職又は死亡の時に給与事由の生じたものとみなし、第一項中「法律第百五十五号による改正前の恩給法の規定」とあるのは「恩給法の規定」と変更して、同項の規定を適用する。

4 第一項又は前項の規定により年額を改定された恩給法に基く普通恩給を受ける者で法律第百五十五号施行の際恩給法に基く普通恩給を受けていたものに恩給法第五十八条ノ三の規定を適用する場合においては、その改定された年額の普通恩給(前項の規定により年額を改定された普通恩給を受ける者にあつては、法律第百五十五号施行の際受けていた年額を同項の規定により改定した普通恩給)について法律第百五十五号による改正前の同条の規定を適用した場合に支給することができる額は、法律第百五十五号附則第六条第一項但書の規定にかかわらず、支給するものとする。

附則

1 この法律は、昭和二十八年十月一日から施行する。

2 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。
附則第二十七条中「旧軍人、旧準軍人」を「旧軍人及び旧準軍人」に改め、「及び昭和二十七年十月三十一日以前に退職し、又は死亡した公務員(旧軍人を除き、旧準軍人以外の準公務員を含む。以下本条において「退職公務員」という。)、」「退職公務員及びその遺族の恩給については同表中欄に掲げるものに、旧軍人及び旧準軍人並びにこれらの者の遺族については「及び」「それぞれ」を削る。

附則別表第三中中欄を削る。

附則別表第四及び附則別表第五中「で、昭和二十七年十一月一日以後に退職したもの」及び旧軍人以外の公務員又は旧準軍人以外の公務員に準ずる者で、昭和二十七年十月三十一日以前に退職したものの項を削る。

別表第一

恩給年額計算の基礎となつて ゐる俸給年額	仮定俸給年額
五五、二〇〇 ^四	六四、八〇〇 ^四
五七、〇〇〇	六六、六〇〇
五八、八〇〇	六八、四〇〇
六〇、六〇〇	七〇、二〇〇

昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の
改定に関する法律(一五七)

七七三

昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の
改定に関する法律(一五七)

六二、四〇〇	七二、〇〇〇
六四、二〇〇	七四、四〇〇
六六、〇〇〇	七六、八〇〇
六八、四〇〇	七九、八〇〇
七〇、八〇〇	八二、八〇〇
七三、二〇〇	八五、八〇〇
七五、六〇〇	八八、八〇〇
七八、〇〇〇	九一、八〇〇
八〇、四〇〇	九四、八〇〇
八二、八〇〇	九七、八〇〇
八五、二〇〇	一〇〇、八〇〇
八七、六〇〇	一〇三、八〇〇
九〇、六〇〇	一〇七、四〇〇
九三、六〇〇	一一一、〇〇〇
九六、六〇〇	一一四、六〇〇
九九、六〇〇	一一八、二〇〇
一〇三、二〇〇	一二三、〇〇〇

昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の
改定に関する法律(一五七)

一〇六、八〇〇	一二七、八〇〇
一一一、〇〇〇	一三三、二〇〇
一一五、二〇〇	一三八、六〇〇
一二三、六〇〇	一四四、〇〇〇
一二七、八〇〇	一四九、四〇〇
一三二、〇〇〇	一五四、八〇〇
一三六、八〇〇	一六〇、八〇〇
一四一、六〇〇	一六八、〇〇〇
一四六、四〇〇	一七五、二〇〇
一五一、二〇〇	一八二、四〇〇
一五六、〇〇〇	一八九、六〇〇
一六二、〇〇〇	一九六、八〇〇
一六八、〇〇〇	二〇五、二〇〇
一七四、〇〇〇	二一三、六〇〇
一八〇、〇〇〇	二二二、〇〇〇
一八六、〇〇〇	二三〇、四〇〇
	二四〇、〇〇〇

昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の
改定に関する法律(一五七)

一九二、〇〇〇	二四九、六〇〇
一九九、二〇〇	二五九、二〇〇
二〇六、四〇〇	二六八、八〇〇
二一三、六〇〇	二七九、六〇〇
二二〇、八〇〇	二九〇、四〇〇
二二八、〇〇〇	三〇一、二〇〇
二三五、二〇〇	三一四、四〇〇
二四四、八〇〇	三二七、六〇〇
二五四、四〇〇	三四〇、八〇〇
二六四、〇〇〇	三五四、〇〇〇
二七三、六〇〇	三六七、二〇〇
二八三、二〇〇	三八二、八〇〇
二九二、八〇〇	三九八、四〇〇
三〇二、四〇〇	四一四、〇〇〇
三一四、四〇〇	四三〇、八〇〇
三二六、四〇〇	四四七、六〇〇
三三八、四〇〇	四六五、六〇〇

昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の
改定に関する法律(一五七)

三五〇、四〇〇	四八三、六〇〇
三六三、六〇〇	五〇一、六〇〇
三七六、八〇〇	五一九、六〇〇
三九〇、〇〇〇	五三七、六〇〇
四〇三、二〇〇	五五五、六〇〇
四一六、四〇〇	五七三、六〇〇
四三二、〇〇〇	五九四、〇〇〇
四四七、六〇〇	六一四、四〇〇
四六三、二〇〇	六三四、八〇〇
四七八、八〇〇	六五七、六〇〇
四九四、四〇〇	六八〇、四〇〇
五一〇、〇〇〇	七〇三、二〇〇
五二八、〇〇〇	七二六、〇〇〇
五四六、〇〇〇	七五一、二〇〇
五六四、〇〇〇	七七六、四〇〇
五八二、〇〇〇	八〇一、六〇〇
六〇〇、〇〇〇	八二八、〇〇〇

昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律(一五七)

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。但し、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が五五、二〇〇円未満の場合においては、その年額の千分の千百七十三倍に相当する金額(一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が六〇〇、〇〇〇円をこえる場合においては、その俸給年額の千分の千三百八十倍に相当する金額(一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を、それぞれ仮定俸給年額とする。

別表第二

(イ) 秘書官又はその遺族の恩給	恩給年額計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
	一六二、〇〇〇円	二〇四、〇〇〇円
	一九二、〇〇〇	二四〇、〇〇〇
	二二二、〇〇〇	二八八、〇〇〇

(ロ) 秘書官又はその遺族の恩給以外の恩給	恩給年額計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
	二五二、〇〇〇	三三六、〇〇〇
	二八二、〇〇〇	三八四、〇〇〇
	三一二、〇〇〇	四三二、〇〇〇
	三四八、〇〇〇	四八〇、〇〇〇
	三八四、〇〇〇	五二八、〇〇〇
	四六八、〇〇〇	六三六、〇〇〇
	五〇五、〇〇〇	六八四、〇〇〇
	五三四、〇〇〇	七二〇、〇〇〇
	五六四、〇〇〇	七六八、〇〇〇
	六三六、〇〇〇	八六四、〇〇〇
	六八四、〇〇〇	九三六、〇〇〇
	七二〇、〇〇〇	九八四、〇〇〇
	七六八、〇〇〇	一、〇五六、〇〇〇
	九六〇、〇〇〇	一、三二〇、〇〇〇

秘書官又はその遺族の恩給についてその恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が一六二、〇〇〇円未満の場合において昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律(一五七)